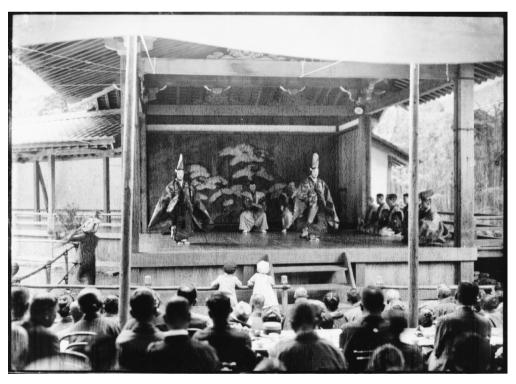
彦根城博物館 研 究 紀 要

第35号 2025

彦根城博物館



口絵 1 井伊直忠の〈道成寺〉大正 2 年 11 月 22 日 井伊直憲追善能 (『能楽画報』8(3)、1913 年、国立国会図書館デジタルコレクション)



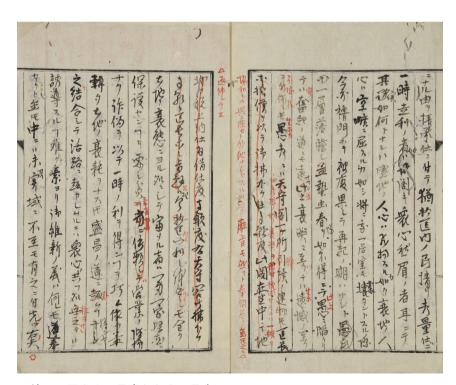
口絵2 井伊直忠の〈二人静〉昭和6年6月1日 井伊神社奉納能



口絵4 同右2丁目裏



口絵3 彦根城天守閣御払い下げに付願書案 (井伊家伝来古文書(近代文書))1丁目表



口絵5 同上1丁目裏から2丁目表



口絵 6 「宇治表江持参物覚」 表紙・1 丁目



口絵7 「宇治御茶詰年々御請下留」 表紙・1 丁目



	Q.
そろい 賞飯まちるとい母妻をはいけきかい 角賣 ありたい 世界をはる あまら 一大四十二十四十二十一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	一五月上の端午してだかいを井宮は、今日上上の端午してだなかいと井宮は、年時一十八日代 電子の一十八日代 電子の一十八日代 電子の一十八日代 電子の一十八日代 電子の一十八日代 電子の一十八日代 電子の まっている 単一 まっている まっている まっている まっている まっている まっている まっている まっている 乗回 はっている まっている まってい まっている まってい

口絵8 「楽々亭座右耳袋」

彦根城博物館

研究紀 要 第 35 号

2025

井伊家十五代直忠と能

主に演能を中心に

茨木

恵美

1

資料紹介 明治十一年「彦根城郭保存」関係資料について

渡辺 恒一

「宇治表江持参物覚」「宇治御茶詰年々御請下留 荒田 雄市

資料翻刻

井伊直亮筆「楽々亭座右耳袋」(上) 北野

資料翻刻

髙木

智也 文恵

> 47 31

23

井伊家十五代直忠と能―主に演能を中心に―

はじめに

の能はこの紳士能にあたるといえる。 者の活動に安定をもたらし、近代の能楽の発展を支えたとされる。 階級の人々が行った能は紳士能と称され、彼らによる経済的援助は能役 能役者に師事し、 いる。明治時代以降、華族や政財界の名士の中には、趣味として玄人の 代田区三番町)でも定期的に能を催し、邸内に本式の能舞台を建設しても ~ | 九五九)などに師事し、生涯、能に打ち込んだ。梅若家の催しなど 観世流の梅若万三郎(初世、一八六八~一九四六)や六郎(二世実、一八七八 け能を愛好した人物である。大正から昭和初期の名人として知られる、 十五代当主、 に出演するだけでなく、井伊家本邸(東京市麹町区一番町、現在の東京都千 江戸時代、代々彦根藩主をつとめ、 直忠(一八八一~一九四七)は、歴代の当主の中でもとりわ 自ら能を舞う者が多くあった。素人であるこれら特権 明治期に伯爵となった井伊家の 直忠

台や伝来の能面、装束が失われた後、直忠は新たに面や装束を収集し、また、大正十二年(一九二三)、関東大震災によって、本邸とともに舞

茨 木 恵 美

面、能装束となっている。あるいは作らせた。これが現在、彦根城博物館が所蔵する井伊家伝来能あるいは作らせた。これが現在、彦根城博物館が所蔵する井伊家伝来能

本稿は、直忠の能に関する研究の一環として、梅若家への入門時期等本稿は、直忠の能に関する研究の一環として、梅若家への入門時期等を開始、 注目すべきものと考える。 (2) の基礎情報、能の出演記録とその特徴を紹介するものである。 直忠の能の基礎情報、 直忠の能に関する研究の一環として、 梅若家への入門時期等

でが失われてしまったためと考えられる。後述の通り、直忠の梅若家入代文書)」(彦根城博物館蔵。以下、井伊家近代文書)と、直忠の蔵書「琴堂文庫」(彦根城博物館蔵)である。井伊家近代文書には、能に関する大量の直忠自筆と、をか万三郎自筆を含む多数の型付、装束の見積などが、琴堂文庫にはメモや万三郎自筆を含む多数の型付、装束の見積などが、琴堂文庫にはメモや万三郎自筆を含む多数の型付、装束の見積などが、琴堂文庫にはる。と称に大正十三年より古いものは確認できず、その大半は同年以降のものとみられる。これは、大正十二年の関東大震災によって、井伊家が東京に居を移した明治四年(一八七一)以降に作成された史料のほとん東京に居を移した明治四年(一八七一)以降に作成された史料のほとん東京に居を移した明治四年(一八七一)以降に作成された史料のほとん東京に居を移した明治四年(一八七一)以降に作成された史料のほとん東京に居を移した明治四年(一八七一)以降に作成された史料のほとん東京に居を移した明治四年(一八七一)以降に作成された史料のほとん東京に居を移した明治四年(一八七一)以降に作成された史料のほとん東京に関する。

若実日記』(以下、『日記』)や当時の能楽雑誌、新聞などを参照した。で万三郎の父である梅若実(初世、一八二八~一九〇九)が記した日記『梅正十二年以前の直忠の能については、明治期の能楽復興の立役者の一人であるが、右の事情によりこの間の史料は残されていない。よって、大門は明治三十一年(二八九八)、積極的に舞台に立ったのは大正九年まで

一直忠の経歴

本論に入る前に、直忠の略歴を確認する。

直忠は、明治十四年(二八八二)五月二十九日、伯爵である井伊家十四直忠は、明治四年に生後僅か三ヶ月で夭折しため、実質、長男として育太郎は、明治四年に生後僅か三ヶ月で夭折しため、実質、長男として育太郎は、明治四年に生後僅か三ヶ月で夭折しため、実質、長男として育太郎は、明治十四年(二八八二)の次男として生まれた。母は、有栖代当主、直憲(二八四八~一九〇二)の次男として生まれた。母は、有栖代当主、直憲(二八四八~一九〇二)の次男として生まれた。母は、有栖代当主、直憲(二八四八~一九八二)五月二十九日、伯爵である井伊家十四直忠は、明治十四年(二八八二)五月二十九日、伯爵である井伊家十四

室大居士。 宣大居士。 宣大居士。 宣大居士。 宣大居士。 宣大居士。 宣大居士。 宣大居士。 三十五年一月八日、直憲が病により死去し、直忠と次男直弘(後に正弘当主、伯爵となった。四十三年、双子の長男直愛と次男直弘(後に正弘当主、伯爵となった。四十三年、双子の長男直愛と次男直弘(後に正弘当主、伯爵となった。四十三年、双子の長男直愛と次男直弘(後に正弘当主、伯爵となった。四十三年、双子の長男直愛と次男直弘(後に正弘当主、伯爵となった。四十三年、双子の長男直愛と次男直弘(後に正弘当主、伯爵となった。四十三年、双子の長男直愛と次男直弘(後に正弘当主、伯爵となった。写は楽堂および琴堂、諡号は直心院殿忠山琴の豪徳寺に葬られている。号は楽堂および琴堂、諡号は直心院殿忠山琴山大震災に伴う火災により死去し、直忠は二十二歳で十五代三十五年

一 直忠の演能

(一) 初舞台以前(明治二十九年~三十九年九月)

つまり初舞台を踏む前までの修養を中心とした期間である。この期間は、謡の稽古開始から、初めて観衆のいる舞台に出演する、

①梅若家への入門と稽古

は九月八日であったと考えられる。なお、ただし、太鼓の稽古は開始後、郎について本格的に稽古を開始した。『日記』の記述から、その初稽古郎について本格的に稽古を開始した。『日記』の記述から、その初稽古めた。そして、謡の基礎を学んだ後、三十一年九月から梅若万三郎、六めた。そして、謡の基礎を学んだ後、三十一年九月から梅若万三郎、六めた。そして、謡の基礎を学んだ後、三十一年九月から梅若万三郎、六めた。そして、謡の基礎を学んだ後、三十一年九月から梅若万三郎、六めた。そして、謡の基礎を学んだ後、三十一年九月から梅若万三郎、六郎について本格的に稽古を開始した。『日記』の記述から、その初稽古は開始後、直忠の稽古は開始を対した。

再開した。中絶し、三十八年から増見仙太郎(一八五〇~一九一六)について稽古を中絶し、三十八年から増見仙太郎(一八五〇~一九一六)について稽古を

江戸時代以来、井伊家では能が愛好され、喜多流が浸透していた。 江戸時代以来、井伊家では能が愛好され、喜多流が浸透していた。 江戸時代以来、井伊家では能が愛好され、喜多流が浸透していた。

郎名指しで稽古の依頼があった旨が記されている。 希望によるものだった。『日記』や万三郎の芸談にも、井伊家から万三んかし、喜多流ではなく観世流の万三郎に師事したのは、直忠の強い

楽会、 忠本人の希望だけでなく、井伊家と梅若家の繋がりがすでにあったこと 華族や政財界の要人、財閥関係者といった特権階級の弟子を多数抱え、 世宗家分家の観世鉄之丞(華雪、一八八四~一九五九)と優れた役者が揃 して行われた囃子会には、 観世宗家を凌ぐ勢力となっていた。井伊家と梅若家の関係は、 継者がなかった。梅若家は実を中心に、万三郎、六郎、二人の義弟で観 月九日の井伊直弼追善能では喜多流宗家である六平太らと梅若一門が出 当時、 梅若家への入門が許された背景にあるだろう。 、また、 能楽堂の活動を通して次第に深まったとみられ、 喜多流の重鎮で元彦根藩能役者の喜多文十郎は、 十一月十四日に直憲と子爵鍋島直紀の娘常子との再婚を祝 喜多家ではなく梅若一門が出勤している。 明治二十九年四 既に没し、 直憲の能 直 後

る〈九番習 謡〉の伝授を受けた。その後、三十四年一月には仕舞の稽録『伝授免状扣』によれば、直忠は三十二年一月に最も初歩の習物であ実が明治十一年から四十年の間に素人弟子に宛てた習物の免状発行記

古を重ねていたことを物語っている。 は、 直忠が熱心に稽能を合わせて二十二の免状を取得している。これらは、直忠が熱心に稽は〈九番之習 謡〉しか伝授を受けていないのに対して、直忠は謡、仕舞、には能の型の稽古に進んだ。『伝授免状扣』に記された素人弟子の大半古をはじめ、三十五年に当主となってさらに能へ傾倒し、三十六年一月

直忠を含めた華族や財閥関係者等は梅若家の有力な後援者であった。 は免状料が必要であり、能の免状取得まで達しているということは、そ は免状料が必要であり、能の免状取得まで達しているということは、そ は外状が必要であり、能の免状取得まで達しているということは、そ はた、能の免状の取得にまで進んだのは、直忠をはじめ特権階級の限

②初期の演能

祝言之式〉を演じるまでになっている。 京市麹町区六番町)で開催した素謡会 (表1―1) である。 この時 年二月十一日に、旧彦根藩士で当時、直忠の教育係であった石黒務宅(東 -7)には囃子と仕舞を、 月三日の素謡会(表1―3)では素謡の後に仕舞を舞い、三十七年 〈八嶋 謡〉、 1 5 8 0 0 稽古に励みながら開催した素謡会等が、 〈蝉丸 謡〉、〈安宅勧進帳 謡〉を披いた。そして三十四年三 最も早いのは、〈九番習謡〉 三十九年 (表1-の伝授を受けた翌年、 -8) には装束をつけて 直忠の初期の演能である(表 (高砂 (高砂 (表 1 謡×

要三郎、 の野島信、 の息子の織雄、 これらの会には、シテ、ツレ、地謡として実、 直忠の太鼓の師である増見仙太郎、 囃子方の石田清吉、 一噌銑二といった梅若一門が出勤した。 大倉繁次郎、 三須錦吾、 大蔵流狂言役者の山本東次 万三郎、 一噌銑 加えて、 六郎、 鉄之丞 ワキ方



上野記念法政大学能楽研究所能

『謡曲界』5(7)、1916 年、上野 楽資料総合デジタルアーカイブ) (『謡曲界』5(7)、

の期

間

の催しがどの程度の規

模であったかは不明だが、

初

会場が石

的な催しであったと思われる。 の松濤館であったことから鑑みて、 井伊家に近しい者を参加者とした私 海岸沿いに建てられた貸別荘

黒宅や井伊家別邸、 舞台前であること、

小田原の

初舞台から梅若流の独立以前 (明治三十九年十月~大正九年)

たもので二十六回、 までを紹介する。 梅若流独立を受けて舞台への出演を停止する前、 ここでは、明治三十九年 (一九〇六) の初舞台から、大正十年 (一九二一)、 直忠の演能はこの期間に集中しており、 それ以外で六十八回、 計九十 演能が確認される九年 -四回にもおよぶ。 自らの主催

「日記」 や当時 の能楽雑誌 新聞等から、 直忠の初舞台は 明

治

うだ。これ以降、 理由は不明ながら変名「立花忠一」で出演し、まずまずの評価を得たよ 能とは、 していく。 を演じた。公演前日の十六日には梅若家の舞台で申合せを行っている。(፡②) 忠は入能 三十九年十月十七日の梅若素人能 梅若家の舞台で上演された素人弟子による公演で、 (予定番組以外に臨時に組み入れられた能)として 直忠自ら多数の能会を主催し、 (表2-1)と考えられる。 また様々な舞台に出 この時、 〈紅葉狩〉 梅若素

郎らが出勤している。

彼らは

ていく主要な役者である。 以降の直忠の舞台にも出演

①井伊家の催能

従の仙波貞信と百々貞二(表1

-3)の出席が確認できる。

貞三(表1―1、3)、

井伊家家

旧彦根藩士家の椋原素と池田

横浜の梅若家素人弟子で

するのは一部の会だけである

能役者以外の参加者が判

崩

特別な会に合わせて力を入れて臨んだようで、装束一切を新調し、 れており、直忠がそれに見合う実力を備えていたことを示してい 台で装束をつけた申合せを四回も行った。〈道成寺〉 で能役者として一人前と認められる重要な曲である。 を披いている(口絵1)。 とした井伊直憲追善能(表一―21)において、万三郎の鐘後見で〈道成寺〕 さらに大正二年(一九一三)十一月二十二日には靖国神社能楽堂を会場 表1に示した通り、直忠は、明治四十三年(一九一〇)五月二十九日 14)で〈石橋〉を、四十四年一月二十二日 〈道成寺〉は特に重い習物で、 (表1-15) を披く素人は限ら 父の追善能という これを披くこと で〈翁〉を披き、 同舞

目は直忠の誕生日に近い六月に行われることが多かったようだ。 されていたとみられる。 表を通覧すると、明治四十年以降、井伊家では基本的に年二回能が催 開催時期は一定ではないが、 一回目は春、 П

上げ、 26 井伊家を会場として行われた能会は、はじめ本邸内の敷舞台で行われ 敷舞台は、 の催能の写真(図1)を見ると、橋掛りとした入側から舞台の背後 他の三室を見所としたものであった。 本邸の大広間の十八畳の次の間と一 大正五年六月十一日 間半の 入側の畳を

設置されているのが分かる に松を描いた屛風を立て、 橋掛りの前面には仮設とみられる欄干と松が

六郎、 である三井渓泉、 41)、直忠は初日に四番、二日目に三番を演じた。 この他、初日には万三郎 建設した 人々が出演した。 一階建四室の楽屋と六十畳を超える見所を備えた本格的な舞台を新たに この舞台では満足できなかったのか、直忠は大正八年、 鉄之丞、 (図2)。 喜多六平太、二日目には直忠と同じく梅若家の素人弟子 舞台開きは、 古市公威、 久米民之助という、 四月十五日、十六日に行われ 井伊家と直忠ゆかりの 本邸の南東に (表 1 40



井伊直忠の〈鳥追舟〉大正9年10月12日井伊家催能 図2 13(6)、1920年、国立国会図書館デジタルコレ

鏡板は、 含め、 の出身でもある。 手がけた日本画家、 写して作られていた。 途切れている所までも りの床板が幕口の 井伊家の舞台は、 崎楽堂によれば、 ② 領であっ 堀鞆音が手がけた。 華族会館の鏡板なども しく歴史画をよくし、 は 梅若家の舞台を 江. 有職故実に詳 た栃木県佐野 戸時代彦根藩 この 所で 橋掛 鞆

> れている面もあろうが、 雑誌などに語られている。 とである。 とっており、 徴と捉えられていたといえよう。 五番を続けて演じる者はほぼなく、 になり、 直忠が四番もしくは三番、 井伊家の催能は、 その労力、精神力は並大抵のものではない。当時の能楽界にも 五番全てを演じる場合、 春の会では最初に 基本的に能五番とその間に狂言四番を演じる形を 少なくとも複数曲の連続上演が直忠の演能 直忠が華族であることによって過大に評価さ 時には五番全てのシテを一人で演じているこ 〈翁〉が演じられた。注目されるのは ほぼ休憩なしで終日演じ続けること その熱心さと精力家ぶりがしばしば

②直忠の稽古

で設計者でもあっ

た山

能舞台建築の研究者

く伯 能 それから夜分になれば、 れならよい」と云ふ所迄漕ぎつける迄は同じ所を万灯でも稽古される。 ħ であるが、」「毎日午前中は万三郎、 番の能を続けて舞ふのは、恐らく井伊直忠伯爵一人だろうとは世の定評 た」。直忠の稽古の様子を紹介する『能楽画報』の記事にも、「一人で五(38)。 直忠の稽古の様子を紹介する『能楽画報』の記事にも、「一人で五高安幸喜等を代る代る招いて舞台で演能の指導を受けるのが日課であっ 立って演能の稽古を行い、 間に端坐して謡曲を一~二番吟じ、 に見ていた正弘によると、 それを可能したのは、 五番の能を演じる理由を、 一三番の自修をされる。」「二三番の能を謡ひながら舞ひ得るのは、 午後は増見先生が太鼓の稽古に出る、 の絶倫なる精力が茲に至らしめたものであろう。」と語られている。 一人で舞台に立ち、 直忠の余念の無い稽古であった。 午後は梅若万三郎・観世銕之丞・山口直知 直忠は、「毎日朝食後に、三十分間ぐら 直忠は次のように語っている。 六郎の両先生を隔番に呼んで稽古さ 午前十時頃から一~二時間舞台に 型では謡でも拍子でも」「「こ 御自分で謡ひつゝ舞ひつゝ、 その様を間 「稽古や研

どの辺まで進んで居るか、 究の成果は舞台にかけて見なけりゃ其真価、と云ふよりも稽古の効果が を自身の稽古の一環として捉えていた。 人で勤めて見て実地に研究しなればならない」。 ことも心得て置かねばならない。その勉強には、 は脇能、 [をカ] 一日五番の能に表すにはどう云ふ風にすればよいか、 修羅、 三番目、 四番目、五番目とそれゞの位があって、 といふことがわからない」ものであり、 直忠は、 一日五番の能を自分一 舞台での上演 と云ふ 能

③自邸以外の舞台への出演

梅若家の催能には二十回、 た梅若素人能などの会と、山本東次郎家の舞台で行われた山本会である。 表2に見る通り、 直忠が頻繁に出演したのは、 山本会には十九回出演している 梅若家の舞台で催され

年の梅若紳士能 頻繁に参加し、一番もしくは二番を演じている。 梅若素人能には、 (表2-65) 大正二年以降、これがほとんど催されなくなるまで である (図3)。 最後の出演は、 大正八

対して山本会には、

明治四十四年の舞台開きで

⟨翁⟩

をつとめて以

図 3 井伊直忠の〈土車〉 大正8年11月30日梅若紳士能 (『能楽画報』14(9)、1919年、国立 国会図書館デジタルコレクション)

> 深さが伺い知れる。 (3)来した江戸城三の丸舞台の図面を元に建てられたとされ、(3) う要請したこともあったようだ。 深い繋がりがある。東次郎は四十年以降の井伊家催能にほぼ必ず出演し 代後期に、十二代直亮が大蔵流の茂山千五郎を召し抱えて以来、 降ほぼ毎回出演し、 ており、 京の狂言界において大蔵流の孤塁を守った人物である。井伊家は江戸時 一八六四~一九三五) 直忠は自身が能を演じる際の間狂言は全て東次郎がつとめるよ は 正月の会では〈翁〉もつとめた。山本東次郎 明治維新後、 また、 同家以外は和泉流が占めていた東 東次郎家の舞台は、 二人の関係 井伊家に伝 同流と (二世)

の催し 社との繋がりによる催し(表2-3、 などに出演している。 これら以外では、 (表2-50)、 直忠と共演している囃子方の催し 喜多家の催能 11 (表2-7、 12 井伊家と親類関係にある家 17 直 憲が関わっ (表2-9 22 た能楽 40

④共演者

演能全体を通して、直忠と多く共演したのは以下の役者である。

直忠の能のほとんどで、ワキは、梅若一門だけを相手にした野島信 八七五~一九三四)がつとめた。 初

きをなした役者である。 喜、一八七七~一九四五)の出勤が多い。 大鼓は、初期は石田清吉(一八七○~一九三○)、それ以降は高安鬼三(道 独立した梅若流に加わって、没するまで同流の囃子方として重 石田は梅若家の勧誘を受けて上京、

九七六)との共演が最も多く、 一九七七)の出勤が多い。大倉喜太郎は大倉流大鼓方の宗家であるが 小鼓はさまざまな者が出演しているが、大倉喜太郎 次いで三須平司、 幸五郎 (祥光、 八九八~ 一八九二

を担当した。井伊家の催能でも小鼓を打っている。梅若流が独立すると父の繁次郎とともに同流専属となり、もっぱら小鼓

が度々出勤した。 仙太郎が亡くなった後は、長男の金春林太郎(国泰、一八九七~一九四二) 太鼓は、直忠の太鼓の師である増見仙太郎が、多くをつとめている。

田多賀蔵(「八五四~一九二九)が多く出演した。り、しばしば井伊家の催能にも出演している。要三郎没後は、同流の藤要三郎の次男銑二は、万三郎の義弟である観世鉄之丞の娘聟となってお歯は、はじめは一噌要三郎(二八五二~一九一○)が多くつとめている。

月登也(渡辺勝三郎)が出演した。 次郎、一八九八~一九六四)、高井則安(一八九七~一九七六)と素人弟子の大井伊家催能の狂言には、常に山本東次郎とその一門、河内晋(三世東

の一つといえよう。 を考える上で重要な要素でれらの共演者のネットワークは、直忠の能を考える上で重要な要素

⑤直忠の上演曲

四番目物が最も多く、五番目物と初番目物とがこれに次ぐ。十三曲、三番目物十六曲、四番目物四十七曲、五番目物二十九曲であり、この期間で直忠が演じた曲の種類は、初番目物二十一曲、二番目物

り脇能、 ている。 むで演ぜられる熱心さは所詮外の素人と同一視すべきぢやない」と述べ に尽力した池内信嘉も、「一般からそれ程まで閑却されて居る神能を好 な事だと思ふ。」、囃子方養成に力を注ぎ、能楽会理事として能楽の振興 をよく練習して演つて見られる。これが当世珍しい物好きで、 て直忠は、この脇能を積極的に演じることで知られていた。山崎楽堂は にある。これは明治から大正期においても同様であった。その中にあっ や〈老松〉、〈竹生島〉といった主要な曲以外は上演の機会が乏しい傾向 要な位置を占めるが、劇としての物語性が希薄であることから、 所に特徴があり、神事芸能そして武家式楽として発展した能にとって重 - 丼伊伯爵は進んで脇能を勤められる方である。 殊に滅多に出ないもの 特に注目されるのは、直忠が二番目物、三番目物よりも初番目物つま 神能を多く演じている点である。脇能は祝言性が重んじられる 頗る結構 (高砂)

曲の内、初番目物は二十一曲中十七曲、二番目物は十三曲中三曲、三番含まれるが、いわゆる稀曲とされるものが多くを占める。直忠が演じた内百番に対して、それ以外の百曲をいう。現代では上演頻度の高い曲も以来行われてきた通行曲二百曲の分類で、比較的身近な演目百曲であるまた、直忠の上演曲には外百番の割合が高い。外百番とは、江戸時代また、直忠の上演曲には外百番の割合が高い。外百番とは、江戸時代

宝生流の謡をよくし小鼓などにも巧みだった子爵松平頼和である。

中十七曲が外百番にあたる。 目物は十六曲中七曲、四番目は四十七曲中十八曲、五番目物は二十九曲

外組の内、天保十一年(一八四〇)に山本長兵衛が出版した六冊組の外組の内、天保十一年(一八四〇)に山本長兵衛が出版した六冊組のり、直忠は三曲を除きこの全てを演じている。

ても、梅若家の影響を受けていたといえよう。曲を多く演じようとしたためと考えられる。直忠は上演曲の選定におい指導する万三郎らを困らせたというが、それは外百番や別能に含まれる直忠は、当時あまり演じられなくなっていた古曲にも進んで挑戦し、

る事例を取り上げたい。 (翁)に関する もう一点、直忠の能に対する態度を示す一例として〈翁〉に関する

(第) に出たという。 に出たという。

らず見合わせとなっている。この件は、直忠の能に対する熱心さと古格とめる役者を、女性を稽古したことがない者に限定したため、相手がおまた、大正三年二月八日の〈翁〉(表1―22)では、三番叟や千歳をつ

を尊重する態度の表れとして紹介されている。(39)

つての外の事。」と断じていることも同様の考えによるものといえよう。でも、「能楽といふものは、決して改造すべきものではない。改造は以勢がうかがえる。明治時代後期以降に起こった能楽の改造に関する議論これらからは、連綿と続いてきた能の伝統や古格を重んじる直忠の姿

(三) 梅若流の独立以降 (大正十年~昭和二十二年)

問題もあったと考えられる。 加えて梅若家と三役(ワキ方、囃子方、狂言方)との対立の深まりから、 交流を謝絶となり、三人は万三郎を家元として梅若流として独立した。 録はわずか三回のみである。 梅若一門と共演する限り、 たのは、梅若家を取り巻く状況を踏まえてのことであり、 孤立した状態となる。 との確執によって、万三郎、六郎は観世流を破門、観世鉄之丞は芸事の 一部の役者を除いて舞台への参加は得られず、梅若流は能楽界において 大正十年(一九二一)以降は一転して、 直忠が自家、他家を問わず舞台への出演を停止し 以前のように三役の出勤は得られないという 同年七月、 免状発行に端を発した観世宗家 直忠が人前で舞台に立った記 また、

や心境の変化が何らかの影響を与えたものと想像される。 来の能面・能装束も失い、角筈別邸へと転居したが、井伊家近代文書の来の能面・能装束も失い、角筈別邸へと転居したが、井伊家近代文書の来の能面・能装束も失い、角筈別邸へと転居したが、井伊家近代文書の来の道の変化が何らかの影響を与えたものと想像される。

①舞台への出演

城表御殿の能舞台が移築されていた。社での奉納能、一回が自らの還暦記念能で、いずれも自身の主催である。社での奉納能、一回が自らの還暦記念能で、いずれも自身の主催である。大正十年以降に直忠が出演した三回の能会は、二回が彦根市の井伊神

寅三郎、 束が伝わっている 来資料には、 根周辺の奉納能に出演している地元の素人役者である水谷松次郎、 をはじめ、 三番であった。共演者は、直忠の演能に以前より出演している山口直知 万佐世と猶義の〈小袖曽我〉の能五番、 が演じる〈玉井〉、〈兼平〉、〈二人静〉、 の奉納能は残された番組から演目と出演者が確認できる。演目は、 若流の役者を引き連れて出演した。昭和四年の出演者は不明だが、 日 この舞台で昭和四年(一九二九)五月二十九日(表1-87)と六年六月 (表1-18) に行われた奉納能に、 小倉二郎、 梅若一門の大塚信太郎、 この時の舞台の写真(口絵2)と〈二人静〉で使用した装 小川米吉、河合松寿、久世昇三であった。井伊家伝 小谷金蔵、中川修吉、 直忠は万三郎をはじめとする梅 〈大江山〉、万三郎の息子である 梅若一門による囃子十番 戸田清 二、彦 寺村 狂言 直忠 六年

属する北村七蔵、〈鷺〉のワキは井伊神社奉納能にも出演した梅若一門だのであろう。〈東方朔〉のツレは万三郎と山口直知主催の青山会に所れる特別な曲であり、直忠も近く還暦を迎えるにあたり満を持して臨んれる特別な曲であり、直忠も近く還暦を迎えるにあたり満を持して臨んれる特別な曲であり、直忠も近く還暦を迎えるにあたり満を持して臨んれる特別な曲であり、直忠も近く遠暦を迎えるにあたり満を持して臨んにのであろう。〈東方朔〉のツレは万三郎と山口直知主催の青山会に所には、元郎は、〈鷺〉を披いた。〈鷺〉をである。井伊家近代文書に残る番組台でである。

を催すことができたのは、万三郎が能楽界復帰したためと考えられる。一月に観世流に復帰した。このように、玄人の三役が揃って還暦記念能年(二九二八)、万三郎はに還暦を機に梅若流の家元を六郎に譲り、八年信、高安道、北村一郎、山本東次郎(三世、河内晋)が出勤した。昭和三の戸田清二がつとめている。そして、以前より直忠と共演している野島

②素謡会と能楽研究会

確認できない。 井太一郎などである。能役者は毎回参加したわけではないが、万三郎 ある佐成藤二郎の息子で能楽研究者の佐成謙太郎、 楽新報』の発行者で直忠の能係をつとめていた澤藤紫川、 梶川乾堂、罹災した井伊家刀剣の調査を行った山越富三郎、 昭和七年まで計六十二回の開催が確認でき、 万佐世、 家家職で梅若家素人弟子の亀井満成、 能役者が参加した。前者としては、直忠の母宜子の生家である有栖川宮 表2に示したとおり、素謡会は大正十三年一月二十九日を最初として、 猶義、 観世鉄之丞、 山口直知らが参加している。 井伊家菩提寺である豪徳寺住職の 直忠に近しい謡の愛好者と 直忠の能係である酒 井伊家家令で 六郎の出席は 、能楽雑誌『能

十一月に飯田町に建てた仮設舞台を指すのであろうか。「別邸の竹藪のと述べた舞台に当たるとみられる。観世清廉が、明治二十五年(二八九二)世宗家の舞台を久米民之助が預かり、澤藤紫川の仲介で井伊家に入った世宗をの舞台を久米民之助が預かり、澤藤紫川の仲介で井伊家に入った一日に舞台開き素謡会が開催されている。この舞台は、万三郎が、元観一日に舞台開き素謡会が開催されている。

中に舞台だけを建て」た、もっぱら稽古用の舞台だったと考えられる。中に舞台だけを建て」た、もっぱら稽古用の舞台だったと考えられる。この事例だけで研究会の内容を即断することはできな為、山中謙造并技師一名来邸」との記述から、〈土蜘蛛〉の撮影であったと考えられる。この事例だけで研究会の内容を即断することはできなたと考えられる。この事例だけで研究会の内容を即断することはできなたと考えられる。この事例だけで研究会の内容を即断することはできなたと考えられる。この事例だけを建て」た、もっぱら稽古用の舞台だったと考えられる。中に舞台だけを建て」た、もっぱら稽古用の舞台だったと考えられる。

おわりに

のなのかが理解されるのではないだろうか。 のなのかが理解されるのではないだろうか。 を記し、本稿により、直忠がいつ、どのように能に取り組んできいであったことは指摘されてきたが、その詳細は知られてこなかった。雑であったことは指摘されてきたが、その詳細は知られてこなかった。雑い上、直忠の演能をその内容から三期に分け、それぞれの期間におけ以上、直忠の演能をその内容から三期に分け、それぞれの期間におけ

葉通り「浮薄な態度に出るやうな事は断じてない」ものであった。 が、社交的であったとは言い難い。その生活は能と信仰とを軸としたス が、社交的であったとは言い難い。その生活は能と信仰とを軸としたる が出は好まず、宮中で催される華族会等へも不調等を理由として参加せ 外出は好まず、宮中で催される華族会等へも不調等を理由として参加せ が出るいがある。一方、 の性は伝法灌頂を受け、晩年には権大僧正を贈られるほどであっ ないであったとは言い難い。本邸に持仏堂を建てて参拝し、昭

> 調査、 位置づけることが課題である。 の蔵書も直忠の能を考える上で欠くことができない。今後は、 とともに万三郎自筆を含む多数の型付も残されている。また、 当然ともいえようが、具体的事例を積み重ねることで、改めて直忠と梅 ると考える。井伊家近代文書には、直忠自筆の千冊を超える能の手控帳 若家との関わり、梅若家の支援者としての姿を明らかにすることができ からの影響を強く受けていることが確認された。師弟関係にある以上、 また、本邸に建設した能舞台、 分析を進め、 直忠の能の全体像を把握するとともに近代の能楽に 共演者、 上演曲からは、 直忠が梅若家 これらの 琴堂文庫

(いばらき えみ 本館学芸員)

註

- て観世宗家と確執を生じた、近代能楽界における紛争である。一時、梅若一門が能観梅問題とは、明治十年代以降、観世流の梅若一門が免状を発行したことによっ

2

わっており、観梅問題なしに直忠と能の関わりの全体像を明らかにし得ないが、 た。後述のとおり、直忠の演能は師家である梅若家をめぐる能楽界の動向と深く関 楽界を離脱して一流を立てるまでに発展し、その状態は第二次世界大戦後まで続い 本稿では演能を中心とした基本情報の紹介を主眼とし、この課題については稿を改

- 3 井伊家に伝来した膨大な古文書は、廃藩 直県が実施された明治四年(一八七一) 代文書)調查報告書(一)~(三)」二〇二一年。 て区別している。彦根城博物館「彦根藩史料調査報告書以 井伊家伝来古文書(近 を区切りとして分類、整理されており、明治五年以降のものを井伊家近代文書とし
- 『梅若実日記』一~七、八木書店、二〇〇二~二〇〇三年。
- 『学習院輔仁会雑誌』五二、学習院輔仁会、一九〇〇年。
- 本稿では、年齢は数え年とした。
- 工房、一九九五年)で詳しく紹介しており、本稿もその多くをこれに拠った。 いて、著作(井伊正弘『我が感懐を―井伊家の歴史と幼少期の思い出など―』AYA 正弘は、明治時代後半から大正時代の井伊家本邸の建物や本邸での生活などにつ
- 8 以後、この別邸が井伊家本邸となるが、本稿では混乱を避けるため角筈別邸で統
- 乗る前の二年間ほど、楽堂の号を用いていた考えられる。 伊楽堂」の名が確認できる。大正二年には琴堂と記されていることから、琴堂を名 明治四十四年(一九一一)および明治四十五年(大正元年)の能楽雑誌の番組に、「井
- 裃を身に着けて一曲の見どころを舞う形式をいう。 囃子は面、装束を用いずに主に曲の後半を演じる形式、仕舞は地謡のみで紋服や
- 11 「如何にして能楽道に入りたるか 伯爵并伊 忠 直」(『能楽画報』一(六)、 一九
- 『梅若実日記』七、八木書店、二〇〇三年。
- 喜多流の能が浸透することとなった。母利美和「彦根藩の能役者について」(『彦 り、十一代直中の十世盈親への入門と宗家の甥である織衛の召し抱えによって とにはじまる。十代直幸が八世親能の直弟子となったことで喜多流との関係が深ま 根城博物館研究紀要』一、一九八八年)。彦根城博物館「彦根藩井伊家と能楽」図録 井伊家と喜多流の関係は、四代直興が喜多流を中心に多くの役者の召し抱えたこ

- 14 楽(二)』国立能楽堂、一九九七年。 た、直憲は、明治二十二年(一八八九)六月十五日、英照皇太后の芝離宮行啓にあ わせて催された華族能で〈囃子 蝉丸〉を演じた記録もある。 倉田喜弘 『明治の能 池内信嘉『能楽盛衰記』東京創元社、一九二六年初版、一九九二年増補改訂。ま
- 梅若万三郎『亀堂閑話』積善館、一九三八年。
- 参照)。また、弘化年間(一八四四~四八)から明治四十一年までに梅若実に入門 補遺」(『武蔵野大学能楽資料センター紀要』一五~二〇、二〇〇四年~二〇〇八年))。 れる(「梅若六郎家蔵『入門性名年月扣』翻刻及び人名解説(一)~(四)、人名索引・ 忠はあくまで万二郎に入門したと実が認識していたことを示すのではないかと思わ した素人を書き上げた『入門性名年月扣』には直忠の名前が見えないが、これは直 直忠は、謡を習い始める前から梅若万三郎の芸を面白く感じていたという(注口
- 『梅若実日記』五、八木書店、二〇〇三年。
- 18 と受容の諸相―免状に見る梅若家と素人弟子―』、二〇一九年)。 蔵『伝授免状扣』(全)」(武蔵野大学能楽研究センター『近代における能楽の伝授 行されるのが免状であり、その発行には免状料の納入が伴う。また、免状を得てそ それぞれに含まれる曲は役籍および流派により異なる。習物の伝授を受けた際に発 るには特別な伝授を要する曲をいい、複数の段階に分かれている。その分類や名称 の曲を初めて上演することを「披く」という。初代梅若実資料研究会「梅若六郎家 習物とは、上演にあたり高度な技術あるいは深い表現を必要とし、それを上演す
- 注11参照
- 20 注11参照
- 21 三浦裕子「梅若六郎家像『伝授免状扣』(全) 解題」(武蔵野大学能楽研究センタ ー『近代における能楽の伝授と受容の諸相─免状に見る梅若家と素人弟子─』、 二 ○1九年)。
- 注12参照。
- 23 注12参照
- と記されている。『明治の能楽(三)』国立能楽堂、一九九七年。 たり。」、「舞に如何と思はれし所ありけるが、総体の出来は悪からずと拝見したり。 変名、実は某伯爵殿。立花は其の紋所より洒落られしものとは、早くも推しゐらせ 明治三十九年十月二十三日の『時事新報』に「シテ立花忠一とありしが、これは
- 坂本雪鳥「道成寺と三笑―井伊家追善能―」(「朝日新聞」 一九一三年十一月二十

几日掲載、『坂元雪鳥能評全集 上』豊島晝房、一九七二年)。

注7参照

注7参照。

「謡ながら三番の能を舞ふ」(『能楽画報』七(二)、一九一四年)。

井伊琴堂「飽く迄真面目に」(『能楽画報』一二(四)、一九一八年)。

山本東次郎家の舞台は、昭和四年に現在の杉並区和田一丁目に移築再建され、杉 山本東次郎「井伊伯爵の芸事御熱心」(『国諷』六(一一)、一九一一年)。

suginami.tokyo.jp/s113/7554.html、二〇二五年二月九日確認)。 並能楽堂と称されている。杉並区ホームページ「杉並能楽堂」(https://www.city

愛の誕辰祭として山本一門の狂言会が催されるなど、親しく付き合っている様子が 井伊家が娯楽として時折開催している活動写真の上映会に参加し、

また、

直忠と直 た、後述する「本邸日記」を見ると、東次郎がしばしば井伊家を訪れているほか、 山本家には大正期に井伊家のものを写したという姥と狸の面が伝わっている。ま

山崎楽堂「観能思ひ出草(一)」(『謡曲界』一二(二)、一九二〇年)。

うかがえる。

「能楽放談会記事」(『能楽』一〇(四)、一九一二年)。

裕子「梅若実と近代能楽―時代を超えた能役者―」(『紀要』一七七、二〇〇五年。 表章「能の変貌―演目の変遷を通して―」(『中世文学』 三五、一九九〇年)。 三浦

注7参照。

「井伊家のお能」(『謡曲界』四(三)、一九一六年)。

「井伊伯と「翁」」(『能楽』一二(三)、一九一四年)。

井伊直忠「改造無用」(『能楽画報』一四(七)、一九二〇年)。

「井伊神社奉納能番組」(井伊家近代文書八○一四七)。

還曆記念能番組」(井伊家近代文書七三五〇二)。

「本邸日記」(井伊家近代文書七〇〇四九~七〇〇六〇)。

注30参照。 注7参照。

> 本稿は、令和七年一月十日の藝能史研究会にておいて発表した内容の一部に 追加、修正したものです。ご指導くださいました先生方に感謝申し上げます。

【表1】井伊直忠の能出演記録(井伊家の能会)

- 本表は、直忠自身が催したと考えられる能会(素語会、囃子会などを含む)への出演をまとめたものである。
 『梅若実日記』『能楽』『能楽画報』『謡曲界』『明治時代の能楽』『大正時代の能楽』のほか、管見に入った新聞記事を参照した。
 直忠が演じた曲は、ゴシック体太字とした。また、シテ以外で出演した場合は() で役を記した。
 直忠以外がシテをつとめた場合は、出演者欄にその名前のみを記した。
 演目、共演者は、出典に掲載された情報を元に記載した。掲載がなく不明なものについては「*****」とした。
 出演を予定していたが欠席となったものは網掛けとした。

番号		開催年		年	名称 (会場)	演目	出演者	備考	出典
-	- 2	1900	月日	齢 20	7,77	****			
1	33	1300	2月11日	20	素謡会 (石黒努宅)	高砂、八嶋、蝉丸、安宅 勧進帳、鞍馬天狗	梅若実、梅若万三郎、梅若六郎	《高砂 謡》 〈八嶋 謡》 〈蝉丸 謡〉 〈安宅勧進 帳 謡〉を抜く。	梅若実日記
2			8月12日		素謡会 (井伊家角筈別邸)	望月	梅若万三郎、梅若六郎、梅若織雄、山 本東次郎	〈望月 謡〉を披く。	梅若実日記
3	明治 34	1901	3月3日	21	素謡会(松濤館)	清経 小袖曽我、杜若、 阿漕、藤戸、通小町、絃 上 仕舞 田村クセ、猩々	梅若実、梅若万三郎、梅若六郎		梅若実日記
4			11月23日		素謡会 (松濤館)	女郎花、七騎落、班女、 弱法師、土蜘蛛、砧 仕舞 清経クセ	梅若実、梅若万三郎、梅若六郎、梅若 織雄、一噌銑二	〈砧 謡〉を抜く。	梅若実日記
5	明治 35	1902	8月19日	22	素謡会 (松濤館)	****	梅若万三郎、梅若六郎	この日以降に3もしくは4 日程度開催か。	梅若実日記
6			9月26日		素謡会(松濤館)か	****	梅若六郎		梅若実日記
7	明治 37	1904	1月11日	24	稽古初 (井伊家本邸)	囃子 老松、東北、高砂 仕舞 大江山、嵐山、船 弁慶キリ	大鼓:石田清吉、小鼓:三須錦吾、 笛:一噌要三郎、太鼓:増見仙太郎 梅若実、梅若万三郎、梅若六郎、梅若 織雄、一噌銑二	袴着用。	梅若実日記
8	明治 39	1906	1月12日	26	初催 (井伊家本邸)	囃子 嵐山、羽衣 仕舞 小袖曽我 吉野天	〈高砂〉ワキ:野島信 大鼓:石田清 吉 小鼓:三須平司 笛:一噌要三郎 太鼓:増見仙太郎	袴着用。〈高砂 祝言之 式〉は装束で演じる。	梅若実日記
9	明治 40	1907	1月16日	27	稽古語初(井伊家本邸敷舞台)	高砂、羽衣、船弁慶	ワキ:野島信 大鼓:大倉繁次郎、石田清吉 小鼓:三須錦吾、三須平司笛:一帽要三郎、太鼓:増見仙太郎 狂音:山本東次郎 梅若万三郎、梅若大郎、梅若美雄、広田豊作、広田喜人松、西村亥三郎、鈴木正晴、山口直知		梅若実日記
10	明治 41	1908	1月16日	28	初能(井伊家本邸)	神歌、高砂、田村、船弁 慶 前後替、付祝書 在言 鶏智、茸	ワキ:野島信 大鼓:石田清吉、高安 鬼三 小鼓:三須錦吾、三須平司 太 鼓:増見仙太郎、笛:一帽子三郎 狂 音:山本東次郎、岡田紫男 梅若万三郎、梅若六郎、広田豊作、梅 若繊維、西井女三郎、広田喜久松、一 噌銑二、久樹、久吉		梅若実日記
11			9月13日		歌仙囃子 (井伊家本邸)	囃子 三十六番	大數:石田清吉、高安鬼三 小鼓:三 須錦吾、三須平司 太鼓:增見仙太郎 笛:一帽要三郎 梅若万三郎、梅若六郎、梅若六郎、梅若六山 郎 梅若統雄、一帽銑二、青木只一、山口直知		梅若実日記
12	明治 42	1909	3月14日	29	初能(井伊家本邸敷舞台)	養老 水波之伝、巴、羽 衣 和合之舞、小袖曹 我、望月	****		能楽7(3)、読 売新聞 (明治 42.3.11)
13			7月22日		井伊家催能(井伊家本 邸敷舞台)か	****	****		能楽7(8)
	明治 43	1910		30		雲雀山 夜計曽我(ツレ)	フキ:野島信 大鼓:石田清吉 小 鼓:三須平吉 笛:一帽要三郎 シテ:梅若万三郎 大鼓:石田清吉 小数:幸五郎 笛:一帽要三郎 間:		
14			5月29日		井伊家催能(井伊家本 邸敷舞台)	蝉丸 替装束 石橋 一調 氷室 仕舞 竜虎	山本東次郎 梅若万三郎、梅若六郎 ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 /小 鼓:松平頼和 太鼓:增見仙太郎 笛:藤田多賀蔵 間:山本東次郎 太鼓:増見仙太郎 梅若豊作、一噌銑二 高井則士、河内晋、山本東次郎	〈石橋〉を抜く。	能楽8(6)
15	明治 44	1911	1月22日	31	并伊家催能 (井伊家本 邸敷舞台)	(新) 高砂 田村 替之形 羽衣 彩色 忠信 石橋 大獅子 狂言 末広、千鳥、柳 猿 寝音曲	面箱: 佐伯暹蔵 三番叟: 山本東次郎 千歳: 青木只一 ワキ: 宝生新 大鼓: 石田清吉 か 小鼓: 本間廣清 太鼓: 増見仙太郎 コウキ: 野島信 大鼓: 高安鬼三 赦 大致: 高安鬼三 献 大鼓: 大き 高安鬼三 献 大鼓: 大き 高安鬼三 献 大致: 野島 直面 大鼓: 増見仙太郎 フキ: 野口頼和 太鼓: 増見仙太郎 第一 中文大郎 上野 平東 和 大鼓: 管: 一 梅 若 義 健 見	〈翁〉を抜く。	能楽9(2)、能 楽画報3(2)、時事新報 (明 治44.1.18)

	T I			1	1	ı	1	T	
						菊慈童 遊楽之楽	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:幸五郎 太鼓:増見仙太郎 笛:		
						八嶋	藤田多賀造 シテ:三井渓泉		
						桜川	ワキ:宝生新 大鼓:高安鬼三 小 鼓:松平錦堂 笛:藤田多賀造		能楽9(6)、能
16			5月28日		井伊家催能(井伊家本 邸敷舞台)	安宅 勧進帳	フキ:野島信 大鼓:石田清吉 小 鼓:幸五郎 笛:一噌又六郎 間:山 本東次郎		楽画報3(8)、 東京日日新聞 (明治 44.5.24)
						土蜘蛛	ワキ:野口貢五郎 大鼓:高安鬼三 小鼓:本間苦楽 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田了介		
						狂言 入間川、梟、二九 十八、千切木	山本東次郎、高井則士、大月登也		
17			8月9日		素謡会(井伊家本邸)	****	梅若万三郎、梅若六郎、観世鉄之		能楽画報3(10)
						翁 十二月往来	シテ:梅若六郎 面箱:佐伯退蔵 三番叟:山本東次郎 千歳:梅若万三郎		
						難波 鞨鼓出	ワキ:野島信 大鼓:川崎利吉 小 鼓:幸五郎 太鼓:増見仙太朗 笛: 一噌又六郎		
						田村	古市公威	能楽画報4(3)に〈翁 十	45 XX 4 0 (0) 45
18			2月4日		井伊家催能(井伊家本 邸敷舞台)	東北	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:松平錦堂 笛:藤田多賀蔵	二月往来〉〈東北〉写真 あり。	能楽10(2)、能 楽画報4(2)
						望月	三井渓泉		
	明治					船弁慶	ワキ:宝生新 大鼓:高安鬼三 小 鼓:本間苦楽 太鼓:増見仙太朗 笛:藤田多賀蔵 間:山本東次郎		
	人止	1912		32		狂言 福之神、禰宜山 伏、髭櫓	山本東次郎、大月登也		
	元					花月	ワキ:宝生新 大鼓:川崎利吉 小 鼓:松平錦堂 笛:藤田多賀蔵		
						生田敦盛	シテ:月波松声		
						百万	シテ:三井渓泉		
19			6月30日		井伊家催能(井伊家本 邸敷舞台)	英上	ワキ:野口貢五郎 大鼓:高安鬼三 小鼓:松平錦堂 太鼓:増見仙太朗 笛:一噌又六郎		能楽10(7)、能 楽画報4(8)、 同4(9)
				大仏供養	ワキ:野島信 大鼓:石田清吉 小 鼓:三井高信 笛:藤田了介				
					狂言 今参、右近左近、 釣針	大月登也、山本東次郎			
						〔入能〕囃子	蜂須賀侯爵、津軽伯爵、毛利男爵		
	大正 2年	1913		33		白髭	ワキ:野口貢五郎 大鼓:高安鬼三 小鼓:大倉喜太朗 太:増見仙太朗 笛:藤田了介 間:山本東次郎		
						仲光	シテ:三井渓泉		
					井伊家催能(井伊家本	六浦	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:松平錦臺 太鼓:増見仙太朗 笛:藤田多賀蔵	能楽画報7(4)に〈白鬚〉	(10 A T T T T T T T T T T T T T T T T T T
20			10月4日		邸敷舞台)	天鼓 弄鼓之舞	シテ:久米琴堂	の写真あり。	能楽画報6(12)
						舎利	ワキ:野島信 大鼓:川崎利吉 小 鼓:三井高信 太鼓:増見仙太朗 笛:一噌又六郎		
						狂言 雁盗人、宗論、煎 物、三人片輪	山本東次郎、大月登也		
						囃子 松風、班女、舟弁 慶	高橋箒庵、毛利五郎、月波松堂		
						三笑	ツレ:梅若万三郎、観世鉄之丞 大 鼓:高安鬼三 小鼓:三須清志 太 鼓:増見仙太朗 笛:藤田了介		
						安宅	シテ:三井渓泉		能楽12(1)、能
					+	東北	シテ:喜多六平太	〈道成寺〉を披く。	楽画報7(1)、 国民新聞(大
21			11月22日		井伊直憲追善能(靖国 神社能楽堂)	張良	シテ:古市公威	能楽12(1)に〈道成寺〉 の挿絵、能楽画報8(3)に	正2.11.22) 、 朝日新聞京都
						道成寺	フキ:宝生新 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太朗 太:増見仙太朗 笛:藤田多賀蔵 間:山本東次郎	〈道成寺〉の写真あり。	附録 (大正 2.12.1)
						囃子 融 狂言 福部の神 勤入、抜	梅若六郎		
	+	1014		34		競、呼声 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位	大月登也、山本東次郎		
	大正 3	1914		34		***	面箱:高井則士 三番叟:河内晋 千 歳:梅若万三郎		
						絵馬	ワキ:野口貢五郎 大鼓:高安鬼三 小鼓:大倉喜太郎 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田了介	W.D	
			+/中学/W-4/	春栄	三井守之助	当日、直忠は〈翁〉を演じる予定であったが、相	#5:10(0) Ac		
22			2月8日		井伊家催能(井伊家本 邸敷舞台)		三井渓泉	手方を女性に稽古せぬ者と限定したため相手がお	
					鉢木	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 鼓:三井高信 笛:藤田多賀蔵 ワキ:宝生新 大鼓:清水政国	らず、見合わせとなっ た。	*ぬ 栄画報8(3)	
			加茂 祝言之式	鼓:幸梧朗 太鼓:增見仙太郎 笛: 一噌又六郎					
1						狂言 松脂、子盗人、花 折	山門富太、山本東次郎、大月登也		

	大正 4	1915		35		氷室	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太:増見仙太郎 笛:藤田了介		
						生田敦盛	古市公威	-	
					11. FT of the fall falls (11. FT of the last	松風	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小	35# B0/0 P1/4 # 10 B	能楽画報
23			9月12日		井伊家催能(井伊家本 邸敷舞台)	山姥	鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵 三井渓泉	謡曲界3(4)に氷室、松風 の写真あり	8(9)、謡曲界 4(1)
						mye.	ツレ:梅若六郎 大鼓:清水政徳 小		1(1)
						夜討曽我	鼓:三井得円 笛:藤田多賀蔵 間: 山本東次郎		
						狂言 粟田口、宗論、頼 政	山本東次郎、山門富太、大月登也		
24			10月21日		井伊直弼誕辰百年祭奉	橘弁慶	ツレ: 梅若美雄 子方: 梅若龍雄 大 鼓: 高安鬼三 小鼓: 大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵		朝日新聞京都附録(大正
	1				納能(井伊神社舞台)	英上	ツレ:青木只一 ワキ:野島信 大 鼓:高安鬼三 小鼓:大倉喜太郎 太 鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵		4. 10. 10, 19, 20 , 22)
	大止	1916		36		翁	面箱:高井則士 三番叟:山本東次郎 千歳:梅若美雄		
						鶴亀	古市公威		
						鉢木	蜂須賀誠堂		
						草紙洗	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太朗 笛:藤田多賀蔵		
25			2月5日		井伊家催能(井伊家本 邸敷舞台)	竜虎	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小鼓:三井得円 太鼓:増見仙太朗 笛:藤田多賀蔵	能楽画報9(4)に〈草紙 洗〉、謡曲界4(3)に草紙 洗の写真あり	能楽画報9(3)
						七騎落	久米蕚堂		
						祝言 岩船	ワキ:宝生新 大鼓:高安鬼三 小 鼓:北村一郎 太鼓:増見仙太朗 笛:一噌又六郎		
						狂言 末広、大典、伯 母ヶ酒、仁王	山門富太、大月登也、山本東次郎、梅 保太郎		
						第六天	ワキ:若山伯二 大鼓:川崎利吉 小鼓:大倉喜太朗 太鼓:増見仙太朗 笛:藤田多賀蔵		
						橋弁慶	蜂須賀誠堂	-	
					+ (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	雲雀山	古市公威 ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小	謡曲界5(7)に自然居士の	能楽画報
26			6月11日		井伊家催能(井伊家本 邸敷舞台)	自然居士	鼓:大倉喜太朗 笛:一噌又六郎	写真あり	10(3)、謡の友 1(4)
						通小町	三井渓泉		
						纬戸	ワキ:野島信 大鼓:川崎利吉 小 鼓:岡本富二郎 笛:一噌又六郎		
						狂言 鍋八撥、鱸包丁、 惣八、籤罪人	山門富太、山本東次郎、大月登也		
						翁	面箱:高井則士 三番叟:山本東次郎 千歳:梅若万三郎		
						放生川	ワキ:宝生新 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:金春林太郎 笛:藤田多賀蔵		
						楠露	古市公威・久米蕚堂		
27			2月4日		井伊家催能(井伊家敷 舞台)	胡蝶	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:三井得圓 太鼓:金春林太郎 笛:一噌又六郎		能楽15(3)、能 楽画報11(2)、
					7T H /	蝉丸	三井渓泉	-	謡の友2(2)
						大江山	ワキ:野島信 太鼓:高安鬼三 小鼓:大倉喜太郎 太鼓:金春林太郎 笛:藤田了介		
	大正	1015				弓八幡 祝言之式	ワキ:東條照映 大鼓:高安鬼三 小鼓:大倉喜太郎 太鼓:金春林太郎 笛:藤田多賀蔵		
	6	1917		37		狂言 夷毘沙門、木六 駄、釣針	梅保太郎・山門富太、山本東次郎、大 月登也		
						現在七面	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:金春林太郎 笛:藤田多賀蔵		
						忠度	蜂須賀誠堂		
						熊野	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵		
28			6月9日		井伊家催能(井伊家本 邸敷舞台)	松虫	ワキ:若山伯二 大鼓:高安鬼三 小 鼓:三井得円 笛;藤田了介	野〉、謡曲がり(7)に(現	
						梅枝	古市公威	在七面)の写真あり。	謡の友2(7)
						禅師曽我	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:金春林太郎 笛一噌又六郎		
						狂言 蚊相撲、膏薬煉、 悪坊、首引	山門富太、高井則士・河内晋、山本東 次郎、大月登也		
						兩月	ワキ:宝生新 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:松村隆司 笛:藤田多賀蔵		
					1	清経 音取	古市公威	J	

ı	1			1				1	I
29	大正	1010	10850	20	井伊家催能(井伊家本	柏崎	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 笛:一噌又六郎		能楽16(10)、 能楽画報
29	7	1918	10月5日	38	邸敷舞台)	千手	梅若万三郎		12(11)謡の友 3(11)
						烏帽子折	ワキ:野島信 大鼓:松平象岳 小 鼓:松平錦台 太鼓:金春林太郎 笛:藤田多賀蔵		
						狂言 二人大名、柿山 伏、伯ヶ酒、千切木	山門富太、山本東次郎、大月登也		
						翁	面箱:高井則士 三番叟:山本東次郎、千歳:梅若万三郎		
						褒覚	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:金春林太郎 笛:藤田多賀蔵		
						八嶋	喜多六平太		
40			4月15日		井伊家舞台開(井伊家 本邸舞台)初日	藤	ワキ:若山伯二 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:松村隆司		
					平郊姓口) 701日	放下僧	梅若万三郎、梅若六郎		
						谷行	ワキ:宝生新 大鼓:高安鬼三 小 鼓:北村一邦 太鼓:金春林太郎 笛:一噌又六郎		
						囃子 七騎落	観世鉄之丞		能楽17(4)、能 楽画報13(5)、
						狂言 三本柱、仏師、河 原太郎	山本東次郎、山門富太、大月登也		謡の友4(5)、 国民新聞(大
						淡路	ワキ:若山伯二 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:松村隆司 笛:藤田多賀蔵		正8.4.16)
						生田敦盛	ワキ:宝生新 大鼓:高安鬼三 小 鼓:三井得円 笛:楠本伊三吉		
41	大正	1919	4月16日	39	井伊家舞台開(井伊家	羽衣 色彩	三井渓泉		
11			17,10 H		本邸舞台)2日目	咸陽宮	ワキ:野島信 大鼓:松平象岳 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:松村隆司 笛:藤田多賀蔵		
						石橋 師資之式	古市公威、久米民之助		
						狂言 大黒連歌、猿座 頭、樋の酒	山門富太、山本東次郎、大月登也		
						枕慈童	ワキ:若山伯二 大鼓:高安鬼三 小鼓:北村一郎 太鼓:金春林太郎 笛:藤田多賀蔵		
						実盛	前田利鬯		
						俊寛	三井渓泉 ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小		能楽18(1)、能 楽画報14(1)、 謡曲界12(1)、
42			11月28日		井伊家催能(井伊家本 邸舞台)	芭蕉	鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵		
						国栖	ワキ:宝生新 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:金春林太郎 笛:藤田多賀蔵		謡の友5(1)
						忠信	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:三井得円 笛:一噌又六郎		
						狂言 入間川、狐塚、止動方角、米市	山本東次郎、松崎喜三郎、山門富太、 大月登也		
						志賀	ワキ:宝生新 大鼓:高安鬼三 小鼓:北村一郎 太鼓:松村隆司 笛: 板木伊三吉		
						盛久	三井渓泉		
43			4月22日		井伊家催能(井伊家本 邸舞台)	道成寺	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小鼓:大倉喜太郎 太鼓:金春林太郎 笛:藤田多賀蔵 間:山本東次郎		能楽画報 14(5)、謡曲界 12(5)、謡の友
						輪蔵(ツレ)	梅若万三郎		5 (5)
						大仏供養	ワキ:若山伯二 大鼓:高安祥吉 小鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵		
	1					狂言 鼻取相撲、通円、 髭櫓、三人片輪	松崎喜三郎、山本東次郎、山門富太、大月登也		
	大正 9	1920		40		大社	ワキ:野島信 大鼓:高木祥吉 小 鼓:北村一郎 太鼓:金春林太郎 笛:坂木伊三吉 間:河内晋		
						賴政	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 笛:一噌又六郎		
			10 11 1		井伊家催能(井伊家本	吉野静	ワキ:野島信 大鼓:松平象岳 小 鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵	謡曲界13(6)に〈大	能楽画報 14(11)、謡曲
44	Ł	10月12日		邸舞台)	鳥追舟	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 笛:一噌又六郎	社〉、〈鳥追舟〉の写真あり。	界13(5)、謡の友5(11)	
						一角仙人	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小鼓:三井得円 太鼓:松村隆司 笛: 杉山立枝		
						入能 融 酌之舞 狂言 佐渡狐、吃、蜘盗	三井渓泉		
						人	松崎喜三郎、山本東次郎、大月登也		
45 46	1		1月29日 2月21日		素語会 (角筈別邸)		* * * * *		本邸日記
46	1		3月26日		素謡会 (角筈別邸)		****		本邸日記
	1	l	L	_		l .	I	<u> </u>	

	۱ ۱	i			time to the time index					
48	大正 13	1924	5月27日	44	素謡会(角筈別邸)			****		本邸日記
49	- 10		6月24日		素謡会(角筈別邸)			****		本邸日記
50	-		7月25日		素謡会(角筈別邸)			****		本邸日記
51	-		10月23日		素謡会 (角筈別邸)			****		本邸日記
52			12月19日		素謡会(角筈別邸)			****		本邸日記
53			1月2日		第1回謡曲研究会(角 筈別邸)			****		本邸日記
54			5月30日		素謡会(角筈別邸)			梅若万佐世、梅若猶義、		本邸日記
-			07,00 H		NAME (VILINISA)		山口直知	44-44-44-44-44-44-44-44-44-44-44-44-44-		11.54.4.10
55			7月1日		素謡会 (角筈別邸)		悔右カニ邸、 山口直知	梅若万佐世、梅若猶義、		本邸日記
56			7月18日		素謡会 (角筈別邸)			****		本邸日記
57	大正		7月28日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、	梅若万佐世、梅若猶義		本邸日記
58	14	1925	9月24日	45	素謡会 (角筈別邸)			****		本邸日記
59			10月26日		素謡会(角筈別邸)			梅若春男、観世銕之丞、		本邸日記
	-						観世織雄			
60			11月23日		亀井満成金婚祝賀素謡 会(角筈別邸)		山口直知、鈴	計十一雄、梅若猶義		本邸日記
61	1		12月10日		素謡会 (角筈別邸)			****		本邸日記
69			10 8 01 0		能楽研究会			****		
62			12月21日		(角筈別邸)			****		本邸日記
63			1月20日		素謡会(角筈別邸)			****		本邸日記
64			2月9日		素謡会(角筈別邸)		観世銕之丞、 若猶義	観世織雄、山口直知、梅		本邸日記
65			3月13日		能楽研究会			****		本邸日記
-	大正				(角筈別邸)		细业体工工			
66	15/	1926	3月29日	46	素謡会(角筈別邸)		観世銕之丞、			本邸日記
68	昭和元		4月15日 6月18日		素謡会(角筈別邸)		梅若万三郎、 梅若猶義、鶴			本邸日記
	1				無台開き素謡会			祖世銕之丞、山口直知、		
69			7月1日		(角筈別邸舞台)		観世織雄、梅	若猶義		本邸日記
70			9月25日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、	梅若猶義		本邸日記
71			11月30日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、	観世銕之丞、梅若春男		本邸日記
72			7月12日		亀井満成喜寿祝賀素謡 会(角筈別邸)		梅若万三郎、	観世銕之丞、山口直知		本邸日記
70	1		9月27日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、	観世銕之丞、山口直知、		本邸日記
73	昭和	1927		47			梅若猶義			
74	-		11月26日		素謡会(角筈別邸)		(An alde and and also	****		本邸日記
75			12月26日		素謡会 (角筈別邸)		冊右クニ郎、 梅若猶義	観世銕之丞、山口直知、		本邸日記
76			1月16日		素謡会(角筈別邸)			****		本邸日記
77			2月15日		素謡会(角筈別邸)		梅若万三郎、	梅若猶義		本邸日記
78			3月19日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、	梅若猶義		本邸日記
79	昭和		5月18日		杉立太郎八十歳祝賀素 謡会(角筈別邸)		梅若万三郎、	梅若猶義		本邸日記
80	3	1928	6月30日	48	素謡会(角筈別邸)		梅若万三郎			本邸日記
81			8月2日		素謡会 (角筈別邸)		14 11 74	****		本邸日記
82		ŀ	9月30日		素謡会(角筈別邸)			****		本邸日記
83			12月13日		素謡会(角筈別邸)			****		本邸日記
84			1月11日		能楽研究会			****		本邸日記
	-				(角筈別邸)		细业社			
85	-		1月16日		素謡会(角筈別邸)		観世銕之丞、	博 石独義	seed made - little Lib. In	本邸日記
86			3月22日		能楽研究会			****	活動写真の撮映あり。4 月17日、先般撮映の能楽	本邸日記
00			371 ZZ H		(角筈別邸)			****	〈土蜘蛛〉活動写真の試 写を実施。	本部日記
	1					 右近			2 3 7 6 0	
	昭和	1000		40		実盛				朝日新聞滋賀
87	4	1929	5月28日	49	(井伊神社能舞台)	土車		****	梅若一門が参加。	版(昭和 4.5.29,31)
						 石橋				
88			7月1日		能楽研究会			****		本邸日記
- 50	1		.,, . H		(角筈別邸) 能楽研究会					. age of Hall
89			10月3日		能樂研究会 (角筈別邸)			****		本邸日記
90			11月13日		素謡会 (角筈別邸)			****		本邸日記
91			12月17日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、	梅若猶義、山口直知		本邸日記
92			1月21日		素謡会(角筈別邸)			****		本邸日記
93			1月23日		能楽研究会		-	****		本邸日記
94	1		2月12日		(角筈別邸) 素謡会(角筈別邸)			****		本邸日記
	1				※ 議会 () () () () () () () () () (
95	1		3月11日		(角筈別邸)			****		本邸日記
96]		3月18日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、	梅若猶義、山口直知		本邸日記

	1		7			1	1	
97 昭和	1930	4月8日	50	素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎		本邸日記
98 5	1330	6月29日	30	能楽研究会 (角筈別邸)		****		本邸日記
99		7月18日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、梅若猶義、山口直知		本邸日記
100		10月7日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、梅若猶義、山口直知		本邸日記
101		10月11日		能楽研究会 (角筈別邸)		****		本邸日記
102		11月24日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、山口直知		本邸日記
103		12月16日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、梅若猶義、山口直知、山 本東次郎		本邸日記
104		2月6日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、梅若猶義、山口直知		本邸日記
105		3月5日		能楽研究会 (角筈別邸)		****		本邸日記
106		3月16日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、梅若猶義、山口直知		本邸日記
					玉井	ツレ:大塚信太郎、小谷金蔵、中川修吉 ワキ:水谷松次郎 大鼓:寺村寅三郎 小鼓:三河頼 太鼓:田村繁笛:三河頼		
					兼平	ワキ:山口直知 大鼓:上田金蔵 小 鼓:磯部保 笛:小倉二郎		
					二人静	ツレ:梅若万三郎 ワキ:戸田清二 大鼓:寺村寅三郎 小鼓:三河頼 笛:田中清		番組表(井伊
107		6月1日		井伊神社奉納能 (井伊神社能舞台)	小袖曽我	梅若万佐世、梅若猶義		家伝来古文 書)、京都日
昭和	1931		51		大江山	ワキ:水谷松次郎 大鼓:寺村寅三郎 小鼓:三川頼 太鼓:村田繁 笛:小 倉二郎		書)、京都日 出新聞(昭和 6.6.1)
					囃子 六浦、水無月祓、田村、鍾馗、舎利、柏 崎、花筺、藤戸、鵺、船 弁慶	石田清之助、戸田清二、小谷金蔵、鵜澤勇三、大塚信太郎、山口直知、鈴木 一雄、梅若万佐世、梅若万三郎、梅若 猶義		
					狂言 文相撲、悪太郎、 止動方角	小川米吉、河合松寿、久世昇三		
108		6月26日		素謡会 (角筈別邸)		****		本邸日記
.09		7月17日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、梅若猶義、山口直知		本邸日記
110		9月2日		半歌仙素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、梅若猶義、山口直知		本邸日記
11		9月27日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、梅若猶義、山口直知		本邸日記
.12		10月10日		素謡会 (角筈別邸)		****		本邸日記
13		12月27日		素謡会 (角筈別邸)		****		本邸日記
14		1月15日		素謡会 (角筈別邸)		****		本邸日記
.15		1月18日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、山口直知		本邸日記
116		2月16日	1	素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、山口直知		本邸日記
.17 昭和	1932	3月21日	52	素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、山口直知		本邸日記
.18		4月24日	1	素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、山口直知		本邸日記
19		6月1日		素謡会 (角筈別邸)		梅若万三郎、山口直知		本邸日記
20		9月4日		半歌仙素謡会 (角筈別邸)		山口直知		本邸日記
121 昭和		10月8日	58	還曆記念能	東方朔	ツレ:梅若万三郎、北川七蔵 ワキ: 野島信 大鼓:高安道喜 小鼓:北村 一郎 笛:島田巳久馬 太鼓:宇野新	〈鷺〉を披く。	番組表(井伊
121 12	1331	10/10 H	58 還曆記念能 (山本家舞台)	*	ツレ:梅若万三郎 ワキ:戸田清二 大鼓:高安道喜 小鼓:北村一郎 笛:島田巳久馬 太鼓:宇野新一	Vient C IXX C o	家近代文書)	
			1		狂言 財宝	山本東次郎		

【表2】井伊直忠の能出演記録(井伊家以外の能会)

- 1 本表は、井伊家が催した能会以外の能会(素謡会、囃子会などを含む)への直忠の出演をまとめたものである。
- 2 『梅若実日記』『能楽』『能楽画報』『謡曲界』『明治時代の能楽』『大正時代の能楽』のほか、管見に入った新聞記事を参照した。
- 3 直忠がシテ以外で出演した場合は、曲名の後ろに () で役などを記した。
- 4 共演者は、出典に掲載された情報を元に記載した。
- 5 曲名および共演者の掲載がなく不明なものについては「*****」とした。
- 5 出演を予定していたが欠席となったものは網掛けとした。

番号	年	開催	月日	年齢	名称 (会場)	曲名	共演者	備考	出典
1	明治 39	1906	10月17日	26	梅若素人能(梅若舞台)	[入能] 紅葉狩	****	変名「立花忠一」で出演。	梅若実日記、時事新報 (明治39.10.23)
2	明治 40	1907	3月10日	27	久保扶栞改め山下迂助改 名披露 (梅若舞台)	[入能] 囃子 融	****		梅若実日記
3			3月31日		黒田長知・井伊直憲・春 木義彰追善能 (靖国神社能楽堂)	敦盛 二段之舞 [入能] 一調 杜若	ワキ:野島信 大鼓:石田清吉 小鼓:三須平吉 笛:一噌要三郎		梅若実日記、能楽 5(3)、5(4)、中外商業 新報 (明治40.3.30)
4			5月25日		梅若素人能 (梅若舞台)	(太鼓) 小鍛冶 小塩	地語:梅若万三郎、梅若六郎 ワキ:野島信 ワキ:船橋信三		梅若実日記
5			7月30日		梅若素人能(梅若舞台)	機 古屋	ワキ: 野島信 ツレ: 山口直知、青木只一		梅若実日記
6			10月17日		梅若素人能(梅若舞台)	融 変 竜田 土蜘蛛 入違之伝	ワキ:野島信 ワキ:野島信 ツレ:梅若六郎 トモ:青木只一、 山口直知 ワキ:野島信		梅若実日記、中外商業 新報 (明治40.10.10)
7			12月15日		喜多素人能 (喜多舞台)	大仏供養	ワキ:野島信 子方:梅若美雄 ツレ:一噌銭二、青木只一、梅若亥三 助、山口直知 大鼓:石田清吉 小鼓:三須平吉 笛:一噌要三郎		梅若実日記、能楽 5(13)、能楽6(1)
8	明治 41	1908	3月8日	28	梅若素人能 (梅若舞台)	菊慈童 熊坂	ワキ:信安 ワキ:野島信		梅若実日記、能楽6(3)
9			4月4日		三須錦吾喜寿祝賀能 (紅葉館)	草紙洗小町 菊慈童 盤涉	大鼓:大倉繁太郎 小鼓:井関圭三 笛:一噌要三郎 シテ:古市公威 大鼓:石田清吉	直忠は当日欠席。〈草 紙洗小町〉は古市公威 がつとめる。	能楽6(4)
10			58108		梅若素人能	(太鼓) 加茂 (天女)	小鼓:三須五郎 笛:一噌要三郎 シテ:最賀亮輔 前ツレ:梅若織雄 ワキ:野島信	N. 20 9/30	letter per Avarore
10			5月10日		(梅若舞台)	安達原 黒頭・急進之出	ワキ:野島信		梅若実日記、能楽6(5)
11			6月7日		九条道孝追善能 (靖国神社能楽堂)	大江山	ワキ:野島信	妃殿下行啓あり。	梅若実日記、時事新報 (明治41.5.8、31)
12			6月27日		九条道孝追善能慰労会 (紅葉館)	素謡 安宅(判官) 舞囃子 巻絹	シテ:股野琢、田沼健 大鼓:川崎利吉 小鼓:三須平吉 太鼓:増見仙太郎 笛:一噌要三郎		能楽6(7)
					三井倶楽部囃子会	一調 山姥(太鼓)	謡:梅若六郎		
13			7月1日		(三井倶楽部)	囃子	****		梅若実日記
14			7月16日		素人袴能 (靖国神社能楽堂)	清経 替之形	ワキ:野島信 大鼓:石田清吉 小 鼓:三須平吉 笛:一噌要三郎		能楽6(7)
15			9月26日		達保会 (宝生倶楽部)	囃子	****		能楽6(10)
16			11月8日		梅若素人能 (梅若舞台)	橋弁慶	子方:観世茂 太刀持:一噌銑二 大鼓:石田清吉 小鼓:三須平吉 笛:一噌要三郎		梅若実日記、東京毎日 新聞 (明治41.11.5)
					素人連合能	善界	ワキ:野島信 ワキ:大友信安 大鼓:石田清吉 小鼓:三須五郎 太鼓:増見仙太郎 笛:一噌要三郎		梅若実日記、能楽
17			11月29日		(喜多家舞台)	百万 法楽之舞	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:三須錦吾 太鼓:増見仙太郎 笛:一噌要三郎		6(12)、東京毎日新聞 (明治41.11.29)
18			12月21日		郵舟会社倶楽部囃子会 (郵舟会社倶楽部)	****	****		梅若実日記
19	明治 42	1909	2月5日	29	達保会 (宝生倶楽部)	舞囃子	****		能楽7(2)
20			4月25日		梅若素人能 (梅若家舞台)	****	****		能楽7(4)

21			5月30日		梅若素人能	小鍛冶	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:幸五郎 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵	能楽画報1(5)に〈杜若	能楽7(6)、能楽画報
21			07100 H		(梅若家舞台)	杜若 恋之舞	ワキ:野島信 大鼓:石田清吉 小鼓:三須錦吾 太鼓:増見仙太郎 笛:一噌又六郎	恋之舞〉の写真あり。	1(4)
						翁 (千歳)	白色尉:古市公威 三番叟:山本東 次郎 面箱:佐伯退蔵		能楽7(6)、能楽画報
22			6月6日		幸流宗家再興祝賀能 (靖国神社能楽堂)	加茂 素働	ワキ:野島信 大鼓:石田清吉、金 澤啓太郎 小鼓:松平錦堂、小島徳 一 太鼓:増見仙太郎 笛:一噌要 三郎		1(4)、同1(5)、東京日 日新聞(明治42.6.1、 4)
23			10月23日		観世金春両流連合太鼓会 (宝生倶楽部)	獅子(太鼓)	****		能楽7(10)
24	明治 43	1910	5月1日	30	久米邸舞台開き (久米家舞台)	融窕	大鼓:石田清吉 小鼓:山田翠山 太鼓:中野茗水 笛:藤田多賀蔵		能楽8(5)、読売新聞 (明治43.5.3)
0.5			6月1日		能楽画報一周年記念能 (靖国神社能楽堂)初日	安達原 黒頭・長糸 之伝・急進之出	ワキ:野島信 大鼓:石田清吉 小 鼓:三須平司 太鼓:増見仙太郎 笛:一噌要三郎	能楽画報2(7)に〈安達 原 黒頭・長糸之伝・	能楽8(6)、能楽画報 2(5)、同2(7)、同
25			6月2日		同 2日目	放下僧	ツレ:梅若六郎、ワキ:野島信 大 鼓:石田清吉 小鼓:幸五郎 笛: 一噌要三郎	急進之出〉の写真あり。	3(6)、同3(9)、東京日日新聞(明治43.5.31)
26			6月9日		観世流囃子会	囃子 須磨源氏	大鼓:石田清吉 小鼓:幸五郎 太 鼓:増見仙太郎 笛:一噌要三郎		能楽画報2(7)
					(梅若家舞台)	囃子 昭君	大鼓:高安鬼三 小鼓:幸五郎 太 鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵		
27			6月12日		邦楽会 (靖国神社能楽堂)	春日龍神	ワキ:野島信 大鼓:石田清吉 小 鼓:幸五郎 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵		能楽画報3(1)
28			10月30日		邦楽会 (靖国神社能楽堂)	俊成忠則	ワキ:野島信 大鼓:松平利渉 小 鼓:本間苦楽 笛:藤田多賀蔵		能楽画3(2)
29			11月23日		梅若素人能 (梅若家舞台)	大会	ワキ:野島信 大鼓:石田清吉 小 鼓:三須平司 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵	能楽画報3(1)に写真あり。	能楽画報3(1)、同3(8)
30			11月30日		邦楽会 (靖国神社能楽堂)	俊成忠則	ワキ:野島信 大鼓:松平利渉 小 鼓:幸清次郎 太鼓:松村言吉 笛:寺井三四郎		能楽画報3(1)
31			12月24日		邦楽会 (靖国神社能楽堂)	和布刈	ワキ:野島信 大鼓:石田清吉 小 鼓:三須平吉 太鼓:松村言吉 笛:藤田多賀蔵		能楽画3(2)
	明治 44	1911		31	山本会舞台開	翁	千歳:古市公威 三番叟:大月登也 面箱:佐伯退蔵		能楽9(2)、能楽画報
32			1月28日		(山本家舞台) 初日	九世戸	ツレ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:松平錦堂 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵		3(2)、東京朝日新聞 (明治44.1.28)
33			1月29日		梅若素人能 (梅若家舞台)	船弁慶	ツレ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:三須平吉 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵		能楽9(2)、能楽画報 3(3)、時事新報(明治 44.1.26)
34			3月22日		梅若素人能	巻絹	ワキ:宝生新 大鼓:石田清吉 小 鼓:三須平司 太鼓:増見仙太朗 笛:藤田多賀蔵	能楽画報3(6)に〈巻	能楽画報3(3)、3(5)
01			07122 H		(梅若家舞台)	竜虎	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:三須平司 太鼓:増見仙太朗 笛:藤田了介	絹〉の写真あり。	16.7 E 14.0 (0) (0 (0)
						敦盛	ワキ:宝生新 大鼓:石田清吉 小 鼓:幸五郎 笛:藤田了介		能楽9(5)、能楽画報 3(6)、同3(8)、東京日
35			4月22日		山本会(山本家舞台)	天鼓 弄鼓之楽	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:三須平司 太鼓:増見仙太朗 笛:藤田多賀蔵		日新聞(明治44.3.30、 4.19)、国民新聞(明 治44.4.5)
36			6月10日		大日本婦人教育会義援能 (靖国神社能楽堂) 初日	熊坂	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:幸五郎 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀造	初日、皇后行啓能挙行 のため流会	能楽9(7)、能楽画報 3(7)、同3(8)、国民新 聞(明治44.6.11)
			6月11日		同 2日目	忠度 替之形	ワキ:野島信 大鼓:石田清吉 小 鼓:三須平司 笛:藤田了介		[A] (9)(DTT. 0.11)
37			7月2日		梅若素人袴能 (梅若家舞台)	項羽	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:幸五郎 太鼓:増見仙太朗 笛:藤田多賀蔵		能楽9(7)、能楽画報 3(10)
						鉄輪	ワキ:宝生新 大鼓:高安鬼三 小 鼓:三須平司 太鼓:藤田了介		
38			7月9日	山本会袴能狂言		俊成忠則	ワキ:野口貢五郎 大鼓:高安鬼三 小鼓:幸五郎 笛:藤田了介		能楽9(7)、能楽画報
30			1/1911		(山本家舞台)	囃子 須磨源氏	大鼓:高安鬼三 小鼓:本間苦楽 太鼓:増見仙太朗 笛:藤田了介		3 (8)

39			10月1日		大和田健樹追善能(山本 家舞台)	囃子 東方朔	大鼓:高安鬼三 小鼓:幸五郎 太 鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵		能楽9(10)、能楽画報 3(12)
					~~~	囃子 橋弁慶	大鼓:石田清吉 小鼓:三須平吉 笛:藤田了介		- ()
		=			三須錦吾追善能	橋弁慶	大鼓:吉見嘉樹 小鼓:山田寿山 笛:藤田多賀蔵	能楽画報3(12)、3(13)	能楽9(10)、9(11)、能
40			10月29日		(靖国神社能楽堂)	石橋 師資十二段之 式	ツレ:梅若六郎 ワキ:野島信 大 鼓:高安鬼三 小鼓:新井星泉 太 鼓:増見仙太朗 笛:藤田賀蔵	に〈橋弁慶〉の写真あ り。	来画報3(12)
41			12月3日		山本会(山本家舞台)	****	****		能楽3(13)
	明治 45/大	1912	1月30日	32	山本会(山本家舞台)	翁	三番叟:大月登也		能楽画報4(3)
	正元		17,100 A		ber Low (ber Lowy) + H7	弓八幡	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:幸五郎		BENEFITA I (O)
43			1月30日		供楽会大会 (上野常磐華壇)	素謡 弱法師	浅野文二郎		能楽画報4(3)
44			4月3日		山本会(山本家舞台)	女郎花	ワキ:野島信 大鼓:川崎利吉 小 鼓:三須平吉 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田了介		能楽10(4)、能楽画報
11			17,10 H		四个五(四个办外日)	海人	ワキ:野口貢五郎 大鼓:高安鬼三 小鼓:幸五郎 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵		4(6)
45			4月28日		梅若素人能 (梅若舞台)	箙	ワキ:野島信 大t鼓:高安鬼三 小鼓:幸五郎 笛:藤田多賀蔵		能楽画報4(3)、4(4)
46			6月8日		一噌銑二追善会能(上野 常磐華壇)	素謡 杜若	浅野文二郎		能楽画報4(8)
47			6月9日		梅若素人能 (梅若舞台)	鵜飼	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:幸五郎 太鼓:増見仙太朗 笛:藤田多賀蔵		能楽画報4(7)
48	大正 2	1913	11月23日	33	梅若素人能 (梅若舞台)	熊坂	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:増見仙太郎 笛:一噌又六	直忠、徳川慶喜没のた め辞退。	能楽画報6(14)
						兼平	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:幸五朗 笛:一噌又六郎		
49			12月20日		山本会(山本家舞台)	乱 双之舞 (ツレ)	シテ:梅若万三郎 ワキ:宝生新 大鼓:高安鬼三 小鼓:大倉喜太朗 太鼓:増見仙太朗 笛:藤田多賀蔵		能楽画報7(2)
50	大正 3	1914	1月29日	34	松平子爵皆伝披露(両国	舞囃子 山姥	大鼓:清水正徳 小鼓:阿倍蓮司 太鼓:增見仙太郎 笛:藤田多賀蔵		能楽画報7(2)
					福井楼)	舞囃子 安宅	笛:高安鬼三 小鼓:久米柏外 笛:藤田了介		
		-				翁	面箱:高井則士 三番叟:大月登也 千歳:観世銕之丞		
51			1月30日		山本会(山本家舞台)	養老	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:三須清志 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田了介		能楽画報7(2)、国民新 聞(大正3.1.29)
						祝言 金札	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:増見仙太郎 笛:一噌又六郎		
50		•	4800		能楽画創刊五周年記念能	江島	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:松平錦臺 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田了介	当日、直忠は体調不良を押して出勤し、一時間半ばかり遅れて開	能楽12(4)、能楽画報 7(4)、同7(5)、同
52			4月2日		(靖国神社能楽堂)	鉄輪	ワキ:野口貢五郎 大鼓:高安鬼三 小鼓:大倉喜太郎 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵	始。能楽画報7(5)に 〈江島〉、能楽画報 7(6)に〈鉄輪〉の写真 あり。	7(6)、国民新聞(大正3 年4月2日)
53		-	4月5日		山本会(山本家舞台)	千手	ワキ:野口貢五郎 大鼓:高安鬼三 小鼓:幸悟朗 笛:藤田了介		能楽12(5)
JJ			4万9日		四个云(四个多拜百)	野守	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵		出版本12(9)
	大正 4	1915	4月24日	35	梅若実追善能(梅若家舞 台)初日	経政	* * * *		ACを正規(C)
54			4月25日		梅若実追善能(梅若家舞 台)二日目	皇帝	****	謡曲界4(6)に写真あり。	能楽画報8(6)
55			10月21日		井伊直弼誕辰百年祭奉納 能(井伊神社舞台)	橋弁慶	トモ:梅若美雄 牛若:梅若龍雄 高橋鬼三、大倉喜太郎、藤田多賀蔵		朝日新聞京都附録(大 正4.10.10、19、20、
					86 (弁伊作仁舜石)	葵上	ワキ:野島信 ツレ:青木只一 高 安鬼三、大倉喜太郎、増見仙太郎、 藤田多賀蔵		22)
	大正 5	1916		36		錀	千歳:梅若美雄 三番叟:大月登也		東京朝日新聞(大正
56			1月28日		山本会(山本家舞台)	竹生島	ワキ:野島信		5. 1. 28)
Ш						羽衣	ワキ:野島信		

	_									
57			3月4日		山本会(山本家舞台)	三輪	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵		能楽画報10(1)、謡曲界	
31			<b>3</b> Д4Н		山本云(山本永井口)	八島	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵		1(1)	
58			4月2日		蜂須賀茂韶古稀祝賀能 (靖国神社能楽堂)	高砂	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太朗 太鼓:増見仙太朗 笛:藤田多賀蔵		能楽画報9(4)、、謡曲 界1(1)、中外商業新報 (大正5年3月19日)	
59			5月28日		山本会(山本家舞台)	歌占	大鼓:高安鬼三 小鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵		能楽画報10(2)、謡曲界	
39			571 26 µ		山平云 (山平水舛日)	富士太鼓	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵		1(2)	
60			12月25日		山本会(山本家舞台)	箙	ワキ:若山伯二 大鼓:高安鬼三 小鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵		能楽15(1)、能楽画報	
			157, 50 H		best of the transaction	乱	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:金春林太郎 笛:藤田多賀蔵		11(2)、謡の友2(2)	
	大正 6	1917		37		绐	面箱:河内晋 三番叟:大月登也 千歲:観世銕之丞			
61			1月30日		山本会(山本家舞台)	老松	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:増見仙太郎 笛:藤田多賀蔵		能楽15(3)	
						田村	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵			
			0.04.0		al ada A (al adaptin for (a)	三井寺	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵		Me Visa = (1)	
62			3月4日		山本会(山本家舞台)	雷電	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:金春林太郎 笛:藤田多賀蔵		能楽15(4)	
63			4月29日		山本会(山本家舞台)	仏原	ワキ:土屋広二 大鼓:高安鬼三 小鼓:三井得円 笛:藤田多賀蔵		能楽15(5)	
03			4712911		山平云 (山平水舛日)	盛久	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:三井得円 笛:藤田多賀蔵		配米13(3)	
64	大正 7	1918	11月23日	38	山本東追善会	半蔀	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵		能楽16(2)、能楽画報	
01			117,25 H		(山本家舞台)	車僧	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:金春林太郎 笛:藤田多賀蔵		13(1)、謡の友4(1)	
65	大正 8	1919	11月30日	39	梅若紳士能 (梅若家舞台)	土車	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵	能楽画報14(9)に写真あ り。	能楽18(1)、能楽画報 14(1)、謡の友5(1)	
	大正 9	1920		40		翁	面箱:高井則士 三番叟:大月登 千歳:梅若龍雄			
66			1月30日		山本会(山本家舞台)	呉服	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:金春林太郎 笛:藤田多賀蔵		能楽画報14(3)、謡曲界 12(3)、謡の友5(3)	
						碇潜	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:松村隆司 笛:藤田多賀蔵			
67			10月31日		宝生流稽古会	批單	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:松村隆司 笛:藤田多賀蔵		能楽画報15(1)、謡曲界	
51			1074 01 H		(山本家舞台)	小督	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵		13(6)、謡の友6(1)	
						逆鉾	ワキ:若山伯二 大鼓:高安鬼三 小鼓:北村一郎 太鼓:松村隆司 笛:藤田多賀蔵			
68			12月4日		山本会(山本家舞台)	夕顏	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 笛:藤田多賀蔵		能楽画報15(1)、謡曲界 14(1)、東京朝日新聞 (大正9.11.27)	
						殺生石	ワキ:野島信 大鼓:高安鬼三 小 鼓:大倉喜太郎 太鼓:金春林太郎 笛:藤田多賀蔵			

# 資料紹介 明治十一年「彦根城郭保存」関係資料について

#### はじめに

彦根城世界遺産登録に向けた取組を推進してきた。 では、これらの文化財を構成資産として、 がと、石垣や堀などの土木構築物とからなる城郭が良好な状態で現存 し、「彦根城跡」として国特別史跡の指定を受けている。加えて、史跡内 し、「彦根城跡」として国特別史跡の指定を受けている。加えて、史跡内 の天守および付櫓は国宝に、西の丸三重櫓と太鼓門櫓、天秤櫓、佐和口 の天守および付櫓は国宝に、西の丸三重櫓と太鼓門櫓、天秤櫓、佐和口 の天守および付櫓は国宝に、西の丸三重櫓と太鼓門櫓、天秤櫓、佐和口 の天守および付櫓は国宝に、西の丸三重櫓と太鼓門櫓、天秤櫓、佐和口 の天守および付櫓は国宝に、西の丸三重櫓と太鼓門櫓、天秤櫓、佐和口 の天守および付櫓は国宝に、西の丸三重櫓と太鼓門櫓、天秤や櫓などの建 江戸時代に彦根藩井伊家の居城であった彦根城は、天守や櫓などの建

この命令により、天守の破却が寸前で回避された。皇が巡幸で彦根地方を訪れた直後に発した「彦根城郭保存」命令である。史実として広く知られているのが、明治十一年(二八七八)十月に明治天史実として広く知られているのが、明治十一年(二八七八)十月に明治天

城郭保存」命令に前後する時期の関係資料が含まれることを確認した。保家文書」の古文書調査を近年実施し、その過程で、明治天皇の「彦根彦根城博物館では、「井伊家伝来古文書(近代文書)」と「彦根藩大久

時期における旧彦根城下町地域住民の動向に関する新たな史実を提供し、本稿ではこれらの資料を紹介することにより、「彦根城郭保存」命令の本稿ではこれらの資料を紹介することにより、「彦根城郭保存」命令の**渡 辺 恒** 一

# 明治天皇の「彦根城郭保存」命令に至る経緯

彦根城跡の保存と維持の歴史に関する理解を深めることに努めたい。

てこでは、二で紹介する資料の位置づけを理解する前提として、明治 ここでは、二で紹介する資料の位置づけを理解する前提として、明治 ここでは、二で紹介する資料の位置づけを理解する前提として、明治 ここでは、二で紹介する資料の位置づけを理解する前提として、明治 ここでは、二で紹介する資料の位置づけを理解する前提として、明治 ここでは、二で紹介する資料の位置づけを理解する前提として、明治

滋賀県に担当させるという内容であった。

十月十四日条に、次のように記されている。 十月十四日条に、次のように記されている。 十月十四日条に、次のように記されている。 十月十四日条に、次のように記されている。

賀県をして之れが保存を講ぜしむることと為す、(後略)に伝えしめたまふ、是に於て其の管理を故の如く陸軍省に命じ、滋所あり、是の日、宮内卿を以て、該城廓を保存すべきことを右大臣省が城内建築物を毀碎するを目撃して之れを惜み、還りて具奏する(前略)曩日参議大隈重信の彦根に到るや、旧彦根城に登臨し、陸軍

よって右大臣岩倉具視に伝えられた。同月十四日に至り、明治天皇の城郭保存の意向が、宮内卿徳大寺実則に壊されるのを目撃し、惜しく思い、城郭保存を天皇に奏上した。そしてすなわち、十月十二日に大隈は彦根を視察し、彦根城の建築物が取り

ることは出来ぬのでありまする」と語る旧藩士の思いに動かされ、明治でやうと思って、我等先祖が三百年仰ぎ見た天守閣も、最早再び仰ぎ見た。「曽ては一朝事ある其の時は君公の御前に罷り出て、天晴れ忠勤を抽尋ると、彦根城の天守が明日から解体される予定であることが分かった、多くの老若男女が彦根城に向かって歩いていく。その理由を大隈がが『朝日新聞』に掲載された。それによれば、大隈が彦根市街地に入るが『朝日新聞』に掲載された。それによれば、大隈が彦根市街地に入るが『朝日新聞』に掲載された。それによれば、大隈が彦根市街地に入るが『朝日新聞』に掲載された。

「彦根城概要」「彦根城概要」は、昭和十一年(一九三六)に彦根町によとしての伝統を未来に伝えた画期的出来事であった」と評価している。としての伝統を未来に伝えた画期的出来事であった」と評価している。とに届き、解体中止に成功し、「明治天皇による解体中止命令は、城下町は、「彦根城に集まった多くの士族の願いは、武士のまちの伝統を守るたて皇に彦根城解体中止を進言したという。この経過を紹介した小林隆氏天皇に彦根城解体中止を進言したという。この経過を紹介した小林隆氏

り作成された文部省宛稟請案の付属資料である。後年のものだが、ここ

(5)にしか記されていない詳細な情報を含んでいるので、引用し紹介する。にしか記されていない詳細な情報を含んでいるので、引用し紹介する。にしか記されていない詳細な情報を含んでいるので、引用し紹介する。にしか記されていない詳細な情報を含んでいるので、引用し紹介する。にしか記されていない詳細な情報を含んでいるので、引用し紹介する。にしか記されていない詳細な情報を含んでいるので、引用し紹介する。にしか記されていない詳細な情報を含んでいるので、引用し紹介する。にしか記されていない詳細な情報を含んでいるので、引用し紹介する。にしか記されていない詳細な情報を含んでいるので、引用し紹介する。にしか記されていない詳細な情報を含んでいるので、引用し紹介する。にしか記されていない詳細な情報を含んでいるので、引用し紹介する。

述が注目される。天守の八百円での売却が決まり取り壊し作業直前であったこと、等の記天守の八百円での売却が決まり取り壊し作業直前であったこと、等の記こと、九月に一部建物が大津の歩兵第九聯隊の営舎に移転したこと、また、ここでは、明治十一年に至り陸軍省が城郭内の建物取り壊しを決めた

が、明治天皇が巡幸道中で同寺に休憩した際、彦根城取り壊しについて世摂専の後妻であり、明治天皇の従妹であった二条鑈子(二条斎敬の妹)二条鑈子の関与 『彦根市史』では、井伊直弼の従弟、長沢福田寺二十二

命令により保存が実現したというものである。保存を願う旧藩士の思いが大隈重信を通じて明治天皇に伝わり、天皇の見てきた。これらの資料から得られる歴史像は、彦根城取り壊しを嘆き以上、明治十一年の明治天皇の「彦根城郭保存」命令に関する資料を話し、そのおかげで保存の勅命となったという話が紹介されている。

# 二 旧城下町地域区長らによる彦根城天守払い下げ願い

料一】から見ていこう。守の払い下げ願いに関するものであり、内容が密接に関わる。まずは、【資守の払い下げ願いに関するものであり、内容が密接に関わる。まずは、【資料二】)を紹介する。両資料は、旧彦根城下町地域の区長による彦根城天の、明治十一年の「彦根城郭保存」に関する資料二点(【資料二】・【資

書)調査番号四三六五九) 【資料一】 彦根城天守閣御払い下げにつき願書案(井伊家伝来古文書(近代文

*文中の①~④の数字は、説明の便宜のため、内容の区切に引用者が付した。文本文中の①~④の数字は、説明の便宜のため、内容の区切に引用者が付した。文

「犬上郡第壱区ノ地ニ為存在陸軍省御持分之城郭内ニ有之天守閣御払下ケ(罫紙枠外に記載) といい、その内、【 】内の字は朱書であることを示す。

ヲ奉謝 [リ]、神武天皇紀 元 、 并御祭日、神宮遙拝日、神嘗会日等合節ニハ嘉祝トシ、 爰ニ登ツテ遙ニ皇都ヲ拝シ、 天長節ヲ奉賀 ψ、皇恩節ニハ嘉祝トシ、爰ニ登ツテ遙ニ皇都ヲ拝シ、 天長節ヲ奉賀 ψ、皇恩トモ、中ニハ未実域ニ不至モ有之ニ付、④ [先ツ] 右天○ 守閣ヲ 天長トモ、中ニハ未実域ニ不至モ有之ニ付、④ [先ツ] 右天○ 守閣ヲ 天長 居室モ壌タントスルノ際、今亦櫓・門等ヲ被廃、果シテ再起壊・ルノ人心ハ飛揚スル如ク、衰地ノ人心ハ空曠ニ屈スルカ如シ、 被成下度奉懇願候、 トヲ要シ、貧ハ[当ニ依頼シテ]営業ノ階梯ナク詐偽ヲ以テ、一時ノケ土地ノ衰態ニヨル処ニシテ、富メル者ハ一身一家堅固ニ保護センコク土地ノ衰 守閣御払下ヶ奉願候区長等之旨趣ハ今[拾]区一利之体[無之モ]全御払下ケ仕奉願度、此閣在坐中其地地方税上納仕拝借仕度奉願度、右末 時走利ノ者ハ■閣キ、衆心愁眉ノ者耳ニテ、其 払之御処分ニナル由ヲ拝承仕ニ付テ、猶拾区内ノ民情ヲ考量仕ルニ、一 御持、犬上郡壱区内ニ存在ナス城郭ノ天守閣ヲ初、櫓・門ヲ被廃、【篇》】等 振起ナスへ道 [アラハ]、施行仕度 [煩] [労] 苦心ノ処、②今 回陸軍公人庁旨ハ深感佩之至 [ニ付]、一羽ノ [繊] 事タリトモ、土地人民合 ノ庁旨ハ深感佩之至[ニ付]、一 何レモ」 愚考ニハ、末守閣十ヶ所引 続ノ建物トモ区長等低価ヲ以テ【鶺】 【生等ヵ】 ※1 【聯】 甚奉煩御手数段ハ深恐縮之至ト雖トモ、 ホサントスル一毛ノ端緒ヲ開キ申度徴衷 一羽ノ「繊軽 猶土地繁栄一家一身産業ノ保護ヲ祈 可成筋ハ陸軍省江御照会 [訳] 如何トナレハ、盛 将二我 回陸軍省 入札

(右文中※1の線引抹消部分の行間に加筆)

シトスル処素庁旨モ然リト奉伺居ト雖トモ之ニ△ △返体シテェ】」【旧彦根ノ地ノ衰弊ヲ興サ挽回センニハ一般ニ協和シテ興産○ノ外他ナ

(右文中※2部分の加筆として罫線枠外にて記載)

成候ハヽ右天守閣ヲ⊕】」
「【○守閣一ヶ所聯続ノ建物共図低価ヲ以御払下ケ[奉願]、此閣在中之「【○守閣一ヶ所聯続ノ建物共図低価ヲ以御払下ケ[奉願]、此閣在中之

ヲ被免ル様奉願□】」 ■■■理之節取締り■■ヲ付ケ可申ニ付、通路「【△毎年登閣ノ[節、]定日■■理之節取締り■■ヲ付ケ可申ニ付、通路

「【凶并字大手ヨリ登ル道路ニいたし■ 廊下橋一ヶ所】」

#### 廊

滋賀県、 の記載から、 守・櫓の取り壊しと入札を陸軍が決定した明治十一年のものと推測され の性格と位置づけを検討するうえで留意しておくべき点であろう。 願書案が井伊家伝来古文書(近代文書)中に伝来したことは、 先は文末に「可成筋ハ陸軍省江御照会被成下度奉懇願候」とあることから、 村・里根村・安清村・後三条村などの城下に隣接する地域からなる。宛 る。犬上郡第一区から第十区は、旧彦根城下町の全体と、松原村・古沢 る。差出は冒頭の「犬上郡第壱区ヨリ第拾区迄ノ区長等毎ニ顧慮スルニ」 橋梁・門ヲ被廃」とし入札払いの処分とする話が出てくることから、 われている (口絵3~5参照)。年月日は、文中に「城郭ノ天守閣ヲ初、 いない。また、墨筆・朱筆で少なくとも二人以上により随所に添削が行 【資料一】は、草稿段階のものであり、 おそらくは滋賀県令であったと考えられる。また、草稿段階の 犬上郡第一区から同十区までの区長たちであると考えられ 年月日、 差出、 宛先が記されて この資料 櫓 天

> 的には「愛国心」に及ぶようにしたいと述べる。 願う。加えて、天長節には天守に登り、「皇都」を遙拝し、天長節、 長などに低価で払い下げることを願い、 うためには、心(「衆心」)を共にする処がなくては(活路に) 期はな」いと落胆し、 橋梁・門を廃し入札処分することを聞いたとして、そうなれば「再起の て遙拝し、かつ土地の繁栄と「一家・一身の産業の保護」を祈り、 天皇紀元、御祭日、 区長らの出願の意図として、分裂している住民が結合し「活路」 振起」の道があれば試行したいとする。②では、陸軍が彦根城天守・櫓 走る者もいるなど、人心が結束していない状況が語られ、「土地人民合一 に在住の人民が衰微し、富者は自らの身を保護するばかりで貧者を救う ことは難しいとする。その上で④では、天守と続きの建物(付櫓)を区 ことができず、貧者も経済的に上昇する手立てもなく、かつ一時の利に 一】の文中に付した①から④に区分できる。①では、 願書案の修正後の文章に沿って、内容と論理展開に注目すれば、 神宮遙拝日、神嘗会日の計五日に「衆庶」が天守に 奮起の道が遠ざかり遺憾とする。③では、 天守地面の地租を上納したいと 明治四年の廃藩後 に向か 加えて 資料

【資料二】大久保章男宛中居清人書簡(彦根藩大久保家文書一〇三七七)

(右文中※1の線引抹消部分の行間に加筆)

シトスル処素庁旨モ然リト奉伺居ト雖トモ之ニ△ △返体シテ∞】」【旧彦根ノ地ノ衰弊ヲ興サ挽回センニハ一般ニ協和シテ興産○ノ外他ナ

(右文中※2部分の加筆として罫線枠外にて記載)

成候ハヽ右天守閣ヲ⊕】」
「【○守閣一ヶ所聯続ノ建物共図低価ヲ以御払下ケ[奉願]、此衆情御■察御聞済相閣ニ当ル地面地租上納拝借[仕度]△奉願度、此衆情御■察御聞済相閣ニ当ル地面地租上納拝借[仕度]△奉願度、此衆行曹別、此閣在中之「【○守閣一ヶ所聯続ノ建物共図低価ヲ以御払下ケ[奉願]、此閣在中之

ヲ被免ル様奉願□】」 ■■■理之節取締り■■ヲ付ケ可申ニ付、通路「【△毎年登閣ノ[節、]定日■■理之節取締り■■ヲ付ケ可申ニ付、通路

「【凶并字大手ヨリ登ル道路ニいたし■ 廊下橋一ヶ所】」

#### 廊

滋賀県、 の記載から、 守・櫓の取り壊しと入札を陸軍が決定した明治十一年のものと推測され の性格と位置づけを検討するうえで留意しておくべき点であろう。 願書案が井伊家伝来古文書(近代文書)中に伝来したことは、 先は文末に「可成筋ハ陸軍省江御照会被成下度奉懇願候」とあることから、 村・里根村・安清村・後三条村などの城下に隣接する地域からなる。宛 る。犬上郡第一区から第十区は、旧彦根城下町の全体と、松原村・古沢 る。差出は冒頭の「犬上郡第壱区ヨリ第拾区迄ノ区長等毎ニ顧慮スルニ」 橋梁・門ヲ被廃」とし入札払いの処分とする話が出てくることから、 われている (口絵3~5参照)。年月日は、文中に「城郭ノ天守閣ヲ初、 いない。また、墨筆・朱筆で少なくとも二人以上により随所に添削が行 【資料一】は、草稿段階のものであり、 おそらくは滋賀県令であったと考えられる。また、草稿段階の 犬上郡第一区から同十区までの区長たちであると考えられ 年月日、 差出、 宛先が記されて この資料 櫓 天

> 的には「愛国心」に及ぶようにしたいと述べる。 願う。加えて、天長節には天守に登り、「皇都」を遙拝し、天長節、 長などに低価で払い下げることを願い、 うためには、心(「衆心」)を共にする処がなくては(活路に) 期はな」いと落胆し、 橋梁・門を廃し入札処分することを聞いたとして、そうなれば「再起の て遙拝し、かつ土地の繁栄と「一家・一身の産業の保護」を祈り、 天皇紀元、御祭日、 区長らの出願の意図として、分裂している住民が結合し「活路」 振起」の道があれば試行したいとする。②では、陸軍が彦根城天守・櫓 走る者もいるなど、人心が結束していない状況が語られ、「土地人民合一 に在住の人民が衰微し、富者は自らの身を保護するばかりで貧者を救う ことは難しいとする。その上で④では、天守と続きの建物(付櫓)を区 ことができず、貧者も経済的に上昇する手立てもなく、かつ一時の利に 一】の文中に付した①から④に区分できる。①では、 願書案の修正後の文章に沿って、内容と論理展開に注目すれば、 神宮遙拝日、神嘗会日の計五日に「衆庶」が天守に 奮起の道が遠ざかり遺憾とする。③では、 天守地面の地租を上納したいと 明治四年の廃藩後 に向か 加えて 資料

【資料二】大久保章男宛中居清人書簡(彦根藩大久保家文書一〇三七七)

# 大久保章男様 中居清人(包紙)

御親拐

_

致間、 大慶、 拝啓、 取計呉候様頼候段申来り、 届 守中へ安居喜八ゟ手紙到来致し有之披見候処、 悦 次第堀へ托シ専断之御断上申之廉頼遣し候 通り取計呉候様、 参り候欤、 承知与申事ニ候ハヽ直ニ出津、 陸軍へも関係公事ニ渡り候次第、今更ケ様之事ハ取扱致様無之、夫共不 而、既小森へ及返答、 不都合之次第二付、 難申候ニ付、 趣意書ヲ遣し呉候様分営ゟ申越候間、 僕へ談し有之ニ付、 奉謝候、 之事木ニ而も造代り可建、 元持・堀等追々入来、 明日渡し方ニ因循致、 明日彼地へ引取候筈、 否確答有之様申遣候処、不都合申遣し候ハ用捨ニ預り度、 愈御安健奉拝賀候、 明日引取候場二及ひ、商法上ニ而ハ左様之事も有之欤不存候へ共 昨朝小森大津ゟ帰り候由ニ而入来、燈籠一条陸軍分営ニ而も大 一端約定も致候儀ヲ違約致候様之事ニ候間迚も御談判ハ難行 不能斎二認メ呉候様昨日頼置候、 此端書ニ五百円之残り弐百円之事ハ是ニ而埒済シ義ニ 手不附ニカラス燈二本ニ而可然哉与申置候、(ガ) 直ニ手紙ヲ以、 手間取昼食ノ上可罷出積之処へ花木入来、 同人直二出津、有田大尉へ引合、 事ハ治り候得共あきれ候次第二而候ハヽ、 決答も無之候ハ、勧解へ申立利解有之様ニ可 何様ノ品可然哉考呉候様小森へ申聞候趣ニ而 何角小森へ為任置候、 今日ハ御苦労御儀、 有田大尉へ井伊家へ不都合ニ不成様取消 書面為取替ハ不致共一諾ハ重キ事ニ 是も恐□候事ニ候へ共、 前約用捨ニ預り度旨申候 昨日午後三時頃帰宅、 僕も出頭可致心得之処 小森心得ニ而代り燈籠 彼方ニ而も一同 難遣与ハ 御附 前約之 御寄付 此

払与申ニ不参候得共、落札人ゟ買取建腐ラシニ致度旨申立候ハヽ、所之○①御天守一条、小森申聞候ニハ、有田大尉へ談候処、最早低価ニ而御

平来候ニ付、 御面談可申上積り之処、 も調談ノ上、 情申出候者 二而、 物 盛衰ニも関し候事ニ付出来可申、 も可有之、三日ニハ区長重ノ集会日ニ付、 ②入札高下も可有之、 書ニ方面ニ不拘陸軍卿へ御照会被成下度与県令へ願候ハヽ早埒ニ有之旨、 出願与相成候ハヽ篤志ノ分ニ加置呉候様申置候、 一筆概略申 急之埒ニハ参り間敷、 五日開札二付、其上二而考候而可然、 出頭不住 上置候也 分営ヲ経而居候而ハ日数懸り不宜、 昼後御客来与欤二承り候間、 ③小森考ニも低価ニ而可取入道 委細咄し可申旨申居候間、 高札ノ者苦 右之次第 幸ひ六

十月二日

中居清人

大久保章男様

【資料二】の書翰は、明治十一年十月二日に比定できる。書翰の差出人である中居清人と宛先の大久保章男は、ともに井伊家の彦根家職であった。文中に登場する小森なる人物は、第一区金亀町戸長、同区副区長をた。文中に登場する小森なる人物は、第一区金亀町戸長、同区副区長をた。文中に登場する小森なる人物は、第一区金亀町戸長、同区副区長をた。文中に登場するから、大津に所在した陸軍歩兵第九聯隊所属の軍人であると見られる。

の件である。後半部を見ておこう。 営所へ寄付したと思われる灯籠に関する件であり、後半部が彦根城天守この書翰は、二つの話題からなる。前半部は井伊家から大津の陸軍分

て腐らかし(=使用しない状態)にしたいと申し立てたならば、「所(=御払いとは参らないが、落札人より(区長らが)買い取り、(天守を)建小森が有田大尉に相談したところ、同大尉の意見は、「最早低価で天守を資料中の①の箇所は、小森が中居に報告した内容である。それによれば、

旧彦根城下町地域)の盛衰」に関わることであるので、実現するであろう。「大津の陸軍」分営を経ていては日数がかかり宜しくなく、添書きで方面(大津の陸軍)分営を経ていては日数がかかり宜しくなく、添書きで方面(大津の陸軍)分営を経ていては日数がかかり宜しくなく、添書きで方面(大津の陸軍)分営を経ていては日数がかかり宜しくなく、添書きで方面に関係なく陸軍卿へ(県令から)ご照会くだされたいと県令へ願えば早るのが良い、高札を入れた者は苦情を申し出る物であるので急ぎの解決るのが良い、高札を入れた者は苦情を申し出る物であるので急ぎの解決るのが良い、高札を入れた者は苦情を申し出る物であるので急ぎの解決ははならないだろう」とする。③の箇所は、小森の考えでも「低価で取り入れるべき道もあるだろう。(十月)三日には区長の重な者の集会日でり入れるべき道もあるだろう。(十月)三日には区長の重な者の集会日であるので委細話し合う」と(小森が中居に)申しているので、実現するであろう。「大津の陸軍)分割を経ていては、本書を持ている。

> 聯隊営舎に移転。 (主)明治十一年(月日不詳) 陸軍省が彦根城天守閣、櫓、橋梁門等を廃し、根城概要書」の内容から、次の(主)から(vi)の経過が復元しえよう。

を相談し、有田大尉の意見を得る。(ⅱ) 九月末 小森が陸軍の有田大尉と大津にて面談。天守払い下げの件

で経過を伝える。
大尉との面談結果を報告。翌二日に中居が大久保章男に書翰【資料二】(当)十月一日朝、大津より彦根に戻った小森が中居清人を訪問し、有田(当)十月一日朝、大津より彦根に戻った小森が中居清人を訪問し、有田

(v) 犬上郡第一区から十区区長が滋賀県へ提出する天守払い下げ願書案区から十区の区長集会に出席。区長集会で天守払い下げ問題を協議。(iv) 十月三日 小森が有田および中居との面談結果を受け、犬上郡第一

【資料一】を作成。

(vi) 十月五日

彦根城天守等の入札の開札

また、願書が最終的に提出されたかどうかはわからない。入札処分の公表直後(i)から九月末(ⅱ)までの時期である可能性もある。右では、【資料一】願書案の作成を仮に(v)としたが、彦根城天守の

現時点では未詳である。か。この点は、天守払い下げ願いの内実を考える上でも重要であるが、か。この点は、天守払い下げ願いの内実を考える上でも重要であるが、第一に、(i)から(v)に至る過程で、どのような人々の意見がどのそのほかに不明な点がある。

大久保章男らがどの程度関わっていたのか。【資料二】の前半部では、陸第二に、天守払い下げ願いに、井伊家や井伊家彦根家職の中居清人と

森を通して、天守払い下げ願いに関与していたと見られる。 中居の意向を受け働く立場にあったのではないか。井伊家彦根家職は小行政的手腕を備えた人物であったようであるが、燈籠寄進問題と同様にいている。天守払い下げ問題でも、小森が陸軍との相談を担い、一定の軍への燈籠寄進の問題については、小森が中居清人から対応を任され動

### おわりに

および願書案の作成の過程に関わる書翰【資料二】を紹介した。郡第一区から第十区の区長らによる彦根城天守払い下げ願書案【資料一】、本稿では、明治十一年の「彦根城郭保存」命令の時期における、犬上

際に行っていたことが見えてきた。
『資料一』からは、明治十一年当時、廃藩後に旧城下町が衰退する中で展が見るいいの意根城天守解体という事態に対し、旧城下町と隣接地域の区長たちが、の彦根城天守解体という事態に対し、旧城下町と隣接地域の区長たちが、の彦根城天守解体という事態に対し、旧城下町と隣接地域の区長たちが、の彦根城天守解体という事態に対し、旧城下町と隣接地域の区長たちが、の彦根城天守解体という事態に対し、旧城下町が衰退する中で

合、その起点となる重要な出来事として記憶されるべきであろう。とともに近代都市として再生の道を歩んでいくという歴史に照らした場態については今後の解明が必要であるが、その後の彦根のまちが彦根城在していたのである。旧藩士と区長、旧城下町全体の関係など、その実て、彦根城天守を拠り所として結束しようとする独自の政治的運動が存す、彦根城天皇の「彦根城郭保存」命令により彦根城が保存される前史とし

(わたなべ こういち 本館学芸員)

註

- 代文書は寄贈を受け、彦根城博物館所蔵となっている。近代文書は大久保治男氏所蔵である。なお、後者の近世文書の大半と一部の近1 井伊家伝来古文書(近代文書)は彦根城博物館所蔵。彦根藩大久保家文書の
- 六四二号」と略記する。)料編近代一(彦根市、二〇〇三年)、六四二号。(以下、「『市史』第八巻、2「太政類典」三編四八巻。彦根市史編集委員会編『新修彦根市史』第八巻 史
- 十二日条・十四日条。
  ・コースの一十二日条・十四日条。
  ・コースの一十二日条・十四日条。
- 文堂出版、二〇二二年)、一六三~一六四頁に拠っている。 ・ 以下の大隈重信の回顧に関する記述は、小林隆『地方史から未来を拓く』(清
- —三(『新修 彦根市史第八巻、六四三号』)。 5 「彦根城概要」(井伊家伝来古文書(近代文書))調査番号七一二八三
- 談したという秘話が紹介されている。 一三四~一三五頁では、大久保小膳が土方久元に嘆願し、土方が大隈重信に相一三四~一三五頁では、大久保小膳が土方久元に嘆願し、土方が大隈重信に相久保治男『幕末彦根藩の側役 大久保小膳』(サンライズ出版、二〇一八年)6 『彦根市史』下冊(復刻版)(一九八七年、臨川書店)、一四二頁。また、大
- 根市、二〇〇三年)一二二頁に収載。「犬上郡彦根町区分図」(滋賀県立図書館蔵)に拠る。『彦根 明治の古地図』(彦7 明治五年四月から同十二年七月の郡区町村編成法施行までの区制。区の範囲は
- 換した段階の中での彦根城天守の新たな位置づけと役割を表現するものとしてであることに大きな違いがある。この点は、近世身分制が解体し近代社会に転詳しく記録されている。願書案の遙拝では、遙拝者が井伊家当主ではなく住民七○七五)の文化九年七月六日条に、十二代当主井伊直亮による遙拝の様子が旧藩士の記憶が反映している可能性がある。「側役日記」(彦根藩井伊家文書旧藩士の記憶が反映している可能性がある。「側役日記」(彦根藩井伊家文書旧藩士の記憶が反映している可能性がある。「側役日記」(彦根藩井伊家文書下あることに大きな違いがある。この点は、近世身分制が解体し近代社会に転げてあることに大きな違いがある。この点は、近世身分制が解体し近代社会に転げてある。この点は、近世身分制が解体し近代社会に転びたいう場では、京根藩井伊家当主が天守という場では、京根藩井伊家当主が天守という場では、京根藩井伊家当主が天守という場では、京根藩井伊家当主が

理解すべきであろう。

- も傍証となる。

  も傍証となる。

  も傍証となる。

  ・時期で、十月五日に天守入札の開札を行うとしていることが高いること、同十二年二月十九以降のものと見られる。中居が龍宝寺から改姓し、中居清人と名乗るのは井伊以降のものと見られる。中居が龍宝寺から改姓し、中居清人と名乗るのは井伊以降のものと見られる。中居が龍宝寺から改姓し、中居清人と名乗るのは井伊は、書翰中で、十月五日に天守入札の開札を行うとしていることから、明治十一年
- 二〇一三年)。 二〇一三年)。
- おくこと」(『日本国語大辞典』小学館)。13 「建腐」。たてぐさらかし・たてくさり。「建築したまま使用しないで放置して
- されていると思われるが、両資料の時期的な前後関係は確定できていない。14【資料一】願書案は、【資料二】書翰(明治十一年十月二日)と近い時期に作成
- トハ実ニ痛惜御歎息之趣御尤至極、実ニ遺憾千万ニ御座候」とあり、明治天皇公武三百年経過候共可損様ニ者相見へ不申、右様結構ナル御城郭を破却相成候ニ御座候、乍去佐和口・京橋口抔ハ別テ堅固、御先君御手ヲ尽し被置候儀ニ付、二の三七六)の文中に、「陳者彦城一時者廃城公売相成、既ニ落札人取毀チニ縣一〇三七六)の文中に、「陳者彦城一時者廃城公売相成、既ニ落札人取毀チニ縣1、大久保章男宛金田師行書翰(明治十一年十一月五日)彦根藩大久保家文書

- できる。の「彦根城郭保存」命令直後の大久保章男の彦根城に対する心情を知ることがの「彦根城郭保存」命令直後の大久保章男の彦根城に対する心情を知ることが
- 16 草稿である【資料一】願書案が井伊家伝来古文書(近代文書)に伝来している。小林「ものづくりのまち」として転換し、市街地となったことを指摘している。小林「ものづくりのまち」として転換し、政治・軍事の拠点の地位を失い、「教育のまち」、こと自体、井伊家彦根家職が関与していることを示しているのではないか。
- した。感謝申し上げます。 [付記]本稿での資料の利用にあたっては、大久保治男氏からご高配を賜りま

# 資料翻刻 「宇治表江持参物覚」「宇治御茶詰年々御請下留」

## 荒 田 雄 市

二件御常式御用ニ付記之置(以下略)」とある通り、定例の行事であった。を以被仰付候事」、「一、宇治御茶詰御用武笠魚兵衛被指上候事」、「但右作法向」(彦根藩井伊家文書)の五月の項に「一、御茶壺御通ニ付、御書六月頃に行われた。彦根藩の十八世紀中頃の年中行事を記した「殿中御詰御用とは、宇治の茶師から新茶を国元へ取り寄せるもので、五月から詰御用とは、宇治の茶師から新茶を国元へ取り寄せるもので、五月から

同三入家も茶詰を行っていることがわかる。
同三入家も茶詰を行っていることがわかる。
とこから陸路で六地蔵を経由して宇治へ行った。復路も同じ経路である。
をこから陸路で六地蔵を経由して宇治へ行った。復路も同じ経路である。
を言す家が勤めたことが知られているが、本史料からは、上林六郎家、
多宗有家が勤めたことが知られているが、本史料からは、上林六郎家、
とこから陸路で六地蔵を経由して宇治へ行った。復路も同じ経路である。
を言す家が勤めたことが知らなが、本史料からは、上林六郎家、
というには、本語を意味がある。

壺道中を中心に研究が進められてきた。しかし、宇治茶師が関係を持っ宇治茶師と幕藩領主との関係を巡っては、徳川将軍家のいわゆる御茶

ず、彦根と宇治間の交通、大名による茶壺への認識などについても知見たが知られている。将軍家以外の茶詰は、管見によれば宇治茶師の側にとが知られている。将軍家以外の茶詰は、管見によれば宇治茶師のとの関係、特に茶詰に関する研究と、個別大名側の史料を用いた方法による研究の二種に大別できようと思われるが、個別大名と宇治茶師との関係、特に茶詰に関する研究は、あまり多くないのが現状である。本稿で紹介する史料は、右の区別のうち個別大名側の史料に該当する。本稿で紹介する史料は、右の区別のうち個別大名側の史料に該当する。とが明らかとなる。また、断片的ながら、茶師との関係や、宇治にて将軍家同様に宇治から茶葉を取り寄せる茶詰御用なども行われていたことが可きよい、大名と茶師との関係や、宇治にて将軍家同様に宇治から茶葉を取り寄せる茶詰御用なども行われていたことができる。いず、彦根と宇治間の交通、大名による茶壺への認識などについても知見において、「大名と茶師との関係を持ち、大名の関係に主いている場所による茶頭の字治茶師と関係を持ち、た領主は将軍家のみではなく、各大名も個別の宇治茶師と関係を持ち、た領主は将軍家のみではなく、各大名も個別の宇治茶師と関係を持ち、

大久保孫左衛門家五代目大久保員毗の作成であると考えられる。裏表紙の裏に二顆ある印のうち一つの印文が「員毗」であることから、閏八月に作成されたものである。表題の左脇に「大久保」とあること、紙に「文政七甲申年閏八月吉日写置」とある通り、文政七年(一八二四)形態は竪帳、丁数は共紙である表紙・裏表紙を除き十五丁である。表形態は竪帳、丁数は共紙である表紙・裏表紙を除き十五丁である。表

が得られるであろう。

の茶詰御用の日程記録なども収載されている。れている以外に、必要経費や、文化七年(「八一〇)~文政六年(一八二三)本史料は、表題の通り宇治へ持参すべきものとして物品が書き上げら

二九〇、形態は竪帳、丁数は共紙である表紙・裏表紙を除き三十二「宇治御茶詰年々御請下留」は、彦根藩大久保家文書、調査番号

と同時期、文政七年の作成と推測される。裏表紙の裏に「持参物覚」と同じ二顆の印があることから、「持参物覚」と同で二類の印があることから、「持参物覚」と同様表題の左脇に「大久保」とあり、

務の報告書としての用法があったことが確認できる。本史料は宇治茶詰御用の年々の「御請」の下書きの留であり、享和三本史料は宇治茶詰御用の年々の「御請」の下書きの留であり、享和三本史料は宇治茶詰御用の年々の「御請」の下書きの留であり、享和三本史料は宇治茶詰御用の年々の「御請」の下書きの留であり、享和三本史料は宇治茶詰御用の年々の「御請」の下書きの留であり、享和三本史料は宇治茶詰御用の年々の「御請」の下書きの留であり、享和三本史料は宇治茶詰御用の年々の「御請」の下書きの留であり、享和三本史料は宇治茶詰御用の年々の「御請」の下書きの留であり、享和三本史料は宇治茶詰御用の年々の「御請」の下書きの留であり、享和三本史料は宇治茶計御用の年々の「御請」の下書きの留であり、享和三本史料は宇治茶計御用の年々の「御請」の下書きの留であり、享和三本史料は宇治茶計御用の年々の「御請」の下書きの留であり、享和三本史料は宇治茶記できる。

本史料に先行する文書として「御請下」の他に「留記」が存在した。本史料に先行する文書として「御請下留」に収載されているが無い場合も、御請の下書がある場合は「御請下留」に収載されているが無い場合も、御請の下書がある場合は「御請下留」に収載されているが、文さから、両者は別々に保管されていたものと思われる。

本史料に先行する文書として「御請下」の他に「留記」が存在した。本史料に先行する文書として「御請下」の他に「留記」が存在した。

(あらた ゆういち 当館学芸員)

#### 註

- 歴史と文化』(淡交社、一九八四年)などが簡潔にまとまった成果と言えよう。史3 近世の歴史と景観』(宇治市、一九七六年)、吉村亨・若原英弌『日本の茶中。 幕府と宇治茶師との関係を扱った研究は枚挙に暇が無いが、さしあたり『宇治市
- 究所紀要』五十輯、二○○五年)など。 仁「宇治茶師上林春松・尾崎坊有庵家と尾張藩御用茶詰」(『愛知大学綜合郷土研相が、個別大名それぞれを取り上げて総合的に検討を加えている。他に、坪内淳の、田小夜子「江戸時代の宇治茶師」(『学習院史学』八号、一九七一年)は、幕府・2 六田小夜子「江戸時代の宇治茶師」(『学習院史学』八号、一九七一年)は、幕府・2 六田小夜子「江戸時代の宇治茶師」(『学習院史学』八号、一九七一年)は、幕府・2 六田小夜子
- 徳島県立博物館、二○一一年)など。吉村亨「『隔蓂記』にみる茶師の動向(上)・根津寿夫「大名蜂須賀家と御用茶師上林春松家について」(展示図録『阿波の茶の湯』、大嶋陽一「鳥取藩と宇治茶師」(『鳥取県立博物館研究報告』四五号、二○○八年)、

(下)」(『京都文化』 六・七号、一九八六・八七年) も方法は共通する。

### 凡例

- (一) 原則として常用漢字を使用し、適宜、読点や並列点等を補った。
- が、丁内の空白は基本的に再現していない。(二)本文脇に記された内訳や注記等はなるべくそのままの位置で表記本した
- は、左右にはみ出すようにして表した。料にある行頭を跨いで引かれた線が割付のため分割されてしまう場合料にある行頭を跨いで引かれた線が割付のため分割されてしまう場合(三)判読不能文字は□で、文字の抹消は二重取消線(뮟射)で表した。原資
- 緒帳」(彦根藩井伊家文書)により、本稿初出箇所にのみ付した。(四)筆者による注記は( )内に示した。藩士の役職・就任期間は「侍中由

## 宇治表江持参物覚

## (表紙)「文政七甲申年閏八月吉日写置

### 宇治表江持参物覚

大久保_

表紙裏

白紙)」

一湯衣・湯風呂敷 一通 一勝 一勝 一勝 一勝 一勝 一下帯 一下 一個し御茶詰之節御中間 一下	一立付 但U持参不致候共相済 一二尺手拭 一三尺手拭 但U持参不致共相済 二瓦 但U持参不致共相済	一 夏 羽織	一块 相類 有相 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
一	一 し 鼻 半 紙 一 美持参数 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙	一	一 対 付 は が が が が が が が の に が が の の の の の の の の の の の の の
壱 弐 弐 壱 本 筋	L 1	競・ ○ NB 壱 壱 壱 弐 弐 ○ (1才)	壱 壱 壱

一酒多宗有江	金子		一上林六郎殿・上林	(一醒ケ井餅百枚入ツヽ 壱:	<u> </u>	一同帯は清り		一櫛道具	一風呂敷	一服紗	一柄袋	一矢立	一荷桐油	一細引作	世し友具型入用、家来分共一渋紙。 弐枚	一手拭	一藁草履	一裏付草履	一足駄	一蚊帳	一座ふとん	一三布蒲団	一小夜着
	弐百疋	壱籠	三入江	、一一壱籠ツ、		Ξ.	$\equiv$	壱通り	弐	壱	壱対	壱	壱枚	式 筋	学校	弐筋	壱足	壱足	壱足	壱張	弐	壱	壱
一手水手拭	一風呂敷 壱	一銀港外	宗有手代江	一銀壱匁	寸 D					時候ニ寄指別あるへき	出帆之節之積り、	右着用之分者六月	一日張日傘打	一供笠で遺す	一赤合羽	一黒漆合羽	/ 自分持	蚊帳壱張、夫々	/一家来夜具三人分、	一		一 松木	一 <b>傘</b> 袋ニ入
12	<b>E</b>									べき		Л	壱本	三	弐	壱		夫々家来	Д	른 각	Ē .	壱	壱本
					(3)	3 <del>1</del>							29							2才			
一米かし桶	一飯櫃 壱	一れん木	一ほうてや	一小砂鉢	一飯椀・汁椀・	一鍋	一釜	船中入用之方	一寸土産物遣し可然事	一大津奉行江人	一扇子并熨斗句	一家来ハ若党声	も無之ニ付、	候而可然と存候得共、	巾着様之品	是迄土産物被	包候品者老母	一宗有家内ハ老	右夫々包立持参	一山城の国名所記有之候	/ 宗有母江	一手水手拭	一風呂敷
		壱 一 壱本 挺	· 一 · 壱 ·		手塩Ⅲ	壱ツ	壱ツ	² 之方	し 可然事	大津奉行江人馬等之世話ニ相成候間、	扇子并熨斗包・水引等持参候而よろし、是ハ不時ニ送り度節之為也	と人・草履取壱人	も無之ニ付、何ニ而も相送り不申候事		一而も用意相送ル	似相送候物語も無	らと妾之当テニ相	^七 母壱人・妾之様	的参			壱	壱
一杓 壱本	一手桶 壱	一まな板	一摺木	一菜刀	一茶碗	一盆但し□之代り 壱枚	一壱ツくど			成候間、何歟	而よろし、是ハ	家来ハ若党壱人・草履取壱人・鑓持壱人ニ而済	不申候事	素ゟ持参も不致、且前	1		包候品者老母と妾之当テニ相送ル、男子之義ハ彦根出帆前ニも不及承、	宗有家内ハ老母壱人・妾之様成者壱人・男子六歳二歳斗弐人有之、右		ハヽ持参可致事	/ 宗有下	一鳥目三百文ツヽ	† ( ) 宗 有家
		壱	壱	壱	壱	代り 壱枚	壱				不時ニ送り度節	済		且前文之通是迄も相送り候由		小致、宇治着之	で一般出帆前ニ	六歳二歳斗弐人			宗有下男下女江	白文ツ、	内へ
		<b>分</b>								<u>(4)</u>	之為也			送り候由	<ul><li>4₹</li><li>±</li></ul>	上見聞致、	も不及承、	(有之、 右			37		

右役船弐艘御水主江相達屋敷前江着さセ積ミ候事 一蚊やり木 同九申 同八未 付木 一燈し油 わかめ 行燈 茶風呂 味噌 着、 炭 ヒノ下刻ニ帰着、 治着、 文化七年 茶碗三ツ 香之物 杓子飯汁共弐本 六月十三日卯之刻出帆、 十一日出立、 六月朔日六ツ半時過 五月廿日出帆、 壱ぜん 小籠二入 都合日数十日 廿四日出立、 壱ツ 壱 重箱一重二入 壱合 入重箱二入 低き方よろし 出入十日、 H 下船中二日、 出入九日、 日着津、 出 帆 同十二日朝五ツ時過大津出立、「川敷」 十五日申之刻着津、 暮時着津、 中村三右衛門(中屋敷留守居役、享和三~文政五(没)) 登船中二日、 杉原惣左衛門(中屋敷留守居役、文化七~文化十一(没)) 日下部三郎右衛門(馳走奉行・中屋敷留守居役兼帯、文化五~同九) 同廿四日未ノ刻過大津出帆 都合日数十三日 - 味噌(濾) 燈しん 塩少々 土ひん 煮大豆 さい箸 薪 手水桶 箸三ゼん 共 家来三人分、 白米三斗 茶 登船中(二日) 五束 同盆三枚 同廿二日宇治着、 登船中三日、 壱 壱 壱 小重箱二入 上下之分二ゼん 積り、上下四人分但し凡出入十六日之 飯椀・ 汁椀 同 日宇治着 -四日未, 廿九日帰 同廿 干六日字 ල් ල් 67 5[†] Ŧi. 同四巳 同十酉 同三辰 文政二卯 治着、 同十四丑 同十三子 帰着、 六月朔日巳ノ刻出帆、 同十二亥 同十一戌 同十五寅 刻前帰着、 三日宇治着、 上刻大津出帆、 登船中三日、 五月十八日辰ノ下刻出帆、 五月廿六日辰上刻出帆、 廿九日出立、 五月廿九日辰下刻出帆 十四日出立、 十三日申刻帰着 六月十六日卯刻出帆、 都合日数十八日 同世 下船中一 留無之 下船中三日、 留記無之 + 一日帰着、 出入十日、 出入九日 同廿一日宇治着、 Ħ 四日午ノ刻帰着、 一日宇治出立、 都合十四日 四日午之中刻着津、登船中四日、同五日宇治(文右衛門は文化十二年十二月に文左衛門から改称している(文右衛門は文化十二年十二月に文左衛門から改称している(中村三右衛門) 都合日数十六日 H 都 廿九日戌之刻着津、 同廿九日戌刻大津出帆、 同十四日、 日未刻着津、登船中五 六月二日午ノ中刻着 廿日午ノ刻着津 合日数十 川手文右衛門 朝比奈藤右衛門(馳走奉行・中屋敷留守居役兼帯、文政元~同四)中村三右衛門 長野十之丞 (中屋敷留守居役・馳走奉行兼帯、文化十三~文政三) 荒居治太夫 荒居治太夫 高橋新五右衛門(中屋敷留守居役・馳走奉行兼帯、文政四~同六) 六月三日出立、 都合日数十四 出入九日、 下船中二日 应日 未之下刻大津出帆 登船中四日、同五日宇治ニ年十二月に文左衛門から改称している (※五代目治太夫は文化九年に甚五兵衛と、 屋敷留守居役兼帯(文化九~同十五)、六 称。文化十年は、五代目は馳走奉行・中 六代目弥平次は文政十一年に治太夫と改 代目は井伊直中附(文化九~文政二)。) 登船中四日、 津 都合日数十七日 出入十三日、 日 旦 七月朔日帰 辰ノ刻頃大津出帆 登船中三日、 同廿朔日宇治着、 同五日宇治着、 夜九つ半時頃

**7**ヴ

六月朔日宇

同

87  $\exists$ 西

六月

(財)」 (右大津 6 六地蔵 2 (財)」 (石大津 6 六地蔵 2 (財)」 (大津 6 六地蔵 5 字治 2 (財)」 (大津 6 六地蔵 5 字治 2 (財) 2 (財)」 (大津 6 六地蔵 5 字治 2 (対)	(一七百弐拾四文 右大津/6字治迄通し 一六百五拾四文 一五百三拾四文 一五百三拾四文 一五百三拾四文 一五百三拾四文 但U壱疋二付弐百六拾五文ツ、本馬弐疋 但U壱疋二付弐百六拾五文ツ、本馬弐疋 御水主荷物共	(10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か)」 (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10か) (10 0) (10 0)	宇治着、廿日宇治出立、出入十日、廿日未刻過大津出帆、廿一日辰ノ六月九日卯下刻出帆、同十四日巳ノ刻着津、登船中二日、六月十一日
一 一 三 一 一 三 一 三 百 一 三 百 章 章 文 一 三 百 章 文 全 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	一方百文 写治江参一方百文 写治江参 一方百文 写光 一 西 一 西 一 表 り 懸 御 水 主 江 送 ル 一 表 り 懸 御 水 主 江 送 ル 一 表 り 懸 御 水 主 江 送 ル 一 表 り 懸 御 水 主 江 送 ル 一 表 り 懸 御 水 主 江 送 ル 一 表 り 影 の ま で よ か ま か よ で よ か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か	一七百五拾文 一七百廿四文 一七百廿四文 一七百廿四文 一七百廿四文 一七百廿四文 一七百廿四文 一卷貫五拾文八 一卷貫五拾文八 一卷貫五拾文八長年6增貸銭 「四十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	, 残而 内七百弐拾四文引
家来三人昼支度 大津御多屋風呂并支度 一度が家来へ船ニ而支度数参ル 宗有伯父江土産 写治ニ而御中間弐人雇 宇治ゟ大津迄所々茶の銭 大津ニ而御水主江送ル	両人家来男女弐人江湾が一巻行江駕借用致候挨拶を行江駕借用致候挨拶をおいる。	上百五拾文 但し壱人壱百四拾八文ツ、本馬壱疋宇治江附出し二、六地蔵 と百廿四文 を貫五拾文 中じ壱人 で貫五拾文 を貫五拾文 内壱百五拾文小長年ゟ増貸銭 但し壱人二弐百六拾四文ツ、引替也 メニ貫四百四文 メニ貫四百四文 内壱貫五拾文引 内壱貫五拾文引 内壱貫五拾文引 はし壱人二弐百六拾四文ツ、引替也 メニ貫四百四文 アー貫四百四文 アー貫四百四文 アー貫四百四文 アー貫四百四文 アー貫四百四文 アー貫四百四文 アー貫四百四文 アー貫四百四文 アー貫四百四文 アー貫四百四六 アーコーデー アーカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	拾四文 2 台方、地域 2 号拾四文引
137	127	127	117

拾三文 四百文 八幡参詣ハ小倉ゟ芋洗村村迄小船借り切、 宇治川を伏見江下り船、片道借り切三百 宇治
る小倉村
江十八丁、小倉村
二而小船
壱船借り

替ル船切、 弐百六拾四文 百七拾文 百三拾七文 百三拾文 見物致、小倉江乗り帰ル 五拾文之由 三百文、此船ニ而伏見豊後橋際江参ル、船路廿七八丁計、着船之上所々 此金弐分弐朱弐匁壱分米札 銭合七貫弐百六拾五文 銭〆弐貫七百五拾四文 但片道ならハ舟賃百文之由、左候へハ帰り之節伏見豊後橋を宇治之 金合弐両弐朱卜六匁四歩四厘 倉迄百文ニ而借り切戻ル 方へ越し三丁計参候へハ向ひ嶋といふ村有之、此所ニ小船有之、小 此金壱両ト四匁三分四厘 此米札六拾四匁三分四厘 御多屋二而風呂上下四人屋文度代 色々代右同断 同断するめ十五折 右同断味噌代 薪代右同断 往返二而三百五拾文、 朝
お
夕
を 147 157 137 147 (裏表紙裏 **[表紙)**「宇治御茶詰年々御請下留 宇治御茶詰年々御請下留 享和三亥年四月四日 路壱里半計有之、芋洗村ゟ八幡迄壱里余有之 一藤四郎御壺 上林六郭段
春日井代り
春日井代り
在宇治御茶詰御用被仰付中野助太夫殿ゟ御指紙来ル御請書左之通り ^{清凉寺} 一御茶湯壺 薄屋代り一個礼状 御礼状 御礼状 御茶料請取書 尾崎御壺 御茶料請取書 御茶入日記写 藤四郎御壺・上林三入へり・(この茶壺は井伊家伝来資料中に現存する) 御茶料請取書 御茶入日記写 右之通指上申候 印)(裏表紙 白紙 壱通 壱通 壱通 壱通 壱通 壱通 酒多宗有 大久保 田中惣右衛門(中屋敷留守居役、享和元~文化二(隠居)) (表紙裏 白紙)」 17 <u>ו</u>ילַ 157

五月十九日御壺請取舟積仕、 翌廿四日辰之刻大津出立仕、未之下刻宇治江着仕、 船仕、 候処、 俄二西風二相成、申之下刻松原村帰船仕、 廿八日・廿九日・晦日御精進日且御茶師方ニ指障有之候由断申 茶師方江御壺相渡申候、 合罷在、 廿二日巳之上刻日和二付松原村出船仕候処、 御船二一宿 翌廿三日辰之刻出船仕、 廿四日巳之刻日和ニ付仲ノ嶋出舟仕、 同廿七日六郎殿・三入御茶詰仕候、 同廿日・廿一日不日和二付見合罷 申之下刻仲之嶋江着船、 御船二一宿見合罷在 申之刻大津江着 八坂浦沖ニ而 同廿六日御 27 風見 同

六月朔日御茶寄仕、同夕宗有御茶詰仕、 午之刻 翌二日卯上刻宇治発足 27

帆

七ツ半時過長命寺江懸り申候、

翌十五日暁七ツ時長命寺出

聞候ニ付指扣罷在候

船仕、翌三日寅刻松原村江着船仕、 大津江着仕、不日和二付見合罷在候所、 同巳之刻御壺相改角田順了( ※ 道役) 未之下刻日和ニ相成出

江相渡申候, 以上

六月三日

青木貞兵衛 (津右衛門家四代目か、馳走奉行、亨和三~文化三) 御使田中惣右衛門

右年月難相分候得共御請下書在之故記之左之通

春日井御壺 上林六郎殿

御茶入日記写 壱通

御礼状 薄屋御壺 上林三入 (この茶壺は井伊家伝来資料中に現存する)

御茶入日記写 壱通

御茶料請取書 壱通 壱通

十八日・廿一日・廿二日御茶詰仕候

廿三日御壺寄仕、 十九日・廿日御精進日且御茶師方二指障有之候由指扣罷在候 翌廿四日寅之刻発足、巳之刻大津江着仕、 不

日和二付御長屋二見合罷在、申之中刻松原村江着船仕、 同日御

壺相改角田道古へ相渡申候、以上(※単役)

六月廿五日

文化八辛未年四月五日 一藤四郎御壺 上林六郎殿 春日井御壺代り 春日井御壺代り 春日井御壺代り 上林六郎殿
を来ル御請下書左之通

壱通

御茶料請取書

御茶料請取書 壱通

御礼状 壱通

一□ 真御壺 一弾正御壺 酒多宗有

御茶湯壺 同人

御茶料請取書

壱通

御礼状

六月十二日御壺請取船積仕翌十三日暁七ツ時松原村出帆仕、 八ツ半時不日和ニ付奥之嶋江懸り、 右之通指上申候 翌十四日日和二付奥之嶋出 4<del>1</del> 昼

十七日御茶師江御壺相渡申候 暮六ツ時過大津江着船仕、 翌十六日午之刻宇治江参着仕候 <u>4</u>ÿ

杉原惣左衛門 (中屋敷留守居役 文化七~同十一(致)) 御使青木貞兵衛 

御茶入日記写

39

壱通

-38 -

上	着船仕候、尤夜	着仕、未之上刻	日御壺寄仕、同	一同廿六日六郎即	一同廿四日・廿五	一同廿三日御壺御	大津表発足仕、	成、卯之中刻出帆仕、	強相成候二付、	懸り、未之刻は	日卯刻松原村出帆仕候所、	一五月十八日御壺	右之通指上申候	一御礼状	一御茶料請取書	一御茶湯壺	情京存 一字治御壺	単E即置代) 一尾崎御壺	花真町置代が 一個礼状	一御茶料請取書	一御茶入日記写	一藤四郎御壺	尊屋甲暦代が状
	着船仕候、尤夜中二付今朔日御壺相改角田順了江相渡申候、	未之上刻御壺船積仕、則出帆仕同日暮六ツ時過松原表江	同廿九日卯之上刻宇治表出立仕、午之刻大津表江	同廿六日六郎殿方、同廿七日三入方・宗有方御茶詰仕、同廿八	同廿四日・廿五日御日柄且御茶師方指障在之趣ニ付指扣罷在候	同廿三日御壺御茶師江相渡申候	午之刻宇治江参着仕候	申之刻大津江着船仕、	強相成候ニ付、仲之嶋へ懸り一夜見合罷在、同廿	懸り、未之刻比ゟ雨晴候間柳川出帆仕候処、仲之	柳川辺ニ而雨天	五月十八日御壺請取船積仕同十九日不日和ニ付見合罷在、	F·候	壱封	壱通	同人	同人	酒多宗有	壱封	壱通	壱通	上林三入	壱封
	相渡申候、以	時過松原表江	之刻大津表江	、 詰仕、 同廿八	付指扣罷在候	6 [†]		同廿二日卯之上刻	同廿一日日和ニ相	仲之嶋辺ニ而風雨	雨天二相成候二付柳川江	合罷在、同廿	67									(5 [†] )	
一四日・七日・八	一五日・六日・九日御茶詰仕候	一三日御壺御茶師方江相渡申候	津出立仕、午之	之刻過大津江着仕候、	罷在候、当月朔	一先月廿八日御壺	右之通指上申候	一御礼状	一御茶料請取書	一御茶湯壺	_{青京} 一花真御壺	一弾正御壺	一御礼状	一御茶料請取書	一御茶入日記写	一薄屋御壺	一御礼状	一御茶料請取書	一御茶入日記写	一春日井御壺	右御指紙御用番長野美	一文化九壬申年四月五日	六月朔日
八日御精進日且御茶師方指障	日御茶詰仕候	<b>方</b> 江相渡申候	津出立仕、午之刻過宇治江参着仕候	任候、其夜中中御船二一宿仕、	当月朔日日和二付卯之刻過松原村出帆仕候所、	先月廿八日御壺請取御船積仕候所、廿九日晦日不日和二付見合		壱通	壱通	同人	同人	酒多宗有	壱通	壱通	壱通	上林三入	壱通	壱通	壱通	上林六郎殿	御指紙御用番長野美濃殿ゟ来ル御請書左之通	中村三右衛門	御使杉原惣左衛門
障 (か)」				宿仕、翌二日卯刻過大	村出帆仕候所、即日酉	日晦日不日和二付見合	(8 <del>1</del> )」									(†) (†)							(才)」

御座候由二付指扣申候

十日御壺寄仕、 命寺ニ船懸り仕見合罷在候、翌十三日寅之刻過日和ニ相成長命 津出帆仕候所、 着仕候処、不日和二付見合罷在候、其夜亥之刻過日和二相成大 寺出帆仕候所、 卯之刻過ゟ沖ノ嶋辺ニ而不日和ニ相成沖ノ嶋江 翌十二日辰之刻過長命寺沖ニ而不日和ニ相成長 翌十一日卯之上刻宇治出立仕、 午之刻過大津江

翌十四日已之刻前日和二相成沖之嶋出帆仕候而、 江着仕候間、 今日御壺相改メ角田順了江相渡申候、 未之刻松原村 以上

船懸り仕見合罷在候所

97

六月十五日 御使中村三右衛門

文化十二亥四月五日 一藤四郎御壺 上林六郎や右御指紙御用番井伊三郎殿ゟ来御請書左之通り右御指紙御用番井伊三郎殿ゟ来御請書左之通り上の「藤四郎御」の「秦名・中野町太大が文化九年に改称」

御茶入日記写 壱通

上林三入

御茶入日記写 壱通

御茶料請取書 壱通

壱通

酒多宗有

御茶湯壺

御茶料請取書

御茶料請取書 壱通

一藤四郎御壺 薄屋御壺代り 一御礼状 壱通

107

六月十五日

御使川手文左衛門

中村三右衛門

右御受け下留左之通有之候得共、留記無之ニ付年号月日不詳

春日井御壺 上林六郎殿

御茶入日記写

御礼状

壱通

五月廿五日御壺請取船積仕、不日和二付見合罷在、 右之通指上申候 六月朔日巳

之刻松原村出帆仕候処、

柳川辺ニ而不日和ニ相成申候ニ付、

柳

川村ニ相懸り、翌二日卯之下刻柳川村出帆仕候処、伊崎辺ニ而 不日和相成候二付、 沖之島ニ而不日和ニ相成候ニ付、 伊崎ニ相懸り、 翌三日卯下刻伊崎出帆仕候 沖之島ニ相懸り 翌四日

午之刻参着仕候

卯之中刻大津表出立、

宇治表江

卯之中刻沖之島出帆仕、午之中刻大津表江着船仕候而

翌五日

97

同六日御壺御茶師江相渡申候

同七日・八日・十日・十一日・十二日御日柄且御茶師方指障在 之趣二付指扣申候

同九日上林六郎殿・上林三入方御茶詰仕、 御茶詰仕、 午之刻大津表江参着、午之中刻御壺船積仕見合罷在候所、未之 同日夕御壺寄仕、 同十四日卯之下刻宇治表出立仕、 同十三日酒多宗有方

江着船仕候、尤夜中二付今十五日御壺相改大橋了仙江相渡申候(**道役) 下刻日和ニ付大津出帆仕、夜八ツ時松原村

127

一御礼状 御礼状 御茶湯壺 御礼状 十一日御茶師方江御壺相渡申候 仕候所、 十九日御壺寄仕、翌廿日卯之刻過宇治出立仕、 十二日・十四日・十六日・十七日御精進日且御茶師方二指障御 十三日・十五日・十八日御茶詰仕候 翌九日未之刻比日和二相成沖之島出帆仕、 当月七日御壺請取御船積仕、 御茶料請取書 ...花真御壺 弾正御壺 御茶料請取書 御茶入日記写 薄屋御壺 御茶料請取書 津出帆仕候処、其夜戌之刻過比不日和二相成、 仕候処、 座候由申聞候二付相扣申候 着船仕候間御船二一宿仕、翌十日卯之刻過大津出立仕候而、午 之刻過宇治江参着仕候 右之通指上申候 申刻過不日和ニ相成沖之島江船懸り仕見合罷在候処 不日和二付見合罷在、廿一日申之刻過比日和二相成大 酒多宗有 翌八日卯之刻日和ニ付松原村出帆 其夜戌之刻過大津江 堅田ニ船懸り仕 午刻過大津江着 12[†] 137 137 春日井代り 右御下留有之候得共、 清凉寺 一藤四郎御壺薄屋代り 御礼状 御礼状 御礼状 六月七日御壺請取船積仕、 御茶料請取書 御茶湯壺 尾崎御壺 御茶料請取書 御茶入日記写 御茶料請取書 御茶入日記写 藤四郎御壺 辰之刻比 之刻過比不日和二相成、 見合罷在候、翌廿三日辰之刻比日和二相成堅田出帆仕候処、未 日辰之上刻日和山山二付松原村出帆仕候処、戍之下刻大津江着 右之通指上申候 翌廿六日御壺相改メ御茶道方江相渡申候、 日和二相成沖之嶋出帆仕候而、 六月廿六日 留記無之二付年号不分ラ 酒多宗有 上林三人 上林六郎殿 壱通 壱通 壱通 壱通 壱通 沖之島江船懸り仕見合罷在、 翌八日不日和二付見合罷在候、 御使中村三右衛門 中村三右衛門 未之刻過松原村江着船仕候間 以上 廿五日山 同九 157 157 147 143

船仕御船二一宿仕、翌十日卯之刻大津出立仕、午之下刻宇治江

十一日御茶師江御壺相渡申候

十三日・十五日・十六日御茶詰仕候

十二日・十四日御精進日ニ付指扣申候

十七日御壺寄仕、翌十八日寅之刻過宇治出立仕、 大津江午之刻着仕、日和ニ付き即刻出帆仕、暫仕不日和ニ付申

之刻過堅田江船懸り仕相見合罷在候処、酉之刻過日和ニ相成堅

田出帆仕候而、 翌十九日未之刻過松原村江着船仕候、 今廿日御

壺相改角田順了江相渡申候、以上 六月廿日

御使中村三右衛門

右御指紙御用番助右衛門殿ゟ来ル、留記有之候得共年号記し無之ニ付( 象巻、中野)

長野十之永

文化十四丑年

一藤四郎御壺上林六郎殿不詳、文化十四・十五ノ内ト見ユル、 御請下左之通

御茶入日記写

御茶料請取書

一藤四郎御壺一御礼状

上林三入

177

一文政二己卯年四月五日

御茶入日記写

御茶料請取書

御礼状

尾崎御壺 酒多宗有

宇治御壺

167

169

二日御茶師方江御壺相渡申候

翌廿九日未之刻過出帆、戌之刻大津江着船仕御船二一宿仕、六

月朔日卯之刻過大津出立仕、午之刻宇治表江参着仕候

刻沖之島江船懸仕、廿七日・廿八日迄同所ニ滞船、廿八日午之

刻過日和二相成出帆仕候処、酉之刻不日和二而堅田二滞船仕候

三日・四日・五日・七日・八日御精進日且御茶師方指障御座候 六日・九日御茶詰仕候 187

ニ付指扣申候

十日御壺寄仕、 津江着仕、酉ノ刻大津出帆仕、十二日巳刻過松原村江着仕、今 翌十一日卯之刻過宇治表出立仕、 巳之刻過大

十三日御壺相改大橋了仙江相渡申候、以上

六月十三日

御使長野十之丞

朝比奈藤右衛門

187

藤四郎御壺 上林六郎殿

御茶入日記写 壱通

御茶料請取書 壱通

壱通

御礼状

御茶料請取書

御礼状

右之通指上申候

先月廿四日御壺請取御船積仕候所、廿五日不日和二付見合罷在

同廿六日日和二付卯刻松原村出帆仕候所、不日和二付申之

一御茶湯壺 一御茶湯壺

文政三辰年四月五日	<b>仕候、今五日御壺</b>	過大津江着仕、西	一二日夕御茶寄仕、	日御精進日且御茶	一廿三日・廿四日・	一廿六日・二日御茶詰仕候	一廿二日御茶師方江御壺相渡申候	翌二十一日卯之刻	仕、翌廿日辰刻取	仕、翌十九日辰刻	不日和ニ付申之刻沖之島江船懸り	一先月十六日御壺請	右之通指上申候	一御礼状	一御茶料請取書	一御茶湯壺	一宇治御壺	一尾崎御壺	一御礼状	一御茶料請取書	一御茶入日記写	一藤四郎御壺薄屋御壺代り
川手文右衛門	月五日 御使朝比奈藤右衛門 (20)」今五日御壺相改以即御茶道方江相済申候、以上	酉上刻大津出帆仕、翌四日午之刻松原村江着船	翌三日辰刻宇治出立仕、午ノ刻 (20)」	日御精進日且御茶師方指障御座候趣ニ付相扣罷在候	廿三日・廿四日・廿五日・廿七日・廿八日・廿九日・晦日・朔	話仕候	御壺相渡申候	翌二十一日卯之刻大津出立仕、午之刻過宇治江参着仕候	翌廿日辰刻堅田出帆仕、午之刻大津着船仕御船ニ一宿仕、	翌十九日辰刻沖之島出帆仕、不日和ニ付未刻比堅田江船懸	(学)	先月十六日御壺請取御船積仕、同十八日辰之下刻松原村出帆仕、		壱封	<b>壱通</b>	同人	同人	酒多宗有	壱封	壱 (19)	<b>壱通</b>	上林三入
	_					_		_	_	_	清	<b>事</b>	_	_	_	_	_	_	_	_	_	右御指
一六日九日御茶詰	一三日夕御茶師方三日卯之刻過大	巳之上刻出帆仕	刻出帆、又候大	日和ニ付見合居	巳之上刻ニ松原	一先月廿七日御壺	右之通指上申候	一御礼状	一御茶料請取書	一御茶入日記写	一御茶湯壺	_{青京持} 一花真御壺	一弾正御壺	一御礼状	一御茶料請取書	一御茶入日記写	一薄屋御壺	一御礼状	一御茶料請取書	一御茶入日記写	一春日井御壺	右御指紙御用番美濃殿(家老、長駅
一六日九日御茶詰仕候	一三日夕御茶師方江相渡申候三日卯之刻過大津表出立仕、宇治表江午之刻過参着仕候(27)」	巳之上刻出帆仕、午之下刻大津表江着船仕、御船ニ一宿仕、翌	刻出帆、又候大雨ニ付若宮江相懸り、翌二日不日和ニ付見合居、	日和ニ付見合居、巳之上刻出帆仕、大雨ニ付堅田江懸り、未之	巳之上刻ニ松原村出帆仕、申之刻沖之島着船仕、翌六月朔日不	一先月廿七日御壺請取船積仕候所、不日和ニ付見合居、同廿九日	右之通指上申候 (21)」	一御礼状    壱通	一御茶料請取書 - 壱通	一御茶入日記写 - 壱通	_	<u> </u>	一弾正御壺 酒多宗有	一御礼状 - 壱通	一御茶料請取書 - 壱通	一御茶入日記写 - 壱通	一薄屋御壺 上林三入	一御礼状    壱通	一御茶料請取書 - 壱通	一御茶入日記写 - 壱通	一春日井御壺 上林六郎殿	右御指紙御用番美濃殿ゟ来ル御請下左之通(家老、長野)

一藤四郎御壺 上林六郎殿 (24)」春日井御童代り (24)」春日井御童代り (24)」 在 1月廿一日 御使 高橋新五右衛門 二二十二十二日 (25) (24) (25) (24) (25) (25) (24) (25) (25) (25) (25) (25) (25) (25) (25	五日・十七日御精進日且つ御茶師方指	一十六日・十八日御茶詰仕候 (23))」一十二日御茶師方江御壺相渡申候 之刻宇治江参着仕候	之刻大津着船仕御船ニー宿仕、翌十一日卯之刻大津出立仕、午日和ニ付酉之刻堅田江船懸り仕、翌十日卯之刻堅田出帆仕、巳一当月八日御壺請取御船積仕、同九日卯之下刻松原村出帆仕、不	右御指紙来ル御請下左之通 高橋新五右衛門 (23)」 六月十四日 高橋新五右衛門 (23)」 以上	松原村江着船仕候間、今十四日御壺相改メ御茶道方江相渡申候、同夜子之刻日和二相成出帆、翌十三日申之刻 (2ウ)」不日和二相成走路二付、乳母ヶ懐ト申所江午之刻前冶相懸り居、江着仕、不日和二付一宿、翌十二日日和二付辰之刻出帆仕候処、	一十日御壺寄仕、翌十一日卯之刻過宇治表出立仕、午之刻大津表指扣罷在候一四日・五日・七日・八日御精進日且御茶師方指障御座候由ニ付
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一春日井御壺 上林六郎殿右御用番助右衛門殿ゟ御指紙来ル御請下書左之通一文政五午年 細江次郎右衛門	お御請二通二致指茶料請取書・御礼	T	一御茶料請取書 壱通 一個茶湯壺 同人 (24)」 一尾崎御壺 一周人	、 一御礼状 壱通 一御茶科請取書 壱通 一御茶入日記写 壱通 上林三入	· 一御茶料請取書 壱通 一御茶入日記写 壱通

御礼状 御礼状 御茶料請取書壱通 御茶料請取書壱通 御茶料請取書壱通 廿八日御茶寄仕、翌廿九日卯之刻宇治出立仕、午之刻大津江 廿二日・廿三日・廿四日・廿五日御精進日且御茶師方指障御座 廿六日・廿七日御茶詰仕候 廿一日御茶師方江御壺相渡申候 五月十七日御壺請取御船積仕、同十八日辰之刻松原村出帆仕、 御茶湯壺 花真御壺 弾正御壺 着仕候処、不日和ニ付六月四日迄見合罷在、 辰之刻大津出立仕、未之刻宇治江参着仕候 出帆仕、未之刻大津江着船仕御船二一宿仕、 不日和ニ付戌之刻堅田江船懸り仕、翌十九日巳之刻巳之刻堅田 御茶道方江相渡申候、 相成大津出帆、今五日卯之刻過松原村江着船 候趣ニ付相扣罷在候 右御用番下総殿江指出候事(家老、宇津木) 右之通指上申候 六月五日 同人 酒多宗有 御使細江次郎右衛門 壱封 壱通 上林六郎殿 酒多宗有 上林三入 翌廿日 四日酉ノ刻日和ニ 同日御壺相改メ 267 25) 一藤四郎御壺と木でで、一藤四郎御壺(家老小野田)の一郎殿ん来ル御請下左之通右御指紙御用番小一郎殿ん来ル御請下左之通に家老小野田)の多え年匹月二日 鈴木相馬 文政六癸未年四月二 清凉寺 一藤四郎御壺 一藤四郎御壺 一御礼状 御礼状 御礼状 六月八日御壺請取御船積仕 十四日御茶師方江御壺相渡申候 御茶湯壺 尾崎御壺 御茶入日記写 御茶入日記写 懸り仕、 仕、翌十一日午ノ刻沖之島出帆仕、 十日辰ノ上刻松原村出帆仕、不日和ニ付申之刻沖之島江船懸り 殿被仰渡二而前紙之通相認メ指上旨被仰渡候事 但し昨巳年高橋氏被指出候通相認メ指上候処御用番助 御勝手方 日卯ノ刻大津出立仕、 右之通指上申候 右御勝手方御用番助右衛門殿江指出候事 右之通指上申候、 六月五日 日 翌十二日辰ノ上刻大津江着船仕御船ニ一宿仕、 以上 同人 同人  $\Box$ 酒多宗有 上林三人 午ノ刻宇治江参着仕候 壱通 壱封 壱通 御使細江次郎右衛門 同九日不日和二付見合罷在候、 申 ノ刻不日和ニ付唐崎江船 翌十二 右衛門 277 同

十六日·十八日御茶詰仕候

帆仕、 帆仕 十九日御壺寄仕翌廿日卯之刻宇治出立、午ノ刻大津江着仕候所 十五日•十七日御精進日且御茶師方指問御座候趣二付相扣罷在候 不日和二付同廿五日迄見合罷在候、 方江相渡申候、 不日和ニ付戌之刻沖之島江船懸り仕、 同日申ノ上刻松原村江着船仕、 同日辰ノ刻日和相成大津出 今廿七日御壺相改御茶道 翌廿六日沖ノ島出 293

六月廿七日 御使鈴木相馬

御茶料請取書壱通 上林六郎殿

御茶料請取書壱通 上林三入

御茶料請取書壱通 六月廿七日 御使鈴木相馬 酒多宗有

文政七甲申年六月朔日 七甲申年六月朔日 佐藤半右衛門 (中屋敷留守居役、文政七~同十二(没)) 右弐通御用番并御勝手方御用番へ指出事

297

右御指紙御用番下総殿ゟ来御請下左之通り

春日井御壺 上林六郎殿

御茶入日記写 壱通

薄屋御壺 上林三入

御茶入日記写

御礼状

弾正御壺 酒多宗有

花真御壺

御茶湯壺 右同人 右同人

御礼状 壱通

307

白紙丁 (裏表紙裏 Ţ 印 (裏表紙

白紙

御礼状

壱通

右之通指上申候

六月九日御壺請取御舟積仕候処、不日和二付見合居、 翌十五日卯之刻大津出立仕、午刻過宇治江参着仕候 翌十四日已刻沖之島出帆仕、未刻過大津江着船仕御船二一宿仕、 辰刻松原村出帆仕、未中刻不日和ニ相成候ニ付沖之島船懸り仕、 同十三日

同十六日御茶師方へ御壺相渡申候

同十九日・同廿一日・廿二日御茶詰仕候

同十七日・同廿八日・同廿日御日柄且御茶師方二指閊御座候ニ

付相扣罷在候

同廿三日御壺寄仕、翌廿四日卯刻宇治出立仕、巳刻過大津江着 和二付長命寺二舟懸仕、 仕 原村へ着船仕御壺御茶道方へ相渡申候、以上 不日和ニ付見合居、 同夜丑刻前長命寺出帆仕、 翌廿五日卯刻大津出帆仕、 御使佐藤半右衛門 今辰刻前松 午刻過不日 317

右御用番へ指出ス 六月廿六日

御茶料請取書壱通 上林六郎殿

右同断

右同断

右之通指上申候、

上林三入

酒多宗有

以上 御使佐藤半右衛門

六月廿六日

御勝手方御用番へ指出ス

(32 わ) 317

## 資料翻刻 井伊直亮筆「楽々亭座右耳袋」(上)

北野智也

本資料翻刻は、彦根藩主井伊家に伝来し、現在彦根城博物館が所蔵する井伊家伝来典籍のうち、「楽々亭座右耳袋」を翻刻したものである。 同書は、縦二十二・八㎝、横十六・一㎝の百丁から成る袋綴の縦本で、 同書は、縦二十二・八㎝、横十六・一㎝の百丁から成る袋綴の縦本で、 も直亮自らが記している。直亮は、雅楽器や刀剣をはじめ、書画、典籍、 も直亮自らが記している。直亮は、雅楽器や刀剣をはじめ、書画、典籍、 も直亮自らが記している。直亮は、雅楽器や刀剣をはじめ、書画、典籍、 で興味を覚えたものを書き記した随筆。内題を本紙の冒頭に記し、外題で興味を覚えたものを書き記した随筆。内題を本紙の冒頭に記し、外題で利力を開発して世に知られる。知的好奇心も旺盛で、種々の情報を積極的に入手し、 して世に知られる。知的好奇心も旺盛で、種々の情報を積極的に入手し、 して世に知られる。知的好奇心も旺盛で、種々の情報を積極的に入手し、 して世に知られる。知的好奇心も旺盛で、種々の情報を積極的に入手し、 して世に知られる。知的好奇心も田盛で、種々の情報を積極的に入手し、 して世に知られる。

きるためである。楽々亭とは、直亮の号のひとつ。 目を「~事」とするなど、体裁や書きぶりを踏襲していることが確認での随筆集「耳嚢」の影響とみられる。題名に「耳袋」の語を含み、各項の随筆集の発案および命名は、幕臣の根岸鎮衛(一七三七~一八一五)

かである。また、この冊子の奥には「共二巻(飯田猪右衛門」とある。耳ふくろ(二冊」とあるので、直亮がこの本を目にしていたことは明ら二冊本で、二冊をまとめた紐付き包紙の表に、直亮の字で「清風舎蔵同じく井伊家伝来典籍中に写本の「耳嚢」がある。これは、未装幀の

い環境だったのかもしれない。

い環境だったのかもしれない。猪右衛門の親元の森山家が幕臣の家臣同一人物なのかは判然としない。猪右衛門の親元の森山家が幕臣の家臣にいう身分であることが、幕臣の著作物を書写するのに都合のつきやすという身分であることが、幕臣の著作物を書写するのに都合のつきやすれた人物である。本写本の所蔵者を示すものとみられるが、書写自体もれた人物である。本写本の所蔵者を示すものとみられるが、書写自体もは、旗本柴田康直の家臣、森山木甫太の二男で、彦根藩飯田猪右衛門とは、旗本柴田康直の家臣、森山木甫太の二男で、彦根藩

起筆時より三十年以上遡る文化十一年(一八一四)や同十二年のものも記事を引いだされ、記事を詳細に検討する必要はあるものの、で、当時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭見受けられる。

ある。

本資料の翻刻により、井伊直亮がどのようなことに関心を示していたのか、また、その情報の入手先はどういった人物だったのかが明らかにのか、また、その情報の入手先はどういった人物だったのかが明らかにが強いものなのか、その背景も含めて考える必要がある。また、現代でが強いものなのか、その背景も含めて考える必要がある。また、現代ではほとんど伝わっていない彦根藩領内の様子や家臣の家の伝統等の記事はほとんど伝わっていない彦根藩領内の様子や家臣の家の伝統等の記事はほとんど伝わっていない彦根藩領内の様子や家臣の家の伝統等の記事はほとんど伝わっていない彦根藩領内の様子や家臣の家の伝統等の記事はほどのようなことに関心を示していたのか、また、その時代や身がである。

であろう。
本資料の記述は全般に、入手した文書等の文面などが理解しがたいも本資料の記述は全般に、入手した文書等の文面などが理解しがたいもであっても敢えて分かるようにまとめることはせず、とりあえずそののであっても敢えて分かるようにまとめることはせず、とりあえずそののであろう。

全般にわたり、北野が再検討を加えて成った。 (髙木)~(66)まで)を紹介する。翻刻は、はじめに髙木が草稿を作成した上で、袋」(上)として、本紙第一丁表から第六十六丁表まで(翻刻頁(1)本資料翻刻は、紙数が限られているため、井伊直亮筆「楽々亭座右耳

(たかき ふみえ 本館学芸員)

(きたの ともや 本館学芸員

註

- · 井伊家伝来典籍Q一一五
- 幕臣で、佐渡奉行、勘定奉行、南町奉行をつとめた。
- 行はされなかったが(ただし無断出版あり)、多くの写本が伝わる。年に起筆し、最晩年の文化十一年(一八一四)まで、断続的に書き記したもの。刊3 「耳袋」とも。全十巻。著者の根岸鎮衛が佐渡奉行時の天明四年(一七八四)~七

- 彦根城の下屋敷、槻御殿内に直亮が建立させた煎茶室の名でもある。
- 井伊家伝来典籍Q 九四

5 4

凡例

1

・ 漢字は原則として常用字体を用い、それにないものは正字体を用いた。人名・漢字は原則として常用字体を用い、それにないものは正字体を用いた。 はいこの (より)、江(え)、与(と)、而(て)、茂(も)の合体字・かなは残した。 が表がの固有名詞については旧字体を残した部分がある。 一般名詞でも龍は旧字地名などの固有名詞については旧字体を残した部分がある。 一般名詞でも龍は旧字地名などの固有名詞については旧字体を残した部分がある。 一般名詞でも龍は旧字地名などの固有名詞については旧字体を残した部分がある。 一般名詞でも龍は旧字地名などの固有名詞については旧字体を用いた。人名・

2

- 称で記されている場合、分かる範囲で略さない名称等を( )で示した。ては ( )で正しい字を示すか、(カ)(ママ)などで註記した。また、人物が略3 翻刻者による註記は ( )内に示し、明らかな誤字・脱字・文意不明箇所につい
- って、この箇所は敢えて翻刻せず、画像を掲載した。たためか、意味が取れないままに文字の形を見たままに書写した可能性がある。よ4(2)の末尾一行および(2)の冒頭三行の部分は、書写した原本が読みにくかっ
- 場する場合であっても、原則的に登場する毎に旁註を付した。等に拠った。本書は、それぞれの話は独立していることから、ある人物が複数回登5 人物に関する旁註は、彦根藩士については「侍中由緒帳」(「彦根藩井伊家文書」)
- るため、一つ目の挿図との間に、原本にはない空白部分を設けた。

  (46)の二つ目の挿図は、原本通りの行送りでは翻刻の頁をまたがって分割され
- 番号付けをした。 資料利用の便を図るため、本資料の見開きを単位に、順に(1)、(2)…と

#### 1

楽々亭座右耳袋

京都ヨリ取寄かけこの法組

宿乃梅

龍脳 白檀 藿香 三和

丁香 茴香

相州徳応寺末

廻状

白金台町壱丁目 曹洞宗 西照寺



2

右西照寺表門ニ懸有之候額面は心越禅師

筆跡之由、右心越ハ関羽之末孫明人之由

僧之筆跡は火難除之由申伝罷在、 寛永之頃来朝致し候僧ニ有之、兼而右 明和

之度目黒行人坂ゟ出火之節も右額面焼

残り候由、然ル処先月廿四日青山ゟ出火ニ而西照寺

存居有之処、焼灰取片付候節、焼灰之下な

表門類焼致し、右額面も焼失いたし候儀と

文字等ハ少しも損し不申、暦然と焼残り

右額面左右裏等は焼付火候得共、表之方

罷在、 此節本堂ニ懸有之候由 誠二奇異之趣取沙汰仕候、右額面

3

刺ム 楡ヶ

可被為在候ハヽ、在家卿ノ畢用録と申著述 笏二御用御坐候、木材之事御委敷御吟味も いちゐ先上品二可有之候、其次桜、以下いつれも 右之木品共御用にて御宜旨ニ候、其内ふくら・

御座候、若御入用ニ茂御座候ハヽ、御写可被進

文化二卯年大目付中川飛騨守江伺、

即日

付札済之由

正月 二月 四月 七月

右四ヶ月之内閏月之方は廿八日月並

之方廿八日出仕有之、前之十二月廿八日は

出仕無之哉、十二月閏有之節は閏十二月

出仕無之哉、右之趣兼而為心得伺候、以上

轉法輪家江笏之事尋候返答

御笏之木

冬青 福頼トモ書来候フクラ

(国) 飛騨図位山ノ産ヲ賞翫ニテ多ク是ヲ御用有之候サクノキト和名ニ有之候

閏四月十七日 遠山但馬守家来 山本森右衛門

付札、 書面之通被相心得可然被存候

小皷皮つくろひの伝

へらの様なる小刀ニ而御皷の裏塗之処 そろくはかし、すみくはけかね候処小キ

4

切出し小刀ニてはかし候事

虫ニ而モ有之、其外格別ひき候相成有 埋候為二一躰二つける事、こくそうるし 之時は、先こくそうるし二てひき候処

仕様うるし四分・ひめのり六分位にてこくそ

||三分位ニ入る事

右こくそふほしてひめのり六分、せしめ

四分たらす入交せ、美濃紙喰さき紙

ニて右之のりニて張候事、五枚張事、夫

よりこしき并ニ金輪之処ハ前文之

こくそ付候事

虫喰候革繕ひ様、先表ニて刀革を

姫のりニて張候事、革ハ小皷之古革ニて

張候事、裏ゟ長右衛門秘伝之のりニて

とのこをねり、虫喰之ひき候処へへらニ

てなすり付置、干あかり候上姫のり

付、そろくくと竹へら二てとり候事、はち かわを薄く致し、秘伝のりニて張、のり

> 右之上を一廻り大きくして件之のり をこき出し候事、其上をさひ革ニて

5

之をひめのりを右かわ之上へ付置 こて張候事、表革之刀革張有

へき申候事、跡は少ししめりニてのりを 夫ニてしめり通り候かけん相考、そろく

ぬくひ取候事、夫ゟ紛繕ひニ致候事(タ)

仕様ハセしめニへにからを交セ、虫喰

取、夫ゟ粉綿ニて□き付候事、先一旦 之所軽く筆ニてかき、其上を紙ヲ以おさえ

むろへ入、暫して又最壱度粉を如最

前付候而むろへ入置候事

右能笛拵候は何之長右衛門と申者之

伝也

四五年前 公儀江古筆見了伴より(古筆宗家十代 一七九〇~一八六三)

献上候由

四条大納言公任卿自撰自筆(藤原公任 九六六~一〇四二)

和漢朗詠集 二 冊

右上方近江辺郷士ノ内ニ候哉、 元所持之品

払二出候を取入之上

伺済古筆了伴内献上 御城へ持参

当五月十九日於蘇鉄之間寺社奉行

6

月番松平和泉守へ相渡指上候趣也、は松平乗全三河国西尾藩主一七九五~一八七〇) 其

自丹波国能勢郷依亥日之例貢進于 後黄金壱枚和泉守於宅拝領致候由

禁裏□餅数十合之中、御女房許到来

御用之味噌を付焼候而今用ニ相成候事、

へき板の箱ニて内ニもち入、小豆の粉付

有之、是ハ長芋と見へ候事

有之、ところ~~ 二白き色の小サキ角なる物

葵御紋御時服家来着用之事、星野久眠へ

元禄八未年四月三日(一六九五 ただし元禄八年は亥年) 直ニ尋候返答

常憲院様加賀守屋敷江 御成之節(徳川綱吉 将軍 二六四六~二七〇九)

御目見被 仰付候家来共江葵御紋附之

御時服拝領被 仰付候、右家来御時服今

以所持仕候者御座候ニ付、着用仕候而も不苦

儀二候哉、此段御問合申上候、以上

大久保加賀守家来(相模国小田原藩主)

右書取を以文化十二亥年九月御目付(-^^|歩)

村上監物殿江問合申候処、同列之者評

儀之上左之通答付札有之候

7

松下三郎兵衛

書面葵御紋附時服 先年拝領仕候とも 着用之儀遠慮致し

当時

右之本紙も有之候、 右之通留メ御座候ニ付、書抜差上申候 本紙ハ諸事要用

書付類入 二入置

一乳泉散

蛤蜊黒焼

ニシハリ、口ヲ土ニテヨクヌリ、内へ火気ノ不入ヤウニシ 蛤蜊貝ノマ、土器二入、蓋ヲシテハリ金ニテ十文字

テ炭火ニテ焼ナリ

右一味為細末白カユニテ一日ニ五分ツ、用

カユ煮ヤウハ末ノカサニ米一盃入、其カサニ水

七盃入煮テ、其上スミノ湯ニテ用、一日ノ中何

度ナリトモ用、アトニテカユモ用

右之法古き書付類之内より見出しの侭

無何事爰ニ記し置

8

白牛酪之事、予か奥向ニ勤むる女子共之内ニ牛

酪製法之役所江出る物あり、即其家之出生ニ付

製薬之始りを尋るニ付、指越書取左之通

白牛酪之儀、享保之始依

台命白牛二頭房州ノ峯岡之御牧ニ放養

**−** 51 **−** 

結構二付、寛政四年御製薬被 馬方御懸り御勤役中功能御試、 以酪御製被為在、諸人江被下置候所、 其頃岩本石見守様御小納戸頭取野(岩本正倫 幕臣) 仰付、寛政之始ニ至り凡百余頭ニ及候 生乳ヲ 功能

仰付候

当時御懸

尾嶋飛騨守様

新御番頭格御小納戸頭取

酪御製役 木村鍋五郎様

小塩又左衛門様

吉田孝吉様

利兵衛義ハ

前々

方野馬

方御

用相

動罷

在候

二付 酪功能御試中ゟ諸方江行届候様取

9

斗可仕旨被 引続右御用被為 仰付、酪之義利 仰付、御製薬ニ相成候テも

其外所々江配分仕、 御代金取集上納 兵衛へ御下ケ渡ニ相成、利兵衛ゟ京大坂

仕候儀二御座候

三月

践祚之事

天子位を嗣を即位と申、 幼く位を嗣を践祚と申

当時上方にて唱等之儀は不相弁事ニ御坐候

御位之即せられ候時唱へ歟に相見候得共

周公相践祚」而治と有之、右は周の武王の太子。タスケフシテくマン 得は直に天子の位に即候事を申し候得共、此 ミ候事を践祚と申候、唐土にてハ践祚と申候 礼を被受候事有之によつて、天子の位をふ 幼年にて難成故、周公旦助て祚階を践の 堂の東の方のきさはしにて礼を被受候事 事を被行候儀成かたき故、叔父の周公旦 タスケフンテ(ママ) 事、礼記の文王世子篇二成王幼而不能准祚、 事・礼記の文王世子篇二成王幼而不能准祚、 の人迄も朝覲の礼を行ひ候節、祚階と申 盛を助け、明堂にて天下の諸侯或は外国 成王未タ幼年之節父武王崩せられ候故、直ニ 天子の位を嗣被申候得共、幼年にて天子の

10

時は 御幼君歟、 御譲を被 為受、 父君は太上皇に被為成候 別に行われ候事ニ相見候、且 方にてハ御践祚有之ても御即位の礼は なし無之、一定ニは難申候、然れとも践祚の時 得共、此方暦代之書に乞度左様之例ニも書ハ 二即せられ候得は、践祚と唱へ候哉ニも被存候 必らす摂政を被の付候様相見候得は、 御即位と唱へ、又
父君崩御之後御位 或は御受禅なく崩御後 東君様

(マメ゙) 候は、聢と之義は難申上候、御践祚と申候ても

結り践祚と申事ハ天子の御跡を被為嗣候何れ別段 御即位の礼ハ行われ候事ニ付.

事ニて、 御即位にて弥 天下江御広め有之

事之様二被存申候

事ニは無之、天子ニ御成被成候と申唱与但し、御即位無之内ハ 儲君を践祚と唱へ候

践祚ハ此方に候ハゝ跡目願ハ御請取候て未た菊(ホマクラ)

被存申候

11

天子様故 御位ハ践せられ候故、如右唱候哉ニ之間之被 仰渡無之内之如くに候得共、

位を践祚といふ、周成王幼而未人前之事を御坐候、 天子嗣臣を即位と云、 幼く嗣

行年能はす、周公代りて祚階を履に

右は林祭酒より申上ニも有之哉、聞ニつき爰に、統述斎 大学頭 「七六八~二八四二)天位を授さるに付、践祚といふ也

清凉寺堅光二聞 **癰疔腫物之部** (寂室堅光 井伊家菩提寺清凉寺住持 一七五三~一八三〇)

書留置

癰治方

中膿ヲ持セタキニ加フ、合歓子中愈シタキ片ニ加フ加黄芩中 上ニ在ル片加フ、紅花 軽キ内ニ散シタキ 藿香が黄 単元 日本 以上五味本方檳榔子中 下ニ在ル片土骨皮大 忍冬大 当皈中 桔梗中 人参 三分位

右薬法也、薬製は勿論、療治之心得都口伝

之事

一匁五分位用テヨシ○本書ニ下ニ在ル片ト云ハ腰ヨリト皮トノ間ニ米ノヨウナルモノアリ、コノ皮至テ佳シ、人参ハ口伝土骨皮(小ナラノ木ノ皮ノ事也、此木ノ膚

下ノ事也○上ニ在ル片ト云ハ腰ヨリ上ノ事也○出来物ニ

12

末古渡阿魏二両代二十目 白花地 二両代十二名位白犀角 家方が選挙ニアル也、五年モ十年モ催ノ出来ルモノ也 等分摺鉢ニテヨク摺テ酢ニテトキツクヘシ、奇妙也等分摺鉢ニテヨク摺テ酢ニテトキツクヘシ、奇妙也 也、一切五臓ノ毒ヲ消シ面腹手足ノ腫ヲ癒ス、六味也、一切五臓ノ毒ヲ消シ面腹手足ノ腫ヲ癒ス、六味也、一切五臓ノ毒ヲ消シ面腹手足ノ腫ヲ癒ス、六味が悪ニアラズ、根ブト也、癰ハ平地ニシテツブくト

章門 京車 腰間 亀尾 風市 三里 絶骨

灸治ノ点 附薬上こ記 水分 三台 古馨末 蛇含石 岩八匁 右末 ノー両代拾六匁 蛇含石 20代 右末 メ

天枢

大横

腫脹満ノ病ニ

コモラ

湧泉 肩井 合谷以上

○首断疔奇方忍冬膏ヲツケ、又呑ム、跡ニテ荊 ○蒲萄疔ハ暫時ニ発**ゾ**治シガタシ 蒜 ニ和メックル也

防敗毒散ヲ用

^{味等分}水煎服 ○瘰癧癰腫奇方 何首烏夏枯草忍冬

○抜疔方 杉芽 萍蓬草 紅花 各等隂于焼

右三味以二繁縷ノ汁」ヲ和調ノ塗ニ瘡上ご

○治癰疔腫兼療;鼠毒;奇方伯州産同方

石蟹 二枚為霜 反鼻 二枚生捕 沈香 | 角石五分

右四味為末、毎服五分又ハ壱匁日ニ三度白湯ニ而道

下ノ温酒赤佳シ

胡椒霜 右二味調合温酒飯下ス、毎服六分 ○治癰疔及諸熱毒腫ヲ方 白英 为权茎葉並焼

一日ニ四五度ツヽ

○腫気脹満治方ニハトコノ木ニ出タル木海月ヲ

味噌ニテ煮喰へハニ便ニ下ル○蒲萄ノ如クナルモ

ノ一夜ノ内ニモ出来テ、療治ヲ知ラザレハ死スル也、炙ス

ヘテモアツカラズ、生大豆ヲ喰シテナマクサカラズシテ

馥ハシキハブトウ疔ナリ、蒜ヲ黒焼ニシテ付レハ愈

テ命を助ルベシ、粘ニ押マゼ付テヨシ、コノ薬ノ外ニハ内

薬外科ニテモ治セサル也、コノ疔ノコトハ古今ノ医書

ニモナキ也

河村順碩紅毛ズドボウの法見出指出書付(홈製藩士藩医)

榲桲円方

**榲桲** 百五十匁 茯苓 百五十匁 陳皮 山薬

桔梗 乾姜各半両ツ、 甘草二十匁 白砂糖半斤

右八味煉蜜

三浦ノ五香の事

14

五香 打身之薬也、近来ハ世俗ニテ

風薬ニモ用ヒ又ハ逆上ニモ用ユル由

産後ノ逆上等ニ用ヒ、依而世上産後

用ユル事ニ心得居由也

ルよし、其上を綿ニ包ミ有之、用ユル時 合薬ニテ細末シガマノ穂ニテ色ヲモ付 ハ綿ノ包たる侭湯の中へ入レ、ふり出

し用ゆる事

右五香は三浦和泉之家ニ伝ふ、五香の(灣蟹藩士)

濫觴ハ、三浦家当家江来り候時、三浦

若江堤ニおゐて山田又之丞を打留たる 与右衛門元貞といゝし人、大坂軍之節

着したる甲之内ニ五香之方書

あり、可伝旨ニ而之由、依而其已来五香 三浦家之一子相伝と成る由、造酒に (三浦正猷 彦根藩士)

承る

諒闇中ノ鞠之事、安倍季良手紙書抜 (京都方楽所の楽人 井伊直亮の篳篥の師)

閑暇成事ニ御坐候、 家之堂上なとも自分

稽古ハ被免候へとも、合奏なとハ難相成候

飛鳥井家も鞠ハ自分稽古は免候、

諒闇中の鞠再興有之候 藍皮と申事 勿

15

論装束も色目違候よし被承候、其ゆへ

余り出精稽古の人も無之様子ニ御定

兼与兼如ノ子兼載ノ門弟、法橋トナル

中風のましない江戸より申来る 当弘化三丙午年ハひのへむまニて、丙午の

呑て能也、尤男子ハ○女六十六才の者ニ水 文字をかき、夫を湯か水ニシ而紙ヲ丸くして 年に六十六才なる人墨ニて小サク水といふ

といふ字をかゝせ可呑、女子ハ六十六才の

男子ニ為書可呑也、是ハ中風を不煩

ましないと申来ル、即我其通り二致 かたわらの人ニも教る事

石造之法、国友藤兵衛指出す(鉄砲鍛冶)

石造之法

一石 一石 一極上 之強き方 一焼 も 大 五合 四合

何レも細末ニメ絵ぎぬのふるひニ懸テ、色ハ

何色ニ而も御好次第、絵貝少々御控へ

16 鉢ニ而も能御すり被遊候程能ねバリ申候! 右二品ニアイノヨドミヲ入、薬研ニ而も乳

同ハニウハチガ宜敷由也

アイノヨドミ取様



用ヒ申候此所ヨドミ、ドロく〜ト仕ルヨドミヲ

尤ねりかけんハソバヲコね候位のかたさ宜

敷候



- | 此間土ニテカタメ申候

尤穴クボミノある石宜敷由

右之通り色々大小ニ先の丸きカねニて

水のカワキカゲンヲ能御考、静ニ御カタメ

被遊、能乾き候所江豆ノゴヲ引申候、猶其 可被遊候が宜候、廿日三十日もカゲ干ニ

御座候、此蝋ヲ火ニ而アブリ御手指ニ

上ツヤヲ付候ニハサラシ蝋、尤木蝋ノ事ニ而

17

之石をナデスリ候得はツヤ出申候、此ツヤ の内ニ少し油の気付候間、 少し付候而御手ヲ火ニ而御あふり被遊候と、 其御手ニ而右

貫ケ不申候由候

申上候、私共ハ未タ石造候事無御座候得 右之通親共相試し候上相認メ置候間奉

共、右之法ニ而随分出来可申候と奉存候

何分御試奉願上候、以上

加藤彦兵衛様 国友藤兵衛

又法

ボン石ノ土

黒谷山上はツミ・浅岡山上白色哉・清水土

右三品之内之土宜敷由、尤何レも瀬戸

物土也

三味線作者之事

中

三味線之名人 石村近江顕輔

三代目

彦根北野寺之事

縁起ノ上ニ 元和中ト御座候

18

旧来于此有一堂舎、安置観音

霊像、有其別堂寺院号言彦根寺

同六年孟冬比 直孝公 彦根寺 (1六二〇) (井伊直孝 近江国彦根藩主 一五九〇~一六五九)

改北野寺

長寿之伝三ヶ条

毎夜臥り候節、左の通り三遍唱へ、 より下腹へ三度撫おろし候事 胸

> 天齢此栄 願得長生

我立勲功 願得安寧

隔日温飩をたべ可申候事

毎月三里の八日灸怠らさる事

右之通客婦人有の障あらハ、十一日

にても廿一日にても朔日の日取に致候

火傷 ノコト 之妙薬

火傷ニハ大鷹之糞ヲ附ケレハ忽痛

ヲ散シ、即功有之由、あとも不附由也

19

松平倉之介ニ承ル(彦根藩士)

北野寺天神之事ニ付安倍雅楽助(京都方楽所の楽人 井伊直亮の篳篥の師)

季良江尋置ハ、筑紫太宰府之尊像

を写し候事と云ふ二就而頼ミ置所、此度

兼而頼ミ置とハ相違ニ候事、先ツ爰ニ 左之通り書付指越す、雖然左之書付ハ

留置もの也

彦根侯家

上包に

天満宮画像由来之書状写

上人様 彦根堅光和尚ノ俗縁ノ人山田御師

此節ハ洞津西来寺様御尊□の事、菅家 佳日夏道□倍御仰万福奉欣躍候、 然は

御信仰被遊候御考証物出来との事、以て

春木・足代両先生より承り申候、 因テ

墨叟申上候

江州彦根清凉寺堅光和尚之

彦根御隠居様ハ金亀と御号ヲ申候、竪(井伊直中近江国彦根藩主直亮の父一七六六~一八三)

師と対話ノ次ニ仏家ニハ人間再生ノコトヲ申候コト

其理可有力寘人ノ金亀と号スルハヅト

已然一儒生ノ命シ呉タルガ昔、 叡山ニ名僧

アリ、金亀ト云、此僧菅家ト至テ親友ナリシカ、

彦根ノ一山中ニ庵ヲ結ヒ居テ常ニ法花読

誦セシカ、菅家西国ニ配流ナラセラレシ後、眷恋

**ソ**数千里外ニ□リ問訊セラレシトナリ、其時コノ

肖像ヲ写シカサレシトナリ、其真□今ニ両所ニ 金亀能画ノ人ナリシカハ、即チ菅家ノ生身

ノコレリ、一所ハ``` 一所ハ宇佐八幡ノ領内也

此事ヲ彦根御隠居様御聞アリテ西国ニ

ナリ、又金亀ノ仕花読誦ノ故諌も知レテチ、(st)(st)(st)(st)) アツラヘテ模写出来セリ、即今彦根ニハ所蔵

> と也、 今ノ天寧寺新地ノ上方ニー株松生タル処也 ヲ置レタリ、全ク金亀阿闍梨ノ再生ノ思召也 ト云へリ、社地天寧ニ矦ノ廟ヲ営シテ木像(タ) 金亀年齢百三十余ニモ及ヘリ、長生ノ人

豊鐘善写集ト申書ニ載タリ

いばり方の十一をもろろのはとす 右之通堅光老和上ノ親話、菅家御像 ハ皐頃ノ上ニ腰カケ立像ナリトカ承りし也

21

知るれをすれまからるずれ るれつくらかも けかちょうぶでたか中海ほんと

四月十日

勘有上人様 玉案下^(カ)

志毛井光雲拝

前文之事、 来書字慥ニ不分といへとも凡似セ而

認メ置也

季良添手紙左之通(安倍季良 京都方樂所の楽人 井伊直亮の篳篥の師

筆啓上仕候、緩和之節弥御安全被成御勤

珍重奉賀候、然ハ先年其御地へ参候節

北野寺菅家御像之事相願、 其節

しかと難相分候処、其上ハ私被相頼候方へ

申遣候へハ、其比は右僧勢州津西来寺上人ニ 折節関東へ罷下り返事無之候、然ル

御坐候、

所帰国ハたし候而此比別紙之書状之写

差越候、 御用多之御中へ申上候義ハ、甚不

本意之至御坐候得共、先達而跡より申上候と

申上置候ゆへ、先々貴所様迄先方書状

入見参候、当時御用多とて其訳ニ被成

置被下度候、 先私より申上置度如此御坐候、

安倍加賀守 (安倍季良 京都方楽所の楽人 井伊直亮の篳篥の師)

加藤彦兵衛様(彦根藩士)

三月廿日

此来紙ハ彦兵衛方へ下ケ置

物縫針のたちたるにハ、螢のかけほしをそ

つくひのりにませてはりおけハ、針おのつから

ぬけ出るよし、奇妙也

指先に爪まつりとて病あり、是ニも螢

そくひに交せてはれハ功あり

弘化三年季良より申越(一八四六)(安倍季良 京都方楽所の楽人 井伊直亮の篳篥の師)

御所内日ノ御門前ニ今度学校御出

来候、此一両日以前武辺より引渡二相成候

学習院と申候

三條大納言様

奉行 東坊城宰相御方由小路前中納言様

有職 五條式部大輔

弘化三年之暮同人ヨリ来略暦とて

月ノ大小 歳徳 金神 節中之替り日

23

月食 彼岸 入梅 半夏生 社 日 八十八夜

二百十日 等之事有之、末ニ

丙午年甲午月考之 小松山道人訂誌卜有(弘生)年 一八四六 之、同人自書ニ而写し指越、何レノ人と云ふハ

不知、同人も外ニ而見当りうつせし由ニて被指

越まゝ爰ニ認し置、折ヲ以小松山道人を

尋置度事

万金丹之法 河村順碩指出(
彦根藩士・藩医)

阿仙薬 三十匁 肉桂 六匁

丁子 四匁 甘草

三匁

右六味

龍脳

麝香

一分五厘

備前国新田庄住親依 在銘 刀先年

取入置、右刀在銘ハ至而珍敷物ニ候由、 江戸の商人

諸家々二来共 公辺より拝領之葵御紋之

御時服着用不苦哉否哉之問合、星野求珉

返答之事

弥御安泰被成御座奉賀候、然は一昨日於

営中 大守様より蒙仰候御尋之儀

認メ奉入貴覧候間、 御序之節宜被

24

仰上可被下候奉願候、 右用事迄、 早々、い上

二月廿七日

兵記様(彦根藩士富田兵記ヵ) 内用

求珉

印封紙之上二 常憲院様加賀守屋敷江 (徳川綱吉 将軍 一六四六~一七〇九) 元禄八未年四月三日 求珉

御成之節、 御目見被 仰付候家来共江

葵御紋附之御時服拝領被 家来御時服今以所持仕候者御座候二付 仰付候、右

申上候、

着用仕候而も不苦儀二候哉、此段御問合

大久保加賀守家来(天久保忠実 相模国小田原藩主) 松下三郎兵衛

九月

右書取ヲ以文化十二亥年九月御目付村上

監物殿江問合申候所、同列之者評儀之上

左之通答、付札有之候

書面葵御紋附時服先年拝領

仕候とも、 当時着用之儀遠慮致し

可然候事

右之通留メ御坐候ニ付、書抜差上申候

25

彦根松原村磯村等ニテ近来之趣向思ひ付ニて 右元極め之分ニ書付入

> 候虫ニて釣れハ至而能くつれ候由、近年の事之由也 魚のはいと申す釣候ニは蜘ニ而釣り来り候処、米ニ生シ 森寺 官門 守承る - 七九二~一八六八) 森寺常安 三条家の諸大夫 一七九二~一八六八)

蕎麦の毒解之事

カリヤス

泉草ニ用ユル

此品至而能毒消ヨシ妙也

テモ直ニ消散スルコト、又々幾椀モ食シ被申由也 右カリヤスヲ楊枝ニシテ常ニ用ユレハ、蕎麦食シ

梅干製法松平倉之介家製之事

梅の実をちきり水ニ而洗ひ エバ 其侭

塩を入る、其桶のまゝにて塩を入る、梅壱升ニ塩ニハ直ニ、其桶のまゝにて塩を入る、梅壱升ニ塩 水をしたみ二三日桶二入レ、蓋をして置 サヒウる

弐合位入れ交セ而十四五日斗り其侭ニ致し置

其後紫蘇を塩ニて揉ミ黒汁の出たるを

捨て、其しそを実の内へ入れ交、沢山紫

蘇を入るゝほと色能くなる、其侭土用迄

土用中ニ晴天ニー日半ほと日に干、紫

蘇一とかわ梅一とかわとかく度ニ壺江詰立

柔かくするにハ酒を指にて少々打置てよし

よきなり 酒ハ味淋か

26

梅干製方 増田啓次郎家製之法、(彦根藩士) 同人

へ尋、書付ニ而申聞所書留置

半夏に至り梅の実をちきり、半日斗リ水ニ漬

置申候、 水より引揚ケ候梅実を壱升ニ塩

三合当ニ仕、右割合を土用ニ至り候迄塩漬

を引上け一日斗り日に干申候、右同日ニ至り二仕置候を、土用極上之天気を見合、梅実

紫蘇沢山に葉ちきり水にてあらゐ、一日

陰干ニ致し候上、梅塩漬之酢ニて大体紫

致し暫指置、又々少々塩を指入能々もみ蘇の葉一と振ニ塩一と振り程交せ荒もみ

申候而猶かたくしほり、壺に梅実を一並

並べ、右もみ紫蘇之酢と酒とをかたみにへ二仕り、右のもみ紫蘇を厚ミ一寸斗りニ

振り懸ケねっとりと仕候程に致、又一と並へ

かナ、追々切北塩一よいニ責申奏而コーよい梅実を漬、最初之如く梅酢と酒とを振り

木二て蓋を仕り、紙二て能々いき之抜ケかけ、追々如此壺一はい二漬申候而口一はいの

不申様ニ口張仕置申候、右梅干冬に至り

大体漬り加減ニ成り候得共、翌年二、三月

27

頃ニ至り能漬り頃ニ成り申候、右梅干漬様

是迄仕来申候 增田啓次郎

シと唱へ習し候由也、森寺長門守に承る|公卿ニ勘解由小路と云ふあり、唱へ様ハカデガコウ|公卿ニ勘解由小路と云ふあり、唱へ様ハカデガコウ右之通り二候、啓次郎母か毎年漬込申由也

一毎月ノ四日月の事、 三ヶ月とて毎月

人々の信心願ひ候一とニて人々の知りたる所也

四日月のこと今迄不知処、我か身一生に

一度の事よりしてハ不叶よし、河手三郎左衛門一ツ事を願へは願ひ叶ふといふ、一代に

江聞

橋本津右衛門とて鉄炮方下役ニ有之、此者(産組業土)

去る者ニ伝受候由、左之蘭法申聞ル

○コウテヒル 暦本ニテハ貫火ト

右フウキ当リ候得ハ速時ニ火ニ相成、又ハ

ビンニ入レ矢先ニ附ル、是ニハ口伝アリ

○ドンドロフウドル

右ハタヽキ候得は火ニ相成、又ハ穴ニ住獣

ノ類ヲウツニモ持ユル

一外ニイロ~~火ジツ御座候得共製法ハ

2

心得不仕、前文ノ二品製法仕候ニ付、奉申上

候、以上

別封之内 同人申上

一青明礬 百目

右ヲヤゲンニテ細末ニ仕

入レ、イリカケ大方半分斗イレ候得ハ右之ホウロクニ青明礬少々ヅヽ追〳〵ニ

皆ホウロク江入レ能々マセ、カラくく仕候得は

又玉二成タルヲハヤゲンニテヲロ

右ヤゲンニテ細末ニ仕 百目

青明礬 消石一所二仕



右之トクリ江入レ焼候得ハ、茶イロ成猛水出ル事

29

直ニ蘭ビン江ウツシヲキ、ツメ仕



碗ニテ制法仕候如此成フカキ筒茎

右之筒茶碗之目方ヲ懸置、図之茶碗江

猛水 目方八匁入レ 水銀 目方弐匁入レ

右猛水中江水銀ヲ入レ候得は、水銀アワタチ

白キ粉之様ニ見江、其処江

極上之焼酒目方八匁入レ候得は、又猛水

アワタチ暫立候得ハアワダチヤムル、直ニニ、三

度水ニテイツカシ紙之上江明ケ干候得ハ

右白消ト相成、是ドンドルフウドル(儺オン)

○コウテヒル 一焼明礬 日本ニテハ貫火ト

三拾目

クヲ上ル、

ロクノ中へアヲク火ウツルトコロヲ能々

マセ、アヲキ火○ヲトロ江候得は、 ホウロ

又細末ニシテ 右サメキルマテマゼル事 ・ 此ツメニヌレ紙ヲ巻ツメ 五枚斗

此トクリヲ火之中江入レ凡半時斗焼、トクリ

右ノトクリへ入し

之中ヲ見イアカク成マテ焼

直二火ノ中ニテ右之如図之ツメ仕候得ハ

直二火之中ヨリ上ケヲキサメ候迄見合置

少々アタ、マリアルトキニトクリ之口ヲトリ

直ニ紙ヲアテ中江風ウキ入不申様仕

遠藤但馬二承ル(遠藤胤統・近江国三上藩主) (遠藤胤統・近江国三上藩主) ホソ竹ニテ中ヲマゼ、直ニトクリ之口ヨリ蘭ビン

武家故実委敷者 松平宮内大輔納戸(松平頼胤 讃岐国高松藩主)

七匁

四匁

一消石 ^(硝カ) 一鷹目之イヲヽ 四匁

右之四品ヲヤゲンニテ細末ニ仕、 土ボウロク懸

右之イリヨウハ如図

30

ホウ

右之者武家故実者之由、 遠藤但馬守

咄し候事、尤内々二被致候間、 主人へハ咄し

31

無用と申事也

同 家来

朽木市郎右衛門

花橘懸香之法

右之者も同様か

白目九両 臍麝香 三匁五分 梅花龍脳 弐匁五分 新丁子 九両

新梅花 六両 海老甘松 九両 片脳分分

唐青葉 五両

安息香六岁 冷凌香六両

**蕑香**六匆 右文化十四丑年四月大坂屋幸八ゟ小納戸へ買入 大三奈四匁

裏付候上下到来之由緒之事

御籏本御由緒書之内書抜

小野備前守

直孝公御懇二付、半之介御見舞有之(井伊直孝 近江国彦根藩主 一五九〇~一六五九) 右御先祖明曆三丙年御屋敷類焼之節、(川六五七) (明曆の大火)

直孝公仰二裏附之上下類焼二付、今日登

城二事を欠くと被 仰候ヘハ、有合候間進

上仕度とて金きんの裏付上下を被贈進

城有之候由、依之小野氏毎年金巾之 直孝公御喜悦不斜、召之候而御登

32 裏付上下二具を御饋り、

直孝公直澄公御代ニは年中之御召料(井伊直澄 近江国彦根藩主 一六二五~一六七六)

足り候由、代々小野氏家之規模として

件之二具を年々御贈進有之、御代々御懇

棟谷荘十二勝

長嘯館 御殿 棟谷荘一名

披襟閣 新御殿

観魚橋

御殿前橋

白雪林 梅還

秋花径

萩野

明月楼 萩御茶屋

一名繞花楼

凌雲樅 樅

緑隂堂 樅御茶屋

桜花埒 御馬場

鳬雁池 御泉水

寒泉井

清水

仙遊台 中山

右之通リ誰名附タルヲ不知トイヘトモ記之

33

本町一丁目二名酒や廣瀬と云ふあり、 と云ふ酒あるよし、了順二聞
と云ふ酒あるよし、了順二聞
数常屋坊主)

CAMELY CAMELY CAMELY CAMELY 在之、江戸表当春早々ヨリ時々強き又ハ毎度之 地震大小も有之、大体毎日五六度ツゝふるひ何 地震大小も有之、大体毎日五六度ツゝふるひ何 ともいふかしき様子二候、其後彦根江間ゆる は、三月廿四日信濃善光寺二強き地震ゆりて 本堂山門ハ残り、其外寺々又ハ在町等数多 本堂山門ハ残り、其外寺々又ハ在町等数多

千田谷下屋敷ニ而種馬之事色々能様子聞ゆるニ任せ、次々書乗セ置物也色々能様子聞ゆるニ任せ、次々書乗セ置物也事実ニ前代未聴次第恐敷事ニ候、追々と

押也、十二ヶ村へ水押冠一ツの湖上出来候程之

丹波川と河も水一時ニ干、山崩ニて家へ

なる由、

三郎兵衛呼出、先日無□度申上置候千田ヶ谷大久保加賀守様御勝手江参上仕、御用人松下^(報模国小田原城主)

応相伺置度段申述候処、則加賀守様へ申上候相済候御事とハ奉存候へとも、猶為念今一

御屋敷内ニて孕馬御飼立之儀、

御聞置ニて

(34) 之儀嘸秣場等も可有之、旁一疋ハ扨置、たとへ 車、御同人様仰二は、先日も無御子細御事故、一 由、御同人様仰二は、先日も無御子細御事故、一 由、御同人様仰二は、先日も無御子細御事故、一

候儀と思召候旨、此段能々可申述旨被御用番抔へ無訖度被 仰入等ニも不被為及五疋六疋とても聊御頓着無之事と思召候、尤

仰付候由、三郎兵衛被申聞候、已上

六月七日 富田兵記 (^{彦根藩士)}

参州二川宿ニ而蚊遣り二名古屋やきとて素焼

叩□皮為置、上ミのふそと、 ○5ヵ ろ此図之通り

即□被為置、上ミのふたを**乄**置、二段目ノ所より(キゥ)

煙出至極能くいぶり候事、此いふり木ニ□ (ほヵ)

葉ももやし申由也、彦根二而ハモロダといふ由でほふといゝ杉の葉に似たる木之由也、椙の

一後柏原院御調合栴花方此度

雲丹ハやけどの薬也、ぬり置ハ能し、妙薬之由也

35

一奇方 小縣静庵 二聞 (斎根藩士・藩医)

虎皮 毛共 牛皮 黑牛最好毛共用生髪方

右二品霜トナシ、

麻油二煉調敷

方

銅粉二匁 蛇衣 黒焼 白蝋二匁松脂 十匁 麻油 一合 益母草 黒焼

桑螵蛸三箇

右蝋油ヲ煉テ後、五味ノ細末ヲ鍋ニ下シ

テ擾之

方

鮒魚頭 ^{各等分}

右二品黒焼為末麻油ニテ附ル

遠州中泉村酒屋市川久右衛門造味噌之法

豆壳升 糀壳升 塩四合

去年春摏

出し 五合 壱合 味淋 少し煎

至極風味よろしく有之事

領分多賀神領ニ莚命酒とて名酒売候

此酒延の字ニあらす、草冠ありて其訳を尋

36

る所左の通り

僧乗坊重源と申候人ハ、俗名渡辺亘と

申北面之武士二而、六十才之時二奈良之大仏

勅命ヲ蒙リ候所六十一才ニ及ひ、命数

之程も難斗故、奈良春日明神へ参籠

御告ニ、天ケ下ニ春命神と申候ハ多賀 二七日ヶ間延命之儀ヲ祈候処、春日明神

明神故、祈誓ヲ致候様、御告ニ付直ニ

多賀へ罷越、三七日ヶ間祈候所、三七日

めに柏之葉ニ莚之一字ヲ書て授給

ふ、夫故莚之字之謂ニ御座候

東海道原宿ニ而弘化四年四月廿五日、珍ら敷大き

なるまくろ取れ候由

八人持之まくろ 二本 県四枚敷ほと有之由

候よし也取り上ケ候由、無左けれハ網を破り取り上ケ候由、無左けれハ網を破りころし、はらをあけはねむ様二いたして後岡へ

六人持まくろ四本取れ候由

右之趣無相違由也、供之者聞候事

東海道原宿二上松与右衛門と云ふ旅籠屋あり、至て

37

植木類好ミ也、然ル所小休ニ而色々尋候得は、

休ミ候由ニテ色々咄し候内ニ紅毛人ニもらい候由也

アロウエト申す種蘭人ヨリ贈り候由ニテ二本

はへ申候、花ハ至而見事成よし、然し五六年も

相立不申而ハ花咲不申よし、尤花ハ百合 之花ニ似て白ニ葉の斑あるよし也

フラットハットス

是も草花也、花ハ朱ノ中ニ黄成花よし

コロイテイルウルメニイト

是ハ花ハ薄桃色ねブ之花ニ似候よし、葉ニ

さわれハ忽しをれるもの也よし、

蘭人ハ紫の鉄線を甚タ好ミ懇望致し候ニ付

根つるともに遣し候よし、

猶又原宿浜辺ニ有之由、赤キ色の石ヲ好ミ

賞美して是も持参り候由也

目立候味噌至而風味宜敷と聞 今忠 『御囲ヒ而三年目□□二新二御結替ニ相成候事、此三年噌囲ヒ而三年目□□ニ新二御結替ニ相成候事、此三年味噌は年古きよし、大坂御城ニ有之、三年ツヽ味

日本歳時記曰、初ノ亥日餅を製して食ふ事(貝原好古著、貞享五年(一六八八)刊) 繁岡信吾書出

38

の餅七種の粉を合て作る、七種の粉とハ、大豆、小豆亥子餅の名なり なとに言へたり、公事なる故略之 又亥子猪を奉る、朝かれ井にてきこしめす、御玄猪ハ猪ををる、朝かれ井にてきこしめす、御玄猪ハあり、おほやけにも上の亥の日、内蔵寮より御玄

餅を製してくらふ、此事いつの比よりはしかゝる事を下にうけて、此日民間にいたる迄

の残を翌日もくふと見へたり

大角豆、

胡麻、栗、柿、糖なりと掌中暦ニ見えたり、

有し事とミへたり、承安四年沙汰ありてニーセ巴

本朝のおこりをハたしかに申さす、ミな本書大外記頼重師尚なと勘文をまいらす、それも

馬の国よりはしめていのこのもちゐたてまつ本記をのせたり、然るに歌林四季物語にハ、但

ことの御くらゐしろしめして二とせの、此月のりし事、国吏に侍る、時代開化のすへらみ

月ハ亥の月にして亥の用らるゝ事ハ、子を御事なりとかや、子夜行といふふミには、十

て、この事をこなハるゝよし侍る、もろこしたくあさましきまていミしき物なれハ同□ たくあさましきまていミしき物なれハ同□ 一年の月の数うミ、うるふにハ十三うたて、めて

3

こハいくつかまいらせんとあれハ、亥の日の餅これいくつかまいらせんとあれれ、 
まなとにもしるさ、れハ、かれもこれも 
まなとにもしるさ、れハ、かれもこれも 
まなとにもしるさ、れハ、かれもこれも 
まなとにもしるさ、れハ、かれもこれも 
まなとにもしるさ、れハ、かれもこれも 
まなとにもしるさ、れハ、かれもこれも 
まなとにもしるさ、れハ、かれもこれも 
まなとにもしるさ、れい、かれもこれも 
まなとにもしるさ、れい、かれもこれも 
まないくつかまいらせんとあれハ、亥の日の餅 
これいくつかまいらせんとあれハ、亥の日の餅 
これいくつかまいらせんとあれハ、亥の日の餅 
これいくつかまいらせんとあれい、亥の日の餅 
これいくつかまいさした。

40

色隂ニ属シ、北風ヲ玄風ト曰ヒ、冬ヲ玄冬ト称 ナリ、豕也、或説ニ豬隂獣ナリ、故十月極隂 シテ、玄猪ノ玄亦此義ニ同シ、猪ハ豬ノ俗字 遂ニ朝廷ノ儀式ニ成シナルヘシ、玄ハ北方ノ 人女子ノ亥ノ月亥ノ日ヲ以テ祝シ始メシヨリ 権輿ハ猪ノ多ク子ヲ生育スルニ因テ、婦 キコトヨリ事始レハ、玄猪ノ賀儀亦其 賀儀ノ権輿、多ハ婦人女子ノ戯ニ近 ノ月亥ノ日ヲ以テ祭リシヨリ事興レリト云

置もの也、其上信吾之手風甚読かたし、真の 右之書取ハ繁岡信吾撰する所か、先ツ記し(産児藩士)

字性不分もあり、是等ハ元本之通り写し置

ものなり

松平倉之介方之梅干之事

先ツ塩てつける、塩にかけんかあつてなり、

ツつけて押をかける、頃合を考へて紫蘇

て日に干、能干上りて、最壱へん梅すへ をもみ込、又押をかける、土用まて置、 取出し

入れ置事一夜、翌日天気あしけれハ

又翌日取出して干、能あたゝまり能

41

抜たる時瓶二入れ、紫蘇も同様干、夫 も瓶へ入れ、梅干の上へ入れ、能き酒を

> 沢山ふる、 瓶の口してこミのかゝらぬ

取出し 取出す 用ゆ よきなり、心次第 し 但、さい箸ニて 用ゆ 但、醬湯をかけ用ゆるも 様仕舞置、 入用之節、夫を勝手次第

石谷鉄之丞家二申伝へ候由、左之通り申聞る(熊本) 直孝様あめ皮を以御鑓之(井伊直孝近江国彦根藩主 二五九〇~一六五九)

大坂御陣場ニ而

鞘を 十蔵江被遣、十蔵方ニも自身十文字鑓之 御自身御包被為遊、其残りを石谷先祖

鞘を包まれ其後用られ、当時鉄之丞ニも 六之丞迄咄し被致候由也、右之外ニ是と申程の(字津本六之窓 彦履羅土) 右之形を以あめ皮十文字鎗為持被申候趣

事も無之旨咄され候由也

彦根に豆腐之宜敷を左ニ認ム 外大工町まかり角能き豆腐有、 中藪

宿ニ佐和山と云ふ角刀取か始めたる品あ はふたへこし能し由、至而よし、 ニ而たんほかよし、 松原海老屋と云ふ 鳥居本

格別の品の由家名ハ分りかね候得共絹越之に難り り、絹こし二而至而能也、 八日市ニあり、

頃ニハ帰り来るよし、夕飯の間ニ合候事 至而よろしく、彦根ゟ朝から取ニ遣せハ八ツ時 右之内上々ハ松原海老屋と八日市との 一ツ極上の趣也、右之通り朝比奈篤右衛門ニ(摩睺藩士)

猶又江戸ニ而大細川屋敷内ニ絹こしの

豆腐あるよし、至而品能き由也

銘酒屋江戸本町弐丁目松屋廣瀬と申者

三十六品以上種々の銘酒売也

歌仙の銘酒三十六品

還生酒 人参ぶとう酒 砂糖泡盛 甘露酒

紫蘇酒 芙蓉酒 九年酒 葱冬酒 蓬莱酒

紫蘇泡盛 保命酒

虎渓酒

仙齢酒 むめ酒 くわ酒 三千歳酒

くこ酒 肉桂酒 養老酒 不老酒

麦せうちう 谷葉酒 養亀酒 いはご酒 八珍万年酒 幾久酒 丁子酒 神仙茴香酒

喜撰酒 みかん酒 山吹酒 冥加酒 (茗荷ヵ) 按查酒 涼風酒 柚園酒

以上三十六種

神方還生酒 長生不老酒

仙方蓬莱酒 九花甘露酒 臥竜東風酒

延寿羊霍酒

さふらん酒

大製砂糖泡盛

伊予せうちう 伊予古味りん 本なおし

三月マテ 冬名酒 中汲十月ヨリ

生渚白 広瀬川 剣菱 瀧水 末広

隅田川 万歳

伊予今治 廣瀬忠兵衛製造

江戸売弘店 本町二丁目北側 松屋廣瀬

大坂売弘店 うつほ信濃丁西 吹田屋佐七郎

六歌仙物 六徳利入 一ト箱

都鳥折詰 八徳利入 二徳利入

江戸八景折詰

多賀社 俊乗坊之事

俊乗坊重源住

東大寺龍松院大和尚

俊乗坊重源由来并莚字縁記

抑俊乗坊重源、俗生は禁裏北面之武士 左衛門源亘、後出家して俊乗坊と改号、

然るに年六十壱才にして南都大仏殿再建

勅命を蒙りけれハ、余命量り難く

思ひ、 春日明神に祈り、此神の御告によつて

多賀社に参籠し、三七日之間延寿の祈願

頻りなりける時に、廿一日に満る暁き蕑中に

莚の一字を書、重源に与へ玉ふ、則艸延の

明神白髪の老翁と現し給ひ、柏の葉に

霊験を蒙り 南都に帰り大仏殿建立

十八年を経て成就し畢ぬ、依而 神恩

報せん為に再ひ参詣し、三国伝来の

仏舎利一粒金銅の塔の中に納、建久(二元八) 九年重源直筆之書翰相添 大社江

奉納有ける、今に当山第一之霊宝

-67-

## となし置ぬ

## 多賀社僧

青龍山敏満寺般若院

弘化四年之春、三浦造酒ヲ以尋し答

痰ぜんの薬 能きゝ候由

橋要人彼の人二聞、かうし町伊勢屋重兵衛

方の品買求め用候由之所、至極能き由ニ申

45

聞ル

一五月五日端午の祝粽をかこひ置、 味噌汁ニ入れ

服すれハ、腹くたりによし

山科殿言継卿筆跡 かひき通用 うかひする 嗽口 張交手鑑之内抜書 たな。こひ さらひ

手布 手巾

くひもの 食

強飯

くひしはるが 蒸飯 蒸し— こはいひ かたかしきいひ饗顔

むしいひ

ふるひ

篩揮薬—也

そくいひ こかしいひ焦飯 続飯 そくひとも あはいひ

価直

あたひ なりはひ

よはひ

あきなひ

夜はひ 娉嫧 娶 夜這

原本ハ小納戸預之手鑑之内也、表題等無 右之通り一紙はり附有之ニ付、写書留置

## 之箱ニ七ト印有り

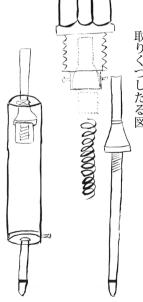
補中益気湯煉薬之方 河村順碩二聞(彦根藩士・藩医)

黄芪 八匁三分 白木 五匁八分

当帰 五匁八分 人参 五匁八分

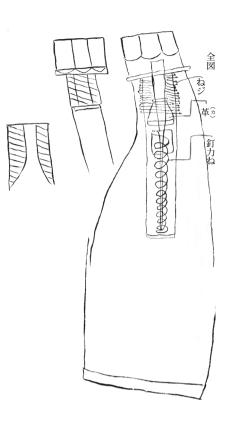
陳皮 四匁五厘

江州国友藤兵衛工風之風炮工合あひの略図(鉄砲鍛冶)



栄胡 四匁五厘

46



47

一蕎麦之毒消ニは紺屋ニ而用ゆるカリヤスト

河村順碩申ス (^{彦根藩士・藩医)} 云ふ草有之、此カリヤスヲ煎して呑メハ宜敷と

蚊のさしたる、サンシット草の葉を摺り付ハよし、 是も同様よきとなり、河主申す(彦根藩士河手主水カ) 其かわりに ミセバヤト云ふ草の葉を摺り付て

木曽道中塩尻峠ニ所持之鉄炮之図

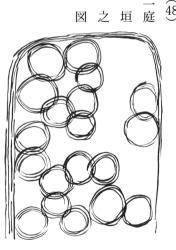


48

可有 (カ) かようたん かようたん から、今

皮

袋か



大高源吾用ひ候呼子笛(赤穂義士の一人一六七二~一七〇三)小休庭の垣の図 右不残細萩ヲ以拵者也、信州洗馬宿

うた口の処赤、外黒ぬり撫子の模様まきえ

| 茶色の糸同ふさ

右之品義士大高源吾持候呼子笛正図、

撫子ノ金蒔絵紅ノ房ヒモ共、

桟野守へ 持主天明町服部政平、先代五七代迄医師、今ハ 今ハ御免無之、元泉岳寺より出候

品之由也

筑後の国ニ筑後川とて相応之河有り、其河

四日の夜ニハ、河太郎とての事りを集り参詣をする 电 更に無之由なり、全く水天宮の使しめと云ふ、 つかいしめの河太郎一向ノ人をあやまてる事等は 五日が御祭りの由也、不仕儀の事ニハ、五日の御祭りの前日 の岸二水天宮之御宮居あるよし、毎年四月 随分人も見らるゝよし、珍ら敷事也、水天宮の

水天宮御守りとて世中ニ神梵字を字なと紙ニ

判したるあり、是ハ宝剣有之、此宝剣を水にうつし、 其水ニ而梵字をすり候由、極内々の昔よりの申伝

る説ニ神璽宝剣之内なるよし、乍然当御代ニは

慣かりて 此説は 秘して 不云趣也

世俗ニは右之御守り札ハ懐中せぬものと云ふよし、

好ミ候よし、なれハ云ふよし、全く宝剣より出たる訳 なせなれハ申と尋るに、此御守札ハ海底ニて至而

なるへし、宝剣をうつすハ水なり、梵字ハ宝剣ニ

彫付あるニも有る間敷、水天宮ニ対したる字成

猶可考事、松岡次郎太郎も御守札之 《松岡行義 有職故実家 「七九四~一八四八) るか、夫二而ハ海底ニて望三好むの訳解し難し、

事ハ万事物毎に無滞通すを主とするよし、

彼屋敷ニハ専ら右之旨ニて貴む、彼屋敷内ニては

左のミ奇瑞之事も無之と申聞る 右水天宮の祭りの事、河太郎の事、 宝剣を

水にうつすの類ハ松岡次郎太郎に承る所なり

中嶋祐全家法

方 沈麝円 治諸病急症

木香八分 桔梗四分 白檀一五分 **草**(撥) 五厘 川芎四分五厘 沈香 一 三分 丁香八分 麝香八分 藿香 五分 細茶一匁 砂仁炒五分

甘草二分 龍脳二分

金箔為衣

右十六味糊丸

方 万金丹

桂枝二分 阿仙薬治知 丁香 二分 龍脳

治食滞積痛及気欝

麝香 三匁 甘草三分

右六味糊丸

方 神仙丸 治積痛

楊梅皮四両 胡黄連二両 龍脳 一両 胡椒 一両

右四味糊丸

_方 麵求丸 治脾胃運動不宜或食滞之症

山椒 二匁 神麯十匁

白求

乾姜三分

桂枝三分

呉茱萸 二岁

51

右六味糊丸

_方 殺虫丸 治蛔虫痛

番木鼈二両 一両半 鵬協菜 三両

大黄二 木香

右五味糊丸

方 愈痛散

五霊脂二分 莪述 一匆 治瘀血腹中痛者 当帰 五分

良姜八分

右五味為細末毎腹五分酢下

玄胡索八分

氷硼 五昇 方 氷硼散 氷片 五分 治咽喉及口舌歯口中一切腫痛 玄明粉 五分

右四味細末

方 玄氷丹 治咳嗽

薄荷 二十匁 甘草 八匁 砂仁八分 川芎 土六匁 桔梗 土六匁

龍脳四外

右蜜煉

方家 寧志膏

病後不安臊者

右細末蜜煉和杵為円○如是一粒薄荷

湯送下

五味子円 治久咳嗽日夜不已者

治疽症心気不安夜不眠者或

人参去(蘆) 酸棘 微炒十匁 辰砂 聂 乳香五分

52

橘皮 六匁 麻黄 三匁 貝母 三郊 五味子 ^{一匁五分} 杏仁三角茯苓三角

> 右細末蜜煉毎服 三匁

方家 龍脳円 治一切痰切喘息老人風痰

薄荷五分 白豆蒄 七分 白焰硝 一匁 龍脳 七分 防風七分 桔梗七分 川芎 七分 砂仁 七分 甘草一多五分

右細末蜜煉以生姜汁送下

_方 蘇合香円 一切気付

蘇合香一両 薫陸 二両 龍脳一両 青木香二両

莎草一両半 白木二両 白檀 烏犀角 一両 一両半 草撥 二両 画 沈香 二両 麝香 一両

安息香一両 訶子 二両

右細末蜜煉

方 延齢丹 治 切気付痰切諸急症

甘草五分 沈香五分 桂枝 五分 木香二分 白檀三分 丁香五分 砂仁五分 辰砂 五分

乳香

桔梗烹

草撥二匆 麝香一匆 龍脳 [八分

右蜜煉

53

右不残中嶋祐全之家方をひそかに尋、書出し『詹媛藩士藩医』

たる書付ヲ以爰に記し置、尤先年之事也

坂寿仙之三臓円 養真丹

人参三臓円

生姜 肉桂 五両 茂苓 五両 甘草壳 水飴 代甘銅 真芍薬 五両 大棗 五両 御種人参二分

右蜂蜜煉

養真丹 痰截妙方

良姜十二戔干姜四戔 白木 丁子 一 五戔 分

葛根

陳皮 茯苓 縮砂 甘草 香附子

同人家秘方丸散 三通

右十味細末蜂蜜二而煉

神麝円

沈香二菱一分 丁香 射香

龍脳 各九分 宿砂 二菱二分

白檀 各一戔三分 細茶 十三戔 川芎

桔梗条分

右十二味為細末作丸辰砂為衣

沈香丸

楊梅皮 四十戔 胡黄連 四淺 胡椒 一卷

右為末糊丸之

54

枇杷葉散

木香 藿香 肉桂 莪述 各四菱三分

呉莱莄二戔 枇杷葉 三箋 蛇床葉三戔半

清瀬宗伴方書上ル薬(彦根藩士・藩医)

精命丹

寒気鬱結而寒熱往来惑痛霍乱

吐利時気瘴瘧暴利月閉疾癖丁腫

驚癇小児吐乳諸薬無効用此方其

験如神

香附子 五十目 茯苓 二十目 肉桂 十五目 鶏舌香 三目

> 良姜五目 胡椒膏 沈香 三目 麝香二目

烏犀 辰砂 三目

右為末蜂蜜ニテ煉井花水温冷住意凡(経力)

西澤道庵ニ尋答之趣左ニ認 (彦媛藩士・藩医) 服

○琥珀油 蘭名ヲーリヨムツケスイネ(ソッカ)

主治水腫脹満五麻閉結、 毎服三五滴温湯ニ点、朝タニ

主治金瘡膿ヲ生者、 或諸瘡新肉已ニ生シ口収リ難 用之、膀胱ヲ清シ小便ヲ通ス、テンギラーユルソケスイネ

者並効アリ

55

焼酒 九十六戔 琥珀士三戔

右琥珀焼酒ニ浸シ、磁瓶ニ収口ヲ封天日に曝ス

コト百日許、布袋ヲ以テ漉シ、磁瓶ニ収貯

○劉奇奴花油 蘭名 ヲーリヨムエペレシイ 百九十二

製油之法 ボー四巻 石臼二入レ搗細ニシ香油

油盡ク紫色ト成ニ至リ取出シ鍋ニ入レ、熳火少許 ニ浸シ、磁瓶ニ入レロヲ封シ天日ニ曝スコト百日許、

煮、布袋二入笮取清油

主治打撲杖瘡、或従高墜随シ、或木石圧傷

瘀血疼痛金瘡痛ヲ止メ口ヲ収ム、或刀刃箭鏃

深ク経絡ヲ損傷シ血出テ不止者、綿条子ニ塗

傷口ニ入能瘀血ヲ除キ血熱ヲ涼メ経絡ヲ養フ、或

湯溌火傷耳痛及関節骨痛者並効アリ

*−* 72 *−* 

劉奇奴 和名ヲトギリ草

○カンフルフラントウエン

主治諸筋骨疼痛以屈伸シ難ク、或顕撲杖瘡木

石圧傷皮肉瘀血不散者並効アリ、又諸瘡腫或無

名腫毒肉色腫堅硬者石灰水ヲ加貼ス、又金瘡瘀

血ヲ洗去ニハ熱湯六七分加宜傷口ヲ温蒸スヘシ、 倶ニ好シ

右二味樟脳為粗末焼酒ニ浸入磁瓶ニ収口ヲ

56

焼酒 百四十四戔

樟脳 土二戔

密封シ気ヲ漏出サス、以天日曝スコト百日許而

后用ユ

○蜈蚣油 蘭名ヲーリヨムミレペーター

製油之法蜈蚣大者三十枚香油 九十六戔ニ浸入、磁瓶

二収 口ヲ封シ天日ニ曝スコト百日許、蜈蚣漸消化ニ至テ

以布袋漉シ液油ヲ取ル

主治、百虫人ヲ螫シ疼痛者、或湯溌火傷小便不利

者陰茎ニ貼ス、倶ニ効アリ

○白檀油 蘭名ヲーリヨムタンタリユム

本草主治曰、 消風熱腫毒治中悪鬼気殺虫煎服

止心腹痛霍乱腎気痛水磨塗外腎并腰腎痛

処散冷気引胃気上外進飲食噎膈吐食又面生思

子每夜以将水水洗拭合赤磨汁塗之甚良

○カムフラントエン

膝瘡感触湯溌火傷及諸瘡腫有熱 但 赤腫

焮痛者能清瘡熱消腫痛

白粉 八十戔 白蝋 六十多

梅花龍脳二箋

麻油百多

椰子油 四十多

右五味先油蝋ヲ以テ鍋ニ入微火ニ煮、 蝋消化スルヲ

57

候ヒ布袋ヲ以テ濾シ磁盆ニ盛リ、龍脳ヲ投シ、柳

棒撹転、稍冷凝ニ至リ白粉ヲ入レ煉終ル、磁瓶

固クロヲ封シ気ヲ漏サシメス、随用攤貼

加減之法 暑中二八白蝋八十戔

二収貯、

○テヤキロンコムコミイニス

主治、 **疥湿臁ノ三瘡、或頑癬胎癬、或気血痰走注** 

作痛、 或打撲杖瘡木石圧傷、 或遍身筋骨疼痛

或癤瘡灸瘡等、 又無名腫毒初起貼之能痛ヲ止、

消ス

乳香 極細末 琥珀同 松脂 同各十五菱

野菊花油二百目 金密陀僧 二百三十目

右五味先油密陀ヲ以鍋ニ入、水一合ヲ加文武火ニ煮、

柳棒撹転スルコト半日許、水気去ル候ヒ、水中ニ滴シテ

軟硬ヲ試ミ、軟は再密陀ヲ加、硬は熟油ヲ加、 軟硬

中ヲ得テ直ニ三味ノ薬末ヲ入煮、片時火ヲ離、 ナルヲ候ヒ、水中ニ傾入シ冷凝セシメ、随テ膏ヲ以テ 稍温

扯抜百転以テ五六塊トナシ、白粉ヲ衣トシ収貯

○肉桂油 蘭名
ヲーリヨムシナモミ

主治、諸痛ヲ温散スル、心気ノ不足ヲ調フ、懐妊ニ用ニ良

其上鯨糞ヲ一分能酒ニテ用モ亦可也、癩毒ヌリテ

良、又曰、補心気強命門温胃寒、此油四五滴ホト湯ニテ 服ス、婦人産后悪寒腹痛悪露不尽、雄雞ノ煮汁

ニテ此油四五滴服之、能遂悪血生新血

○丁香油

主治、風気腹痛ニ三四滴ホト白湯ニテ用テ良、気 蘭名ヲーリヨムカリヨウフル

欝又ハ腹中塊有モ酒ニテ用、金瘡ニハ少温メ疵ノ内ニ

入レ、上ニハ膏薬貼ス、平愈ノ時迄如此虫歯ノ痛ニ

油温メ塗ル、一日治筋コハリ、或冷症ノ痛ニ中風脚気ニ フタ**ゾ**、木綿ニ浸シ痛歯ノ上ニ貼ス、又風温ノ類ナトニモ

良、風毒百毒二良、或齦腫痛、或頭痛

○薄荷油 蘭名
ヲーリヨムメンテ

主治、脾胃ヲ養痰ヲ治ス、用虫症霍乱ニ酒ニテ

用、諸痛ヲ散シ気ノ乱レタルニ、産後ニ不食ニ胸欝

ニ酒ニテ用

誰ヨリ聞と云ふ事、先年ニ而不分

征 □∰丸 丸

揚梅皮三匁 胡黄連 喜匆五分 胡椒 二匁

苦莘 壱匆 主治も不聞置

慥ニハ不分といへとも中嶋元隆之申出候歟

桂花丸方

59

橄撹 夕 阿仙薬 五分 上品 細茶 一匁 桂花二分

孩児茶 一匆

右五味甘草濃煎汁ニ拌セ作丸

西澤道庵尋答ヲル所(彦根藩士・藩医)

榧之油 蘭名ヲヽリヨム。メルテロウルン(ママ)

製油之法、榧実ヲ搗砕キ蒸シテ布袋ニ入笮シテ

圧油ヲ取

気味温 一日熱

主治、金瘡、打撲、木石圧傷、皮肉損傷スル者、 或諸

瘡潰後新肉難生者倶ニ効アリ、或イペリコンノ油

**二和調貼最好シ、又旧キ瘡之類ニハ此油ヲ貼スルコト** 

ヲ忌ム

油之事ヲ蘭ニテヲヽリヨムト云、

小縣清庵申聞ル方 ^(彦根藩士・藩医) イペリコンノ油ハ和名ヲトキリ草ノ油ノ事ナリ

○生髪方

虎皮毛付 牛皮 黑牛最好毛共用

右二品霜ニナシ、麻油ニ煉調敷

一方ニ云

松脂岩 麻油一合 益母草黒焼 銅粉二分

60

蛇衣 白蝋 桑螵蛸

右蝋油ヲ煉テ後五味ノ細末ヲ鍋ニ下シテ

擾之

一方こ云

## 荊芥 鮒魚頭各等分

右二品黒焼為末麻油ニテ附ル

西沢道庵ヨリ尋ル所か(彦根藩士・藩医)

○デベンシイブン 金瘡跌撲傷損ノ血ヲ止

痛ムヲ治ス、 痛ヲ和ケ肉ヲ上ケ、或ハ高ヨリ墜下瘀血凝リ 切疵折傷ニハ木綿ニノベ貼ス

〇テリアーカ 病犬悪鼠ニ咬レ諸ノ毒虫

螫タルニ、其口并四方ニ附テ毒気ヲ去リ痛ヲ

金瘡脱血強ク、或髙ヨリ墜下気絶スル者、

和ク、其外疔瘡腫物ノ初発ニ附テ毒ヲ解ス、

附ニ用テ効アリ

○カナノフル薬法覚

南蛮語なり、紅毛にてハラルートステンと云

なり、其色赤くして血のことし、血とめに用て治

吐血舠血等、掌中に握て治する事神のことし

右は西澤道庵、 (彦根藩士・藩医) 紅毛人江戸江参り候節

61

通詞に承り候処、 右之通り申聞候由

真田信濃守二承ル薬法(真田幸貫 信濃国松代藩主 一七九一~一八五二) 時于文化十一年三月五日

小児救命丸

丸シ小児ノ年ノ数ホトツ、白湯ニテ用ユ 右五味等分細末ニシテ糊ニシテ丸シ・此位ニ 熊胆 麝香 阿片 エンレンサ・ラン ^{牛鼻ノ}

> 五疽 驚風 百日咳 胎毒

右之外小児 切諸病ニ妙なりと伝へ申候ヨシ

神仙膏

当帰 芍薬 川芎 自芷 黄

肉桂 小人参 告 黄丹 六十目

胡麻油 亘 干目

右麻油ヲ以薬ヲ煎し、 去滓黄丹ヲ入、 微火

ニ而煉上ル

益気湯煉薬之方

黄芪 八匁三分 白木 五匁八分 当帰

五匁八分 紫胡 五厘

陳皮 四分五厘 升麻 一匁 甘草 · 四 匁

五雲子之伝 求肥齢 製方(大原五雲子) 明末に日本に渡来した医師)

62

羊羹方

五雲子相伝之方

小豆 五タクシボリ 砂糖 百里白ニテモ黒ニテモ好次第

スクニ入テモ佳シ 温能ノ粉 三合モ可入 塩 但テ入ル、白ナラハ鏖ヲ撰ミ 温能ノ粉 二合、但堅ヲ好ム時ハ 塩 一匁 二匁又三匁入テモ スクニ入テモ佳シ

右コねアゲ蒸ス也、ヨクくコねサレハ温飩粉見ユル

ゾ、黒ミヲ付ルニハ鍋墨ヲ鳥羽ニテ掃落シ加ル、少シハカリ、⑻

ウニモ直シ但ス、アマ形ナドニセバ竹ヲ以テ形ヲ付ル、 布ヲシキ、コねタルマヽニテ入蒸スコト半時、或ハ四半時 右ノ分量ヲ以三竿ホドニナル也、ヨク交へ、セイロウニ敷 バカリカケテトリ上ケ、又マゼ合セ、俎上ニテ形ハイカヤ

敷布ニ包ミ布ノ上ヨリ形ヲ付ル、布ニシメリ無レハ

布ニックナリ

求肥飴

餅米上自 氷砂糖 但百六十目一斤也 葛粉五夕

蕨粉 五夕

右餅米ヲ水ニ漬ヲキ、摺鉢ニテヨク研リ水飛ス、一

夜ヲケハイツナリ、其粉ニ右ノ砂糖・葛・蕨粉三品ヲ

入レ、銅鍋ニテナルホド炭火ヲユルクシテ竹篦ヲ以テヨク ヨホドドロく、トナリタル時フチノアル箱へ入レテ良

シ、マナ板ノ上ニ葛粉ヲフリ其上ヘアゲ、竹篦ニテツク

煉砂糖法 凡百菓子以此法煉而加之

リ又其上へ葛粉ヲフリヨク冷メ切用ユ

白砂糖黒砂糖トモニ一斤ノ内へ水三合ホド入レ、鍋ニ

入レ火ニカケネリ煎シ、布ニテシボリコス、但、羊羹ニ入ルニ

ハ少シ煉ツメタル好シ、ユルキ内ニコシ、其後煉ツメテ好シ、

羊羹ハコシ、小豆シルキユヘニネリツメネバユルスキテア

嘉永元年夏土用入頃合炎暑強く、殊ニ今~1八四八 琉球ハ色黒ク味重シ、石灰ノ気アリテ不宜シ□琉球ハ色黒ク味重シ、石灰ノ気アリテ不宜

八月五日ニ至りとんと雨降不申、漸壱両日少し斗り 石州流嘉順派の茶人

嘉順二承る所、百姓共申居ル、当年ハ荒日幕府敷寄屋組頭~「八五七) タ立景色ニて雨気有之斗り候、然ル処谷村 (谷村可順

出来候年ハ荒候由、今年ハ縮ミ出来不申 二荒申間敷、もろこし之草葉にちゝみ

故、夫々何日ニも荒申間敷と申居候由也、既ニ

今八月五日迄二八月朔日二百十日ハ八月四日之

穏ニ候事、此已後何日ニ静ニ候ハヽ珎ら敷事ニ候也

五香之儀用候節之禁物左之通

五香服薬之節禁物之品

青菜 一大根 一あぶらけ

川魚 一こふばしき物

64

右前後半時づゝ禁ず

同用ひ方

あつき白湯にざつとふり出し、七へん斗

右五香之伝来三浦家ニ限る事、此本初紙 は ( ĉ惺羅±家)

より紙数十三枚目書乗セ置、翻刻()にあたる) 可見合事

香煎法 主治積聚 藿乱 咳□日久不止者

蒲公英一斤 甘松十両

右水以三濃煎去滓煮如飴用之

之製乎、 伝曰斯方不知何人整也、 中世|直瀬家

右法河村順碩ヨリ聞 (^{彦根藩士・藩医)} 其功如神

塩漬茄子漬方

水壱升ニ塩二合程入、酢小茶碗ニーツ程入

能煮立、其ゟつめ度成候程御さまし被成

右水の分量にハ小なすなれハ百ほと

おき、 漬申候、 たらし御漬被成候、御入物へ御入少し斗 右なすへふり塩いたし、夫ゟさめ候塩水ヲ 塩水さめ候ハ、茄子の水ヲよく なす跡先ヲ取、少しの間水ニつけ

65

通二被成御漬被成候、二度めからハ能く ヲせんじ、よくひへ候所ニて茄子前之 用ひ、塩はかりを又二合程入、右塩水 被成候でよろしく御さ□、猶また後々(⟨゚ペック) 御漬被成候なすハ幾度も其漬水ヲ ■■■御入おしふたヲ御おき、押ヲ御おき

右之通守真院殿より申来、試る所也 近江国彦根藩主井伊直中の兄・直冨の正室 直亮の伯母) 色も付申候

併認メ方不得届まゝ口伝なけれハ十分

弘化二巳年正月、奥御右筆東條半左衛門様(二八四五) ニハ出来かね候、申来るまゝを写取置

御用召二付、名代万石以上以下之訳相伺候処 御前辺之御用召候得は、名代ハ万石以上ニ

御前御用ニ無之節ハ、万石以下之末家

無之而ハ不相成、尤前髪有之候而ハ不相成

或ハ御先年ニ而も何ニ而も不苦段被仰聞候

哉と相伺候所、 二付 御用ニ而有之、 御前御用之程合何之訳ニ而相分候 式日之外五時五半時之 式日ニ候得は五半時四時之

> 御用召ハ 御前御用二無之旨心得宜

66

旨被仰聞候、 廻状ニ有之

桃居嘉三家伝来(彦根藩士)

赤龍丹薬法

朝鮮大人参八匁 珉瑁 三分 虎珀三分

射香二分 龍脳三匁 安息香四匁

雄黄三岁

朱砂 三匁 牛黄二分

辰砂 六匁

茯苓 四匁

犀角 三匁

甘草四匁 桔梗四分 金領泊

、四十枚

銀泊四十枚

右十六味細末ニノ清蜜ニテ煉本法ト故、

調合不仕候

当時調合仕候赤龍丹一斎薬法

朝鮮大人参四匁 射香 臍最上三匁 龍脳 二匁

沈香マナバンニタ 桔梗四分 白袒

二匁

赤石脂 四夕 丁子 新花二匁

黄蓮 加賀二匁 辰砂 水飛八匁

茯苓 二岁

代砂石四分

犀角 烏一匁

薫陸 虎珀二匁 肉桂 厚皮二匁

金泊色吉四十枚 銀泊色吉四十枚

右十七味蜂蜜ニテ調合仕候

但し白袒之事ハ白檀之由也、 古書二白袒と有之由也

彦根城博物館

令和七年(二〇二五)三月二十六日発行 研究紀要

第 35 号

編集・発行

彦

根城 博物館

電話 〇七四九-二二-六一〇〇 滋賀県彦根市金亀町一番一号

サンライズ出版株式会社

印

